

# 人口問題研究

第 6 6 号

昭和 31 年 12 月刊行

貸出用

## 調査研究

近代的労働者階級のデモグラフィ的観察——大工場工員とその世帯  
についての調査結果の概要……………本 多 龍 雄 1  
平均余命曲線の型について(2)……………館 稔 28

## 資 料

労働力人口の推移傾向について……………本 多 龍 雄 45

## 統 計

人口に関する主要指標——人口動態(昭和30、31年月別その他)——国際人口統計(2)…………… 55

## 雑 報

年報第1号の刊行——実地調査の施行——定例研究報告会——日本学会議の  
人口問題  
研究体制に関する要望決議——朝日新聞社の国土総合開発調査会の食糧政策への提案…………… 80

厚生省人口問題研究所

# 調 査 研 究

## 近代的労働者階級のデモグラフィ的觀察

——大工場工員とその世帯についての調査結果の概要——

本 多 竜 雄

### 目 次

ま え が き .....	2
前篇——男子工員とその世帯.....	2
I 調査された工員集団の概貌.....	2
1. 年齢構成 .....	2
2. 教育程度 .....	3
3. 配偶関係 .....	4
4. 手取り賃金 .....	5
5. 入社時期 .....	6
II 工員世帯とその労働力構成.....	6
1. 本人の世帯における地位 .....	6
2. 世帯の世帯構成 .....	7
3. 世帯の労働力構成 .....	8
4. 世帯の所得構成 .....	10
5. 社会階級としての人口構造 .....	12
III 工場労働力の発生的構成.....	13
1. 扶養者とのつきがら .....	14
2. 世代間の職業移動 .....	14
3. 自家以外での最初の職業 .....	15
4. 地域移動 .....	16
III 補遺, 家事労働力と出産力.....	17
1. 家事労働力の配分 .....	17
2. 婚姻持続期間別出産力 .....	18
後篇——女子工員とその世帯.....	19
I 調査された工員集団の概貌.....	19
1. 年齢構成と配偶関係 .....	19
2. 賃 金 .....	19
II 所属世帯とその労働力構成.....	20
1. 本人の世帯における地位 .....	20
2. 世帯とその労働力の構成 .....	20
3. 世帯の所得とその構成 .....	22
4. 家事労働力の担当者 .....	23
III 労働力の発生的構成.....	23
結 語 .....	24

## ま え が き

人口問題研究所では昭和28年度以来ひきつづいて《典型的な社会集団の人口学的総合調査》とよぶ調査を行ってきた。それは、わが国人口問題の諸側面を集約的に代表しているような特定の地域または職域をえらんで之を人口学的諸見地から総合的に観察し、わが国人口問題の全貌をさらに一段と突つこんだ実証的な吟味の上に再構成することを趣旨として行つているものである。その内、近代的大工場の工員およびその所属世帯を対象とする調査は、昭和28年度にも京浜地区の重化学工業に属する5工場について行われたが、更に昭和30年度にも同じく京浜地区において電気器具製造業に属する2工場および製紙業に属する1工場を対象として昭和31年3月1日現在で同趣旨の調査を行つた。いずれも従業員数1千人をこえる名実ともに近代的大工場であつた。この報告は昭和30年度調査の3工場のうち電気器具製造2工場についての調査結果の概要報告である。2工場の内一つは管球部門工場であり、他は機器部門の工場であつたが、ここには2工場を合計して統計的分析の対象としている。なお詳しい数字については別刊の調査報告書を参考されたい。

近代的大工場の工員とその所属世帯に関する調査を上記総合調査の一環として選んだ理由は、前近代的な生産関係や生活様式がなお強くまた大量に残つているわが国経済の中で、近代労働者階級とよばれる人口層が人口構造の上からみても果してどれくらい近代的な実質をもつた存在として生長しつつあるかを計量することを必要と考えたからで、分析の主題を工員世帯の構造、特にその労働力構成や、工員とその扶養者との間の世代的職業移動関係および本人自身の職業移動などにおいている理由も亦そこにある。但し、これらの調査結果を更に農山漁村や中小企業従業者についても行われた他の諸調査とあわせてわが国人口問題の全貌を再吟味し再編成しようという一ばん大事な仕事は後日にまつこととし、ここには一応独立の調査としても取り扱ひうる程度の報告にとどめる。

## 前篇 男子工員とその世帯

### I 調査された工員集団の概貌

配票は全工員に対して行われたもので、やむをえない事情による未回収票を除いてほとんど完全に悉皆調査の実をあげたといつてよく、回収票中、部分的事項を除き、集計にたえない無効票も皆無にちかい好成績であつた。集計された調査票、即ち男子工員数は総計1,916である。

#### (1) 年 齢 構 成

工員の年齢構成をみると第1表のとおり。表中に比較対象のために掲げてあるとおり、この調査と並行して同じ昭和30年度の総合調査の一環として行われた東京都下墨田区の従業員30人未満の零細工場従業員（業主をも含む）調査の結果とくらべてみると、零細工場従業員がいちじるしく低年齢層に集中しているのとは反対に、30才代の中堅層ではるかに高い比重を示し、且つ40代、50代とひきつづいて高い。即ち生産年齢の全期間にわたつてその生活が継続し保障されていることがわかる。また、昭和25年センサスの結果によつて全国の男子工員（生産工程従業者）の年齢分布と比較してみても20才未満の年少労働の割合が少く、20代と30代でずつと多い。また、55才以上の老齢労働者が皆無にちかいことも特徴で、そのために年齢分布は20～55才の青壮年齢に集中してくることになる。全産業の就業者の全国平均とくらべるとこの傾向は一そう顕著である。

第1表 大工場男子工員の年齢構成  
(需細工場従業員その他との比較)

年 齢	(1) この調査の大工場	(2) 東京都下の需細工場	(3) 全 国 (昭和25年)	
			男 子 工 員	全男子就業者
0 ~ 14	—	0.2	15.8	12.2
15 ~ 19	8.6	23.7		
20 ~ 24	18.0	21.9		
25 ~ 29	13.6	14.4	35.9 (100)	32.7 (100)
30 ~ 34	16.2	10.2		
35 ~ 39	15.6	7.4		
40 ~ 44	14.6	5.5	27.7 (71)	31.3 (68)
45 ~ 49	8.1	5.2		
50 ~ 54	5.2	4.2		
55 ~ 59	0.1	3.8	3.4	8.4
60以上	—	3.4		
不 詳	—	—	...	...
計	100.0	100.0	100.0	100.0

以上、工員集団としての年齢構成の上からみると、大工場労働者は、法定労働年齢にはじまつて、且つ、その最も生産的な労働年齢期間を通じ継続して就業しているといつてもよいような形をとっている。この間の年齢の上昇に伴う比重の逡減は全国工員や全国の全就業者のそれと較べてみても、少くとも50~54才になるまでの間は大差ないとみてよい。いいかえればその職場が安定した生活の場として保障されているわけになる。但し55才をこえると殆んど就業の機会がなくなることは、工場労働力構成の上からは極めて合理的なことではあるが、社会的ないし国民経済的見地からはその後の生活がどのような形で保障されるかという問題を不問に附するわけにはゆくまい。世帯における労働力の構成がどのような世代的循環過程をとっているかという後段の分析もこの問題の究明をねらっているわけである。

## (2) 教 育 程 度

工員の教育程度別の分布をみると第2表のとおり。新旧制度を通じて義務教育修了のみの者が総

第2表 大工場男子工員の年齢別・教育程度別分布

年 齢	(1)	(2)	(3)	(4) 無 就 学	(5) 不 詳	(6) 計
	(旧制)小・高小卒 (新制)中学率	(旧制)中学率 (新制)高校率	(旧制)高専以上 (新制)大学率			
15 ~ 14	93.3	6.7	—	—	—	100.0
20 ~ 24	50.4	47.2	1.7	—	0.5	100.0
25 ~ 29	74.2	22.3	3.5	—	—	100.0
30 ~ 34	86.5	11.6	1.3	—	0.6	100.0
35 ~ 39	92.0	7.7	—	—	0.3	100.0
40 ~ 44	87.9	11.8	—	—	0.3	100.0
45 ~ 49	85.2	12.9	—	—	1.9	100.0
50 ~ 54	93.9	6.1	—	—	—	100.0
55 ~ 59	...	—	—	—	—	...
60以上	—	—	—	—	—	—
計	80.3	18.3	1.0	—	0.5	100.0

備考 ...は少数観察(該当者一件のみ)のため表示を省留。



計して80%余で、旧制中学または新制高校卒のもの 18%余、不詳0.5%を合せて99%強を占める。したがって高等教育卒業者は1%にすぎないが、しかし年齢別にみると高等教育卒業者が20~34才層のところに集中しており、戦後の新しい動きであることが注意をひく。また義務教育以上の中等教育をうけたものも30代のものより20代のものに、且つ現在25~29才のものより20~24才のものへと若くなるほどその割合が高くなっていることも注目すべき現象で、20~24才層では義務教育のみの者とそれ以上の教育をうけたものとがほぼ半々という形をとっている。

15~24才の一番わかい年齢層をとつて、これを上記の零細工場従業者の典型的労働力であり且つ年齢も若い住み込み従業者のそれと較べてみると、

	義務教育のみ	それ以上
大工場の工員では	64.3%	35.3%
零細工場の住み込みでは	85.0%	12.4%

となつていて、相当に大きな差がみられる。

なお、昭和25年センサスで6才以上の男子における修学年数別分布をみると、(上記大工場工員総計中の義務教育修了のみ80.3%対し)在学年数9年以下のもの74.9%、また(工員総計中の旧制中学または新制高校卒のもの18.3%対し)在学年数10~12年のもの16.5%となつており、当然のことではあるが、教育程度の職業別分布の一端を示している。

### (3) 配 偶 関 係

更に配偶関係別の分布をみると第3表のとおり、27才で丁度半数のものが結婚し、30才で優に7割以上のものが有配偶者となつている。

この有配偶率を昭和30年センサスの1%抽出集計による人口5万以上の市部男子人口のそれと比較してみると第4表のようで、大工場工員の有配偶率は30才までは低位にあるが、30~34才層で逆となり、以後はずつと高い値を持続しつづけている。したがって当然に未婚率は丁度それと逆の関係にあるが、死離別率もずつと低い値を示していることが目に止まる。(表示を省略)即ち全国の人口5万以上の市部での男子未婚率は40~44才層で1.7%、50~54才層になつても1.3%となつているに對し、大工場工員の場合はこの期間に0.4%から0.0%へと殆んど残りなく結婚してしまつてゐる。また40~54才層の死離別率は人口5万以上の市部男子人口では平均して4.5%に達するのに

第3表 大工場男子工員の年齢別・配偶関係別分布

年 齢	未 婚	有配偶	死 別	離 別	不 詳	計
15~19	99.4	0.6	—	—	—	100.0
20~24	97.1	2.9	—	—	—	100.0
25~29	53.5	46.2	—	0.4	—	100.0
25	86.8	13.2	—	—	—	100.0
26	<b>70.8</b>	29.2	—	—	—	100.0
27	<b>50.0</b>	<b>50.0</b>	—	—	—	100.0
28	48.0	50.0	—	2.0	—	100.0
29	28.8	<b>71.2</b>	—	—	—	100.0
30~34	11.9	87.8	0.3	—	—	100.0
35~39	3.0	96.0	0.7	0.3	—	100.0
40~44	0.4	97.5	1.8	0.3	—	100.0
45~49	0.5	<b>98.1</b>	0.6	0.6	—	100.0
50~54	0.0	89.9	8.1	1.0	1.0	100.0
55~59	...	...	...	...	...	100.0
60以上	—	—	—	—	—	100.0
計	35.8	63.0	0.9	0.3	0.0	100.0

第4表 大工場男子工員と全国市都男子人口の有配偶率の比較

年 齢	有 配 偶 率	
	大工場工員	人口5万以上の市部男子
15 ~ 19	0.6	0.1
20 ~ 24	2.9	6.9
25 ~ 29	46.2	51.4
30 ~ 34	87.8	85.8
35 ~ 39	96.0	94.3
40 ~ 44	97.5	95.1
45 ~ 49	98.1	94.9
50 ~ 54	89.9	91.8
55 ~ 59	...	89.0
60 ~ 64	—	83.5

に対し、大工場工員の場合では平均して3.2%の低水準にある。

なお郡部をも含めた全国男子人口のそれ（昭和30年センサス1%抽出集計）と比較しても、30～34才の全国有配偶率88.8%に対し、この調査の大工場工員は87.8%という極めて近い数値をしめしており、また、年齢階層別にみた最高の有配偶率は全国では40～44才層の95.7%であるのに対し、大工場工員の場合は一階層上の45～49才のところで、且つ98.1%という高い値をしめしている。

#### (4) 手 取 り 賃 金

最近1カ月の手取り賃金の分布を年齢階級別にみると第5表のとおり。15～19才層の5千円以上1万円未満をふり出しとして、年齢階層の昇るにつれて極めて規則的に上昇し、分布のモードは35～39才および40～44才層で2万円以上2万5千円未満のところに達している。総計のモードも亦、年少者の多いために出てくる5千円以上1万円未満と並んで、2万円以上2万5千円未満のところへ現われている。

第5表 大工場男子工員の年齢別・賃金階級別分布

年 齢	5千円未満	5千円以上 1万円未満	1万円以上 1万5千未満	1万5千以上 2万円未満	2万円以上 2万5千未満	2万5千以上 3万円未満	3万円以上	不 詳	計
15～19	5.4	86.1	—	0.6	—	—	—	7.9	100.0
20～24	0.3	72.8	22.9	—	—	—	—	4.0	100.0
25～29	0.4	15.7	53.1	25.4	3.1	—	—	2.3	100.0
30～34	0.3	0.6	11.6	43.7	31.5	9.0	1.0	2.3	100.0
35～39	—	—	4.3	14.0	39.7	28.0	10.7	3.3	100.0
40～44	—	—	—	7.1	40.4	32.9	15.0	4.6	100.0
45～49	0.6	—	—	2.6	34.8	33.6	21.9	6.5	100.0
50～54	—	—	—	6.1	22.2	20.2	48.5	3.0	100.0
55～59	—	—	—	—	—	—	100.0	—	100.0
60以上	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0
計	0.7	22.8	13.9	14.4	21.6	14.4	8.3	3.9	100.0

備考 賃金は月手取り。55～59才は1件のみ。

なお労働省の昭和29年の職種別等賃金実態調査によつて男子鋳物工の年齢別賃金（月間きまつて支給される給与、但し税込）をみると、

	総 数	規模1,000人以上	30人未満10人以上
18～19才で	8,600円	9,100円	8,100円
40～49才で	21,800円	27,500円	15,620円

となつているから、この調査の対象となつた工員の賃金水準は従業員1,000人以上の大工場の一般水準とほぼ等しいとみてよく、上昇傾向も亦おなじい。即ち上記労働省の資料によつてみても、30人未満工場では平均賃金の最高値は35～39才層（15,850円）のところにあつて以後は年齢の上昇につれて却つて下り坂となるが、大経営の場合は年齢の上昇につれて最後まで上昇をつづけている。但し60才以上は大経営では統計的観察に値いするほどの該当工員なく、30人未満工場では60才以上まできると12,800円というところにまで落ちこんでいる。その間に大小経営間にどのような労働力の移動関係があるかは残念ながら後日の研究にゆずるほかはない。

## (5) 入 社 時 期

最後に入社時期別の分布をみると、過半数53.0%は昭和20年8月すなわち終戦以前に属し、終戦後入社は終戦直後から昭和22年末までの2年半の間と、昭和26~28年の3年間に特に集中度が高い。この分布を更に年齢別にみると、終戦以前および終戦直後入社的大部分は高年層に集中し、最近の入社は年少層に属する。当然のことではあるが、中途の退社はあつても、中途からの入社機会の全くないことを示しているわけである。その点、上記の東京都下零細工場従業者調査が幼老の全年齢にわたつて大部分最近の就職者であり、職場移動のきわめてはげしいものであることを示していたのと好対照をなしている。(零細工場従業者調査の結果については本稿につづいて実川実技官によつて発表される筈である。概略については「昭和30年度人口問題研究所年報」所収の同技官の論稿を参照されたい。)

第6表 大工場男子工員の年齢別・入社時期別分布

年 齢	終 戦 前	終戦~昭22	昭23~25	昭26~28	昭29以降	不 詳	計
15 ~ 19	—	—	—	47.3	50.9	1.8	100.0
20 ~ 24	—	23.8	3.8	56.5	14.8	1.1	100.0
25 ~ 29	44.6	33.8	1.2	17.3	2.7	0.4	100.0
30 ~ 34	57.5	20.6	19.0	2.9	—	—	100.0
35 ~ 39	80.7	15.7	0.7	0.3	1.0	1.6	100.0
40 ~ 44	90.0	9.3	0.4	—	—	0.3	100.0
45 ~ 49	86.5	12.9	—	—	—	0.6	100.0
50 ~ 54	91.9	5.1	1.0	—	—	2.0	100.0
55 ~ 59	100.0	—	—	—	—	—	100.0
60以上	—	—	—	—	—	—	—
計	53.0	17.3	4.1	17.1	7.6	0.9	100.0

## Ⅱ 工員世帯とその労働力構成

### (1) 本人の世帯における地位

男子工員が自分の所属している世帯で占めている地位を世帯における地位別にみると第7表のとおり。但しここにいう世帯主とはその世帯における最多収入者をとつてあるので、一般の続柄分布と比較する場合とくに注意をしていただきたい。(なお、本稿で世帯主とあるはすべて最多収入者のことをいう。)

同表にみるとおり、総括して工員の約7割は世帯主すなわち最多収入者であり、2割弱が世帯員すなわち自分より収入の多い父兄等をもつ世帯に属する世帯員、残りの1割弱が準世帯主すなわち寮や借間ぐらしの者であることになる。

但し之を年齢別にみると、上掲第3表の配偶関係別分布でみてきたように、7割以上が有配偶者となる30才を境として格段の差異があり、30~34才層では96%以上のものが、40~44才層では四捨五入すると100%のものが世帯主すなわち世帯における最多収入者となつている。

上記東京都零細工場従業員の場合と対照してみるとその差異は一そう典型的で、零細工場従業員の場合には経営主を含めても世帯主(おなじく最多収入者)は半数にみならず、経営主やその家族従業

者並びに住み込み従業員を除いた通勤従業員だけをとつてみても、世帯主は半数をややこえる程度であつた。

第7表 大工場男子工員の年齢別・世帯における地位別分布

年 令	(A)世帯主 (最多収入者)	(B) 非 世 帯 主				(C)準世帯主	計
		子 供	兄 弟	父(祖 父)	その他の親族		
a) 実 数							
15 ~ 19	20	81	39	—	2	23	165
20 ~ 24	50	117	63	—	—	115	345
25 ~ 29	144	28	22	—	—	66	260
30 ~ 34	299	2	1	—	—	9	311
35 ~ 39	296	—	—	—	—	4	300
40 ~ 44	280	—	—	—	—	1	281
45 ~ 49	152	—	—	—	—	2	154
50 ~ 54	98	—	—	—	—	1	99
55 ~ 59	1	—	—	—	—	—	1
60以上	—	—	—	—	—	—	—
計	1,340	228	125	—	2	221	1,916
b) 割 合							
15 ~ 19	12.1	49.1	23.6	—	1.2	14.0	100.0
20 ~ 24	14.5	33.9	18.3	—	—	33.3	100.0
25 ~ 29	55.4	10.8	8.4	—	—	25.4	100.0
30 ~ 34	96.1	0.6	0.3	—	—	2.9	100.0
35 ~ 39	98.7	—	—	—	—	1.3	100.0
40 ~ 44	99.6	—	—	—	—	0.4	100.0
45 ~ 49	98.7	—	—	—	—	1.3	100.0
50 ~ 54	100.0	—	—	—	—	1.0	100.0
55 ~ 59	100.0	—	—	—	—	—	100.0
60以上	—	—	—	—	—	—	—
計	70.7	11.9	6.5	—	0.1	11.5	100.0

## (2) 世帯の世帯構成

いま(A)工員が世帯主すなわち最多収入者である最も多数の典型的な工員世帯だけをとつて、その世帯の続柄別構成を一世帯当り平均人数として、工員(Aの場合は世帯主)の年齢別に、表示してみると第8表(A)のような結果をうる。

その総平均の一世帯当り世帯員数4.6人は、昭和25年センサスによる一般世帯(準世帯を除く)の1世帯当り人員、全国市部の平均で4.45人よりもやや大きく、東京都や大阪府(但し郡部も含む)の4.3人という数字とくらべると相当大きい。有配偶率がきわめて高いことがその一ばん大きな理由と考えられるが、父とくに母を扶養する率の比較的高いことも注意をひく。

しかし同表(B)によつて本人が世帯主でない世帯の場合をみると、一世帯当り世帯員数は平均して6.1人と極めて大きく、農家の平均とほぼ同じ水準にある。上段(A)の場合と較べてみると子供が多く、兄弟姉妹も亦おおいことがその原因であり、工員自身はなお大部分が25才未満の未配偶者

で父または兄を世帯主とする世帯の一員として家族主義的協同体制の中で働いているわけになる。

そこで、世代の循環交替という見地から、(A)と(B)の二つの世帯群をつなげて考えてみると、(B)世帯、即ち工員がまだ親の家にいる世帯の子供の中の1人が独立して(A)の該当年齢群の世帯の世帯主となると考えてもよいわけで、その場合その平均世帯員数はほぼ半分ちかくにまで収縮するわけになる。そのようにして(A)世帯群の世帯主として独立した工員が40才代に達する頃の未他出の子供数は3人前後で、丁度15~19才層の工員がまだ独立せずに所属している(B)世帯の子供数と符号している。そのとき丁度また子供が独立する労働年齢に達していることは次の労働力構成の分析からも再認することができよう。

第8表 大工場男子工員世帯の世帯主(最多収入者)に対する続柄別世帯当り世帯員数

工員の年齢	総数	世帯主	妻	子供	兄弟姉妹	父	母	祖父母	その他
(A) 工員が世帯主である世帯									
15~19	3.7	1.0	0.1	0.0	1.0	0.2	1.0	0.2	0.3
20~24	3.5	1.0	0.2	0.0	1.1	0.4	0.7	0.0	0.0
25~29	3.4	1.0	0.7	0.4	0.6	0.2	0.3	0.0	0.0
30~34	4.0	1.0	0.9	1.2	0.4	0.2	0.3	0.0	0.0
35~39	4.7	1.0	1.0	2.1	0.2	0.1	0.3	0.0	0.0
40~44	5.0	1.0	1.0	2.7	0.0	0.1	0.2	—	0.0
45~49	5.6	1.0	1.0	3.3	0.0	0.0	0.2	—	0.0
50~54	5.5	1.0	0.9	3.4	—	0.0	0.2	—	0.0
55~59※	6.0	1.0	1.0	3.0	—	—	—	—	—
60以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	4.6	1.0	0.9	2.0	0.2	0.1	0.3	0.0	0.0
(B) 工員が非世帯主である世帯									
15~19	6.4	1.0	0.6	3.0	1.3	0.1	0.4	0.0	0.0
20~24	5.9	1.0	0.7	2.8	0.9	0.1	0.3	0.0	0.0
25~29	6.1	1.0	0.6	2.4	1.4	0.1	0.4	—	0.0
30~34※	7.7	1.0	1.0	4.6	1.0	—	—	—	—
35以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	6.1	1.0	0.7	2.8	1.0	0.1	0.3	0.0	0.0

備考 ※印は少数観察のものであることを示す。世帯分布の実数については第7表参照。

### (3) 世帯の労働力構成

工員世帯の労働力構成を一世帯当り平均の就業人員として、世帯における地位別にとらえてみると第9表のような結果をうる。

(A)工員が世帯主(最多収入者)である正常の工員世帯についてみると世帯当り平均の就業人員、すなわち世帯の生計のために稼働されている人数は、最初20~24才層では2.0人で、本人(工員世帯主)以外の稼ぎ手としては、兄弟姉妹0.7人があり、その他には妻と父と母とを夫々0.1人、合計して自分以外には丁度1.0人分を稼働させている。しかし世帯の稼ぎ手数は年齢の上昇とともに減つてゆき、40~44才において1.1人と最低値に達する。兄弟姉妹の就業者が目立つて減つてゆくのは、前表の世帯員数からも察知されたとおり、彼らが次第に独立して他出してゆくことを意味する。

そして40~44才層に達すると妻や父母を稼がすことも殆んどなくなり、それらに替つて子供0.1人が新しい稼ぎ手として登場してきている。

第9表 大工場男子工員世帯の世帯主(最多収入者)に対する続柄別世帯別就業人員

工員の年齢	総数	世帯主	妻	子供	兄弟姉妹	父	母	祖父母	その他
(A) 工員が世帯主である世帯									
15~19	1.8	1.0	—	—	0.4	0.1	0.2	—	0.2
20~24	2.0	1.0	0.1	—	0.7	0.1	0.1	—	—
25~29	1.7	1.0	0.2	—	0.4	0.1	0.0	—	0.0
30~34	1.4	1.0	0.0	—	0.3	0.1	0.0	—	0.0
35~39	1.2	1.0	0.0	—	0.1	0.0	0.0	—	0.0
40~44	1.1	1.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	—	0.0
45~49	1.6	1.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	—	—
50~54	2.2	1.0	0.0	1.1	—	0.0	0.0	—	0.0
55~59※	3.0	1.0	—	2.0	—	—	—	—	—
60以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1.4	1.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
(B) 工員が非世帯主である世帯									
15~19	3.2	1.0	0.1	1.3	0.7	0.1	0.0	—	0.0
20~24	3.2	1.0	0.1	1.1	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0
25~29	3.2	1.0	0.1	1.1	0.8	0.1	0.0	—	—
30~34※	3.2	1.0	—	1.6	1.0	—	—	—	—
35以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	3.2	1.0	0.1	1.3	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0

備考 ※印は少数観察の誤差の多いことを示す。

子供の就業は、以後、急速度に増加し、50~54才層で1.1人、55~59才層では少数観察ではあるが2.0人に達する。それに応じて世帯の総就業者数も亦40~44才層の最低値1.1人から再び反転急増の形をとり、50~54才層で2倍の2.2人に、55~59才層では少数観察ではあるが3.2人と極大化している。但しその間一貫して稼ぎ手は本人と子供だけといつてよく、妻も殆んど完全に共稼ぎから解放されていることが注意をひく。

次に、(B)工員がなお非世帯主である世帯についてみると、その総就業人員は総平均で3.2人と前者(A)世帯群の2倍半に近い数字を示しており、(A)群世帯中の高年齢層と比較しても更に高い値を示している。しかし、この(B)世帯群の就業子供数平均1.3人の中の1人が独立して世帯主となり結婚生活に入ると考えられる(A)群30~34才層では、丁度残りの0.3人分を兄弟姉妹としてかかえており、ほかに父の0.1人がなお就業者として但し家計補助的に残っているわけになる。世帯の世代的交替循環は、世帯構成についてよりも、その労働力構成において見る方が一そう明確である。

尤も、このような循環過程は、現在の工員世帯の年齢分布を擬制的に時間的継起の関係にあるものとして観察したもので、現在工員がなお世帯員として所属している世帯の世帯主は必ずしもそのすべてが工員であるわけではない。(B)群世帯は、むしろ、(A)群世帯すなわち今日の大工場工員世帯の発祥した前代の世帯群の有様を示すものとする方が一そう妥当であろう。そこで、そうい

う見地から(B)群世帯の労働力構成を(A)群世帯の高年齢層のそれと対照してみると、その稼働人員は(B)群において遙かに多い。いかえれば、近代的大工場工員の形成する本格的な工業労働者世帯(A)は、これらの工員を今はじめて送り出している世帯(B)にくらべて、その労働力構成においても、はるかに単純化され、近代的単家族的形態に純化されたものであるということになる。あるいは、夫妻、親子、兄弟姉妹の家族総動員的な労働力構成をもつ世帯を出発点として、新しい近代的単家族的形にふさわしい労働力構成をもつた近代的労働者世帯は、いま形成過程の途上にあるのだと考えることもできようかとおもう。

併し、(B)群にみるような家族総動員型の世帯構成は、それと同時にまた、世代の交替途上に強制

第10表 大工場男子工員世帯の労働力化率 (%)

工員の年齢	全世帯員の労働力化率	世帯主以外の世帯員の労働力化率
(A) 工員が世帯主である世帯		
15 ~ 24	54.3	36.2
25 ~ 29	50.3	29.3
30 ~ 39	29.7	8.9
40 ~ 49	25.1	7.2
50 ~ 59	39.6	24.3
計	31.5	12.2
(B) 工員が非世帯主である世帯		
計	52.8	42.8

備考 (B)世帯群に属する工員の大部分は30才未満、約85%は25才未満である。上掲第7表参照。

ち世帯員数に対する就業世帯員数の割合を計算してみると第10表のとおり。(B)世帯群の家族総動員の体制はきわめて顕著である。

#### (4) 世帯の所得構成

以上のような世帯の労働力構成が必要とされる理由を更に所得構成の面から検討してみると第11表のような結果をうる。

次表によつてみると(A)工員が世帯主である世帯にあつては、若い年齢層では、当人の賃金が低いことはもちろん、その他の就業世帯員のそれも亦当然にひくく、したがつて就業人員が多いにかかわらず世帯の総収入額は極めて低い。30才未満にあつては世帯の総収入は2万円にみたない。之に反し、30才から40才へと中年期に達するに従い、就業世帯員数は自立つて逡減してゆくにかかわらず、その世帯総収入は着実に増加しており、更に40才代以降就業世帯員数の再び逡増する場合にはその世帯の総収入はいちじるしく増加している。

また、(A)と(B)の両世帯群を比較してみると、(B)工員がまだ独立せずに父兄の世帯に所属している場合には、当人の月収は(A)群の該当年齢のものにくらべて比較的到低いが、世帯の総収入はきわめて高く、世帯としての所得水準も1世帯員当りのそれも(A)群の50才前後のそれとほぼ同一水準にあるとみてよい。即ちその低収入が家族主義的庇護下に保障されていることを示している。

第 11 表 大工場男子工員とその世帯の平均月収

工員の年齢	工員の月収	他の就業世帯員の1人当り平均月収	世帯主以外の就業世帯員数	世帯の月収	1世帯当り世帯員数	世帯員1人当り平均月収
(A) 工員が世帯主である世帯						
15 ~ 19	6,400円	6,000円	0.8人	11,200円	3.7人	3,000円
20 ~ 24	9,000	6,400	1.0	15,300	3.5	4,400
25 ~ 29	13,800	8,700	0.7	19,800	3.4	5,800
30 ~ 34	18,700	9,700	0.4	22,800	4.0	5,700
35 ~ 39	23,300	9,100	0.2	24,700	4.7	5,300
40 ~ 44	24,700	8,400	0.1	25,800	5.0	5,200
45 ~ 49	26,100	7,500	0.6	30,700	5.6	5,500
50 ~ 54	29,000	10,100	1.2	40,900	5.5	7,400
55 ~ 59※	38,000	8,500	2.0	55,000	6.0	9,100
(B) 工員が非世帯主である世帯						
15 ~ 19	5,700	13,700	2.2	35,500	6.4	5,300
20 ~ 24	8,600	13,900	2.2	38,900	5.9	6,600
25 ~ 29	11,800	14,200	2.2	42,600	6.1	7,000
30 ~ 34	16,200	12,700	2.7	49,900	7.7	6,500
(C) 工員1人の準世帯						
15 ~ 19	6,200	—	—	6,200	1.0	6,200
20 ~ 24	8,300	—	—	8,300	1.0	8,300
25 ~ 29	11,000	—	—	11,000	1.0	11,000
30 ~ 34	13,900	—	—	13,900	1.0	13,900
35 ~ 39	15,000	—	—	15,000	1.0	15,000
40 ~ 44	20,000	—	—	20,000	1.0	20,000
45 ~ 49	23,500	—	—	23,500	1.0	23,500
50 ~ 54	18,000	—	—	18,000	1.0	18,000

備考 ※印は極端な少数観察であることを示す。なお、本表の計算に当つては工員以外の世帯員には収入未詳が若干あるので実際とは若干の誤差がある。

このことは、裏からいえば、(A)群における同じ低年齢層の工員世帯主は、父兄の失業、死亡その他の理由によつて罷むなく世帯主(即ち世帯における最多収入者)として働くことを余儀なくされているものであることを物語るもので、20才未満ないし25才未満の工員が世帯主である世帯の世帯員1人当りの月収は上表では3,000円ないし4,000円の水準にしかない。と同時に、このような低生活水準こそ、いわゆる家族主義的庇護と保障の下にある年少労働力の家族主義的評価価格をはだかにしてみせたものだといつてもよいのではないかとおもう。

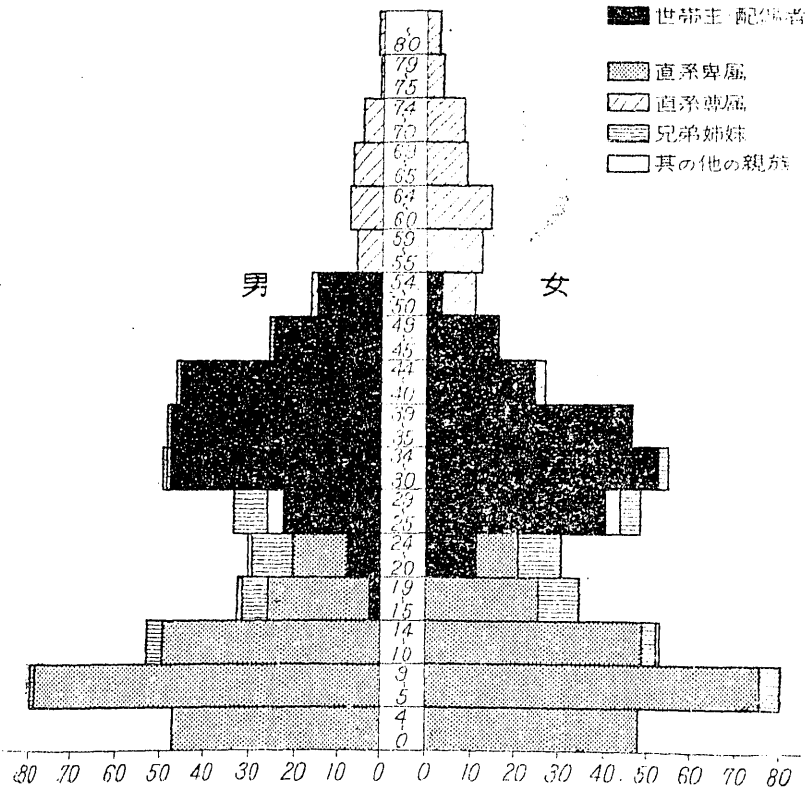
なお(C)群などにいる準世帯工員の月収は(A)や(B)と較べても最も低く、世帯をもたないことが主として経済的事情によるものであることを察知せしめる。

要之、所得水準からみた大工場工員の独立年齢は辛じて30才あたりにあるといつてよい。婚姻年齢からみた見当も亦ほぼその辺にあつたわけであるから、人口再生産過程の最初の出発点はあきらかに経済的条件の規制下にあるといつてよからう。戦前とくらべて大きな過剰人口の圧力を痛感せしめる事実であるが、俸給生活者群においても之と大差あるわけではなく、中小並びに零細企業従業員の場合にはもつと深淵なものがあることはいうまでもない。



(5) 社会階級として人口構造

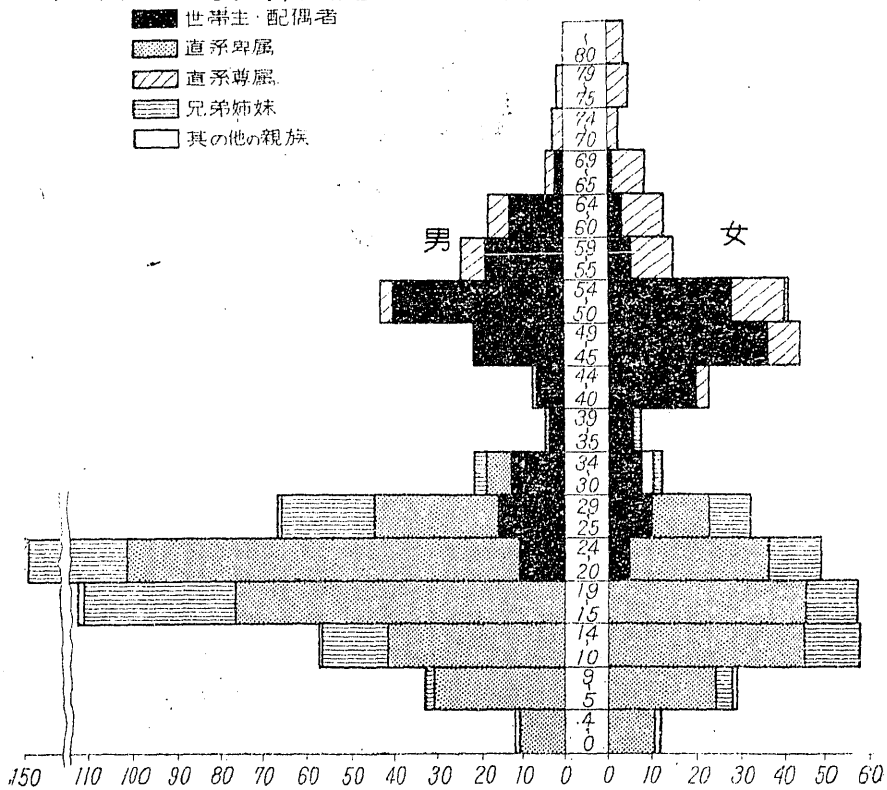
第1図 (A)工員が世帯主である世帯群人口の年齢構成(千分率)



最後に全工員世帯を近代的労働者階級という一つの人口集団としてとらえ、その年齢構成を世帯における地位別に図示してみると第1～3図のようである。

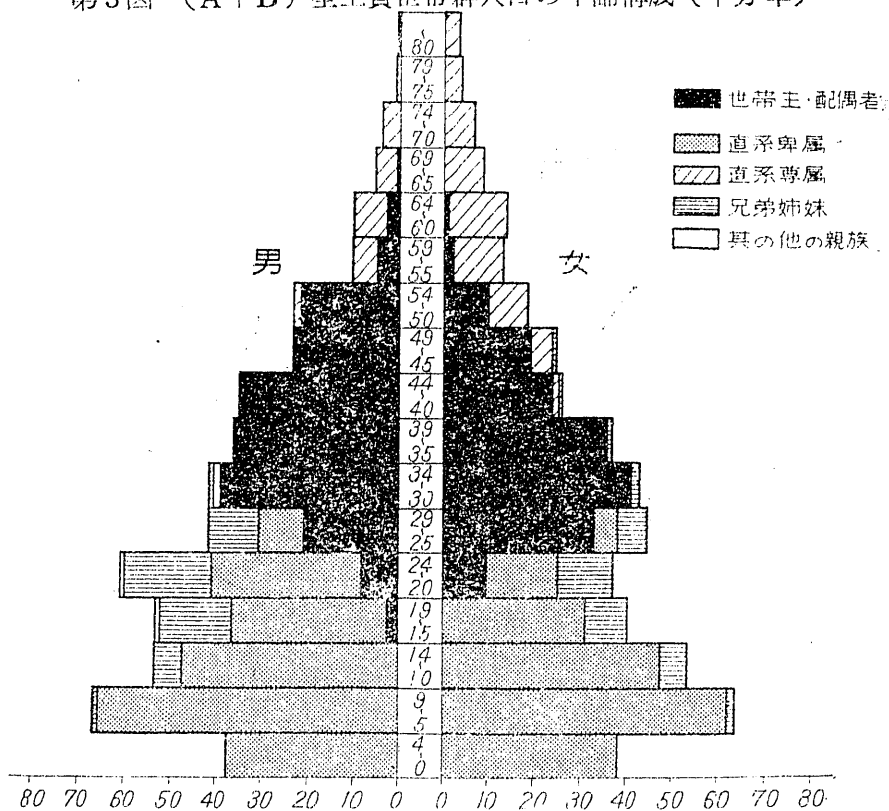
図示によつて概観しうるとおり、(A)工員が世帯主である世帯群の人口は青壮年層のふくらの大きい大都市人口型を典型的に代表している。もし之に(C)準世帯にいる1人ぐらしの工員をつけ加えるならば、この形は一段と極端なものとなるはずである。之に対し(B)工員がまだ非世帯主である世帯群の人口は世代の交替期における過渡期の異様な姿を示し、丁度(A)群に

第2図 (B)工員が非世帯主である世帯群人口の年齢構成(千分率)



欠けたところを補う形をとっている。したがって(A+B)両群を合計した全世界帯群の人口、いかなれば現在工員がなんらかの意味で所属している世帯の全人口として観察してみると、第3図にみるようにまた正常な形をとってくる。しかし、人口分析という見地からいうならば、むしろそのような正常な型をとっている人口集団が、現実的には二つの異質的な集団の相互的交替と循環の過程としてできているものであることに注目することが肝要であろう。

第3図 (A+B) 全工員世帯群人口の年齢構成(千分率)



いま、この(A+B)人口集団を近代的労働者階級のデモグラフィ的形態を代表するものとし、その年齢別構成を一般人口のそれと対比してみると第12表のようで、15~29才の就業移動期から30~44才の定着活動期の人口層に大きな比重をおいた生産的人口集団であることがわかる。しかし定着活動期の後半期にあたる45~59才層から60才以上の引退養老期にかけてその比重を著しく低下させていることは、それが労働者階級人口の生物学的形態ではない以上、当然にそのひずみを受けとる他の社会集団がなければならぬはずである。社会階級別にみた人口の再生産過程は、上にみてきたようにただに内部的な断絶を孕んだものであるだけでなく、全体としてもまた封鎖的、自己完了的なものではありえないのである。人口の社会的移動の問題の重要性も亦そこにあるといつてよからうかとおもう。

第12表 全国人口と近代的労働者階級人口の年齢構成の比較

	総数	0~14才	15~29才	30~44才	45~59才	60才以上
全国人口(昭和30年)	100.0%	33.6%	27.4%	18.2%	12.7%	8.1%
(A+B)近代的労働者階級	100.0	31.7	28.0	22.2	11.4	6.5
全国人口を100とする指数	—	94.3	102.2	122.0	89.8	80.2

### Ⅲ 工場労働力の発生的構成

現在工員として近代的工業労働力を構成している者たちが、どのような社会階層から、またどのような経過をたどって発生してきたものであるかという、社会的移動の問題に接近する手段の一つと

して、この調査は工員が義務教育をおえたとき即ち最低の労働年齢に達したときに彼らを実際に扶養していた扶養者の職業をあきらかにし、工業労働力の発生的起源の社会階級的な背景を明きらかにしようとした。とくに義務教育修了時の扶養者を対象として、出生時にまで遡らなかつたのは、労働年齢に達するまでの間の移動が相当にはげしいことを考慮したためである。

### (1) 扶養者とのつきがら

そこで最初に彼ら工員が義務教育をおえた時の扶養者が誰であつたかをみると第13表の様である。ここに工員の現在の年齢を大きく3階級に区分したのは、既往にさかのぼつて彼らが労働年齢に

第13表 大工場男子工員が義務教育をおえた時の扶養者と工員との続柄別分布

工員の現在の年齢	父	父以外の家族	その他の親族	他人	不詳	計
24才未満	75.9	18.0	1.4	0.6	4.1	100.0
25~34才	82.7	11.0	2.4	0.2	3.7	100.0
35才以上	62.9	8.7	2.0	1.1	5.3	100.0
計	80.9	11.9	2.0	0.7	4.5	100.0

達した時が戦後にあたる者(24才未満層)、戦時中にあたる者(25~34才層)および戦前にあたる者(35才以上)に部類わけして、戦前戦後の推移をみようとしたためである。そういう見地から表の数字を追つてみると、扶養者が父であつたものは総計して8割余に達しているが、戦前・戦後をくらべてみると労働年齢に達するまでの間父の手許で育てられたものの割合は相当に少くなつてい

る。そして、当然のことではあるが、その逆に父以外の家族(母や兄など)に育てられたものの割合は増してきている。但しそれがどの程度まで戦争の影響を語るものか、それとも社会事情の変遷を語るものであるかは残念なことにつきとめるきめ手がない。むしろそういう点では、少数部分の推移ではあるが、家族以外の親族(叔父・叔母など)や血縁のない他人に育てられた者の割合が戦後は戦前にくらべて減つていることの方が一そう暗示的である。

### (2) 世代間の職業移動

さて、工員たちが義務教育をおえたときのこれら実際の扶養者たちの職業別分布をとつてみると第14表のような結果をうる。

工員の年齢3階級が戦前戦後の比較をとるためであることは前段とおなじい。彼らの扶養者の職業分布中、(1)農林漁業(実質的には農業)の占める割合は、総計して3割強であるが、時代別にみると戦前の4割ちかくに対して戦後は2割強に、即ち半分ちかくに減少している。また、出身農家の経営規模別の割合をみると、その分布の形は戦前戦後を通じて1町を境とする上層農家の方へ強くかつていることが目に止まる。

総計して、農林漁業について大きな割合を占めているのは(2)其の他の自営業主であるが、これも時代別にみると戦後はその比重を顕著に軽減しているのが注意をひく。

第14表 大工場男子工員が義務教育をおえた時の扶養者の職業別分布

扶養者の職業	現在の工員の年齢			計
	24才未満	25~34才	35才以上	
1) 農林漁業者	21.2	26.1	39.5	31.5
内、農地2町以上	3.1	5.1	6.7	5.3
" 2~1町	5.7	5.6	11.1	8.0
" 1町~5反	3.3	3.3	8.0	5.4
" 5反未満	1.8	2.6	1.2	1.8
" 不詳	6.3	8.9	12.5	9.7
林漁業	1.0	0.5	2.0	1.3
2) 其の他の自営業主	16.8	25.9	26.1	23.6
内、製造業	3.1	4.0	6.2	4.7
商売	9.4	13.7	14.0	12.7
その他	4.3	8.2	5.9	6.2
3) 筋肉労働者	16.5	15.4	6.6	11.9
4) 俸給生活者	28.4	20.3	9.2	17.6
5) その他	0.6	0.6	0.9	0.7
6) 無業及び不詳	16.5	11.7	15.7	14.7
7) 計	100.0	100.0	100.0	100.0

之に反し、戦後にいちじるしくその比重を高めているのは(3)筋肉労働者と(4)俸給生活者で、いづれも主として都市的で且ついづれも近代的な被傭者階級であることに意味がある。特に俸給生活者層は戦後は3割ちかくの比重を占め、農林漁業者の2割強を上廻つて第1位となつている。そして俸給生活者層と筋肉労働者層とを合せた近代的被傭階級層の比重が戦後は45%、不詳票を斟酌すれば優に過半数に達し、農林漁業者やその他の自営業者層を合せた家族経営的生業者層を大きく超えるに到つていることは注目し得る事実といつてよからう。

その内、とくに筋肉労働者層の比重の増大は同じ労働者階級層の自己再生産過程の強化として意味があり、實質的には世代の交替過程における社会的上昇運動を示すものとみてよからう。他方、俸給生活者層と筋肉労働者層との社会的層位の上下は一概に確定しがたいが、近代的な大工場における工業労働力が一般サラリーマン層の中からも、しかも最も強力に吸収、編成されつつあるという事実は注目にあたいする現象で、近代的労働者階級は独立の人口集団としても今まさしく拡大再編成の途上にあることを実証するに足るものであろう。

### (3) 自家以外での最初の職業

次に、工員が彼らの扶養者の家を出てその職業経歴の上で最初についた職業が何であつたかをみたものが第15表である。特に「自家以外」とことわつてあるのは、彼らの扶養者が自営業者である場合その家族従業者として家業に従事する場合が少くないと考えられたからである。したがつて、左表にみる最初の職業は近代的な個人として、つまり労働力という商品として、労働市場に入つた出発点の職業をいうわけである。

第15表 大工場男子工員の最初についた職業別分布

最 初 の 職 業	現 在 の 工 員 の 年 齢			計
	24才未満	25~34才	35才以上	
1) 現職が最初の職業である者	83.7	66.9	40.6	59.9
2) よそでの工場労働者	10.4	23.3	35.1	25.0
内、経営規模200人以上	2.9	18.0	15.8	13.0
" 200人未満30人以上	3.5	2.8	6.5	4.6
" 30人未満	3.5	2.1	12.2	6.9
" 不詳	0.4	0.4	0.6	0.5
3) その他の筋肉労働者	2.7	5.6	14.7	8.8
4) 自営業主	0.4	0.7	4.7	2.3
内、製造工業	0.2	0.2	0.8	0.5
そ の 他	0.2	0.5	3.6	1.8
不 詳	—	—	0.2	0.1
5) 俸給生活者	1.8	2.8	2.5	2.4
6) そ の 他	—	—	0.1	0.1
7) 不 詳	1.0	0.7	2.3	1.5
8) 計	100.0	100.0	100.0	100.0

左表にみるように、総計して現工員の6割は現職を最初の職業とするもので、その割合は24才未満層では8割5分にも近い数に達しているが、就業年齢が戦前におちる35才以上層にあつても優に4割は最初からここに来たものであつて、上段にも入社時期別の分布でみてきたとおり、大工場の工員が中途退社があつても、中退入社はほとんどなく、したがつて当初からの一貫就業者が多いことを示している。

そこで、(1)現職が最初の職業である者と(2)よそでの工場労働者であつた者、すなわち最初の職業が工場労働者であつた者の割合は、総計して85%、戦後層の24才未満では約95%という比重を占めている。したがつて、自営業や俸給生活をふり出しとした者の割合は、とくに戦後では、ほとんど無視してよいほどの小さな比重しかもつていない。

但し(2)よそでの工場労働者をふり出しの職業とする者の内、その従業員数からみた経営規模200人

未満の中小及び零細工場労働者と、(3)工業以外の筋肉労働者や、更に(4)自営業主中製造工業に携った者の合計は、総計して2割をこえ、最近の24才未満層にあつても1割を占めており、中小零細工業が労働市場で占めている大きさを十分に察知させる。とはいえ、時代別にみたその比重のいちじるしい低下傾向は、この中小零細企業の歴大な存在も、労働市場の中で、大経営のそれと通路のない異質的な存在になりつつあることを思わせるに不足しないようである。

それは、また、これら他所で最初の職業を求めた者たちだけの最初の職業の就業期間別の分布をとつてみても明瞭で、戦前層すなわち35才以上層ではそのモードは決定的に3年以上のところ集中しているのに対し、戦後層すなわち24才未満層のそれは1年以上2年未満のところであり、そして全体の過半数は2年未満の部分に属する。

なお、この調査は、最初の職業をあきらかにするほか、また主要前職すなわち前職歴中もつとも長期間従業していた職業についても調査をしたが、以上のとおり現職を最初の職業とする者が圧倒的に多いので、職歴調査に関する部分はこれ以上くわしく追及するにも及ぶまいとおもう。ただ主要前職別にみると、最初の職業別にみた諸傾向が更に一段と鋭くあらわれていることだけを附記しておく。

#### (4) 地 域 移 動

職業移動が、敍上のおおり、きわめて少いのに対応して、地域移動も亦きわめて乏しい。調査対象となつた工場は神奈川県下川崎市にあつたわけであるが、彼らが義務教育をおえた時の居住地別分布をとつてみると、第16表のようで、43%は神奈川県下に、それに東京都の16%を合せると約60%

第16表 大工場男子工員の義務教育修了地別分布

都府県名	割合(%)	都府県名	割合(%)	都府県名	割合(%)
神奈川県	42.9	福島	2.6	新潟	3.1
東京都	16.3				
埼玉県	2.9	山形	2.5	山梨	2.6
千葉県	2.0				
群馬県	2.3	秋田	2.2	その他の西日本	4.3
栃木県	2.9	青森	0.4	外地外国	0.3
茨城県	2.9	北海道	0.8	不詳	0.8
				計	100.0

第17表 工員の義務教育修了地および最初の就業地別分布

義務教育修了地	最初の就業地									計
	神奈川県	東京都	その他の関東5県	東北6県	北海道	新潟長野山梨静岡の4県	その他の西日本	外地外国	不詳	
神奈川県	91.4	6.6	0.2	—	—	—	0.6	—	1.2	100.0
東京都	60.7	37.1	0.6	—	—	—	0.3	—	1.3	100.0
その他の関東5県	63.1	22.1	14.1	—	—	—	—	—	0.7	100.0
東北6県	62.1	16.2	—	18.2	1.0	0.5	1.5	0.5	—	100.0
北海道	56.3	12.5	—	—	31.2	—	—	—	—	100.0
新潟、長野、山梨、静岡の4県	63.4	18.1	0.9	—	—	13.4	2.3	0.9	0.9	100.0
その他の西日本	58.5	13.4	—	1.2	—	2.4	23.2	1.2	—	100.0
外地外国	20.0	—	—	—	—	—	—	80.0	—	100.0
計	74.5	16.3	2.1	1.9	0.4	1.7	1.7	0.4	1.0	100.0

がいわゆる京浜地区内におちており、その労働力は主として地元で賄われているといつてもよさそうである。しかし、地元と地方のほぼ6分4分という割合は東京・大阪等の6大都市及び福岡市を含む7大都府県人口の出生地別構成（昭和25年センサス・同一都府県内出生者の割合70.9%、但し男女計）とくらべるとずっと地方出身者に依存しており、やはり人口の大都市集中傾向の波の中に成り立っている労働力であることは疑いない。

そこで、義務教育の修了地と自家以外での最初の就業地とをかみ合せて、彼らの地域移動の性格をみると第17表にみるとおりで、その殆んど大部分が東京と神奈川を最初の就業地としており、残りの僅かが、それも大部分は義務教育の修了地で最初に就業していて、他の府県に出たものはほとんどない。地方出身者は、僅かの足がりの就業を除いては、大部分が京浜地区へ一直線に入ってきたものとみてよいわけになる。

#### IV 補遺 家事労働と出産力

##### (1) 世帯における家事労働力の配分

前段、世帯の労働力構成の分析にあたっては、もっぱら収入を目的とする労働力について分析してきたが、しかし世帯の構成にとって家事労働力も亦かくことのできないものであることはいうまでもない。そこで、家事労働が、世帯における地位別にみて、どのような世帯員にふりあてられているかをみたものが第18表である。

家事担当者は通例として女子であるので本表も亦女子のみについて集計されたものであるが、共

第18表 大工場工員世帯における地位別にみた1世帯当り  
家事担当女子数

工員の年齢	妻	娘	姉妹	母(祖母を含む)	その他の親族	同居人	計
(A) 工員が世帯主である世帯							
15~19	0.1	—	0.1	0.7	—	—	0.8
20~24	0.1	—	0.1	0.6	—	—	0.8
25~29	0.6	—	0.1	0.3	—	—	0.9
30~34	0.9	—	0.0	0.2	—	—	1.1
35~39	1.0	—	0.0	0.1	0.0	—	1.1
40~44	1.0	0.0	0.0	0.1	—	—	1.1
45~49	0.9	0.1	0.0	0.1	0.0	—	1.2
50~54	0.9	0.2	0.0	0.1	—	—	1.2
55~59※	1.0	—	—	—	—	—	1.0
計	0.8	0.0	0.0	0.2	0.0	—	1.1
(B) 工員が非世帯主である世帯							
15~19	0.6	0.2	0.0	0.3	—	—	1.1
20~24	0.6	0.1	0.1	0.2	—	—	1.0
25~29	0.6	0.1	0.0	0.3	—	—	1.1
30~34※	1.0	0.3	—	—	—	—	1.3
計	0.6	0.1	0.0	0.3	—	—	1.0

備考 ※印は少数観察の弊の多いことを示す。

かせぎその他の事情でとくに専任の家事担当者のいない世帯もあり、また男子が家事の担当者となつている世帯もある。

まず、左表について、女子についてのその一世帯当りの人数をみると、総計して(B)1.0人ないし(A)1.2人で、その主体は当然に妻にある。しかし、上掲第8表でみてきたとおり、工員の年齢別にみた世帯構成は年齢の推移につれて違つており、(A)世帯群で工員世帯主がまだ過半未婚者である25才未満においては母がその代理をつとめており、姉妹が一部これを手助けしているわけになるが、その総計は世帯当り平均1.0人に達しない。7割が有配偶者となる

30～34才層ではじめて完全に1人前の家事担当者をうるわけで、母の役割りも大部分解放されるがしかし一貫して若干の母の追加労働力とあわせて1人前の家事労働力を構成していることが注目をひく。と同時に45～49才層からは新しく娘の労働力までも追加して最も余裕のある家事労働力を構成するわけであるが、総計してみると家事労働力の主体は妻8分母2分という形となつていて、娘の役割りは皆無にちかい。

(B)群世帯では、総計して、妻6、母3、娘1という割合で、計1.0人となつているが、世帯主が工員の父である場合と兄である場合とで構成はまた違つた形をとつていよう。ここには、ただ、家事労働力の構成の上からみても、これらの過渡期的世帯群が多分に家族主義的動員体制の下に生活していることを注意するにとどめておく。

なお、専任が家事を担当する女子のいない世帯は各層に若干世帯づつ分布しており、総計して(A)世帯群では5%余の世帯が、(B)世帯群では9%ちかくの世帯がこれに該当する。上表の平均はこれらの世帯をも含めての平均であるから、実際には家事担当に十分な余裕をもつ世帯と該当者がいないか乃至はいても稼ぎに出ねばならない世帯とが、多数少数の別はあるが、はつきりと分かれていけるわけになる。

但し家事労働力の不足は若干男子によつて代位されている場合もあり、その殆んどは父であるが、とくに(B)世帯群では息子及び兄弟の場合が各1例ある。しかし家事を担当している男子の数は(A)B)両群を合算して女子の1%余にすぎない。

(

## (2) 婚姻持続期間別出産力

前掲の人口構造図でもみられたように、年齢構成の形からみると工員世帯は全国平均とくらべてかなりの子供をかかえているが、しかし0～4才層の子供は5～9才層のそれよりもかなりすくなく、最近は出生の抑制が相当に強度に行われていることを思わせる。

この調査は出産力の測定を目的としたものではなかつたので精確な計量は不可能であるが、有配偶の工員世帯のもつている0～4才の子供数から、全国人口の生命表によつて実際の出生児数を逆算し、最近の出産力を結婚持続期間別に構成してみると、第19表のような結果となつた。

すなわち、彼ら夫婦の最近(詳しくは最近5カ年乃至2カ年)の子供のうみ方、あるいは寧ろうま

第19表 大工場工員夫婦の結婚持続期間別出産力

結婚持続期間 (年)	最近5カ年間の出産力		最近2カ年間の出産力	
	特殊出生率	累加合計	特殊出生率	累加合計備
0	0.17	0.17	0.16	0.16
1	0.34	0.51	0.27	0.43
2	0.21	0.72	0.23	0.66
3	0.17	0.89	0.17	0.83
4	0.17	1.06	0.13	0.96
5～9	0.17	1.48	0.13	1.27
10～14	0.07	2.08	0.05	1.70
15～19	0.05	2.38	0.01	1.86
20～24	0.01	2.53	0.00	1.86

備考 計算法については本文参照。集計に利用された夫婦数は1,207組。なお本表の工員夫婦とは男子工員を夫とする夫婦のことである。

なさ方を結婚持続期間別の出生率として計量し、その累加合計をとつてみると、彼らが一生涯に(結婚持続期間20～24年の間に)うむことになるであろう累計出生児数は、(a)最近5年カ間の事実によつて計算された場合には2.5人で既に相当に低い、更に(b)最近2カ年間の事実に基づいて計算された場合はすでに2人を割つて1.9人となり、きわめて強い出生の抑制が行われているわけになる。

調査対象となつた工場は最近「新生活運動」の一環として産児調節の指導をうけるようになったところで

あるが、その実際の効果はこの調査時にはまだ現われていないはずであるから、このような最近の出生抑制の強化は、指導をまたずに、むしろ自発的に、そして恐らくは主として人工妊娠中絶の手段で行われるに到つたものとみてよいであろう。しかし、いずれにせよ、賃金水準の高い大工場の労働者階級が積極的な出生抑制の形に転換してきたことは注目すべき事件といつてよいとおもう。というのは、人口問題研究所の昭和27年の出産力調査の結果が示しているように、今までの労働者階級の出産力は、俸給生活者層とは反対に、所得の多い者ほど高くなり、所得の上昇による生活余力を大方子供を育てる費用に費消してしまうといつてもよいような傾向をもつていたからである。(詳しくは本誌第62号所収の拙稿「戦後出産力の分析」を参照されたい。)手段は一応どうでもあれ、またその動機は生活苦の圧迫によるものであらうとも、生活苦を実感し、これを自ら回避しようとする積極的な努力は、自分の生活水準の維持と向上に執心な小市民的感情の成熟を実証するもので、そういう意味でも近代的労働者階級はたしかに近代的な社会階級としていま成長の途上にあるといつてもよいかとおもう。

## 後篇 女子工員とその世帯

女子工員総計1,558人とその所属世帯に対する調査結果については、男子工員の場合と対照して特に興味のある点についてだけ、以下ごく簡略に記述するに止める。

### I 調査された工員集団の概貌

#### (1) 年齢構成と配偶関係

女子工員の年齢構成は第20表にみるとおり、男子工員の場合とくらべて極端に若い層にかたよつており、優に83%が25才未満層に属するが、この分布は昭和25年センサスの女子工員の年齢分布とくらべても、男子工員の場合以上に若い層にかたよつている。

年齢の若いため、配偶関係では未婚者が多く総計して88.4%に及んでいるが、少数の25才以上の者についても未婚者の割合が高いことが注意をひく。即ち25~29才層で59.6%、30~34才層で54.2%、35~39才層で44.4%が未婚者である。その上30才をこえると死離別者の割合も亦すくなくない。30才以上の130人をくくつてみると、未婚者は46.2%、有配偶者は35.3%、死別者は15.4%、離別者は2.3%、ほかに不詳0.8%となつている。

なお、教育程度別には93.1%が新旧制度の義務教育修了程度で占められているが、若い年齢層には新制大学出が1名あつた。

また、入社時期別にみると、その過半53.1%は昭和26~28年期に属し、終戦以前のものは8.3%に過ぎない。

#### (2) 賃 金 (手取り)

賃金水準を賃金階級別分布の形でみると第21表のとおり。そのモードは25才までは男子と同じく

第20表 大工場女子工員の年齢構成

年 齢	この調査の 女子工員	全国女子工員 (昭和25年 センサス)
14	—	} 31.3
15~19	43.7	
20~24	39.2	
25~29	8.7	} 15.1
30~34	4.6	
35~39	1.7	
40~44	0.8	
45~49	1.2	} 2.0
50~54	0.1	
55~59	—	
60以上	—	2.4
不 詳	—	0.2
計	100.0	100.0



ラスにあるが、25才をこえると立ちおくれ、年齢の上昇によつてもモードは1万円以上1万5千円未満のところから動かない。

第21表 女子工員の賃金階級別分布

年 齢	5千円未満	5千円以上 1万円未満	1万円以上 1万5千未満	1万5千以上 2万円未満	2万円以上	不 詳	計
15 ~ 19	3.2	92.8*	—	—	—	4.0	100.0
20 ~ 24	1.3	93.5*	1.8	—	—	3.4	100.0
25 ~ 29	0.7	61.8	36.0*	—	—	1.5	100.0
30 ~ 34	—	23.6	75.0	1.4*	—	—	100.0
35 ~ 39	—	22.2	63.0	11.1	—*	3.7	100.0
40 ~ 44	—	—	83.3	16.7	—*	—	100.0
45 ~ 49	—	—	72.2	27.8	—*	—	100.0
計	2.0	84.1	9.9	0.7	—	3.3	100.0

備考 ※印は男子の場合のモードの所在をしめす。

## Ⅱ 所属世帯とその労働力構成

### (1) 本人の世帯における地位

女子工員の世帯における地位別分布を年齢別にみると第22表のとおり。25才未満では娘か乃至は姉妹である場合で大半を占めているが、この時代にもすでに世帯主（即ち世帯における最多収入者）である場合が15~19才で5.6%、20~24才で11.9%もある。25~34才層では配偶者である場合が一ばん多いが、35才以上では世帯主である場合が一ばん多い。即ち夫の死亡、失業または所得の減少を物語る。しかもその所得は、上段にみたとおり、年齢の上昇にふさわしく上昇してはいないわけであるから、その生計は相当に苦しいものに相違ない。それが社会的に極めて少数かつ異例のものであるということが問題の社会性をおおいかくしているわけであるが、問題の根は男女賃金格差の問題から、更に総労働力人口の社会的にも国民経済的にも妥当な合理的再編成の問題にまで連なるといつてよからう。

第22表 大工場女子工員の世帯における地位別分布

年 齢	世帯主	妻	娘	姉 妹	母	その他 の親族	準世帯主	計
15 ~ 19	5.6	0.1	63.0	26.7	—	0.6	4.0	100.0
20 ~ 24	12.0	8.2	45.2	29.1	—	0.3	5.2	100.0
25 ~ 29	15.4	33.8	13.2	19.9	—	—	17.7	100.0
30 ~ 34	26.4	36.1	6.9	12.5	—	1.4	16.7	100.0
35以上	51.7	24.1	—	10.4	—	—	13.8	100.0
計	11.6	8.8	46.8	25.8	—	0.4	6.6	100.0

### (2) 世帯とその労働力構成

女子工員の所属している世帯の世帯における地位別構成とその労働力構成をみると第23表および第24表のような結果をうる。

世帯当り平均世帯員数は、(A)女子工員が世帯主である世帯においては、男子工員の場合の4.6人に

対し、3.9人といちじるしく低く、反対に(B)女子工員が非世帯主である世帯においては、男子工員の場合6.1人と同じように、6.0人とやはりいちじるしく高い値を示している。とくにその1世帯当り

第 23 表 大工場女子工員世帯の世帯における地位別世帯当り平均世帯員数

女子工員の 年 齢	世帯主	配偶者	子 供	兄弟姉妹	父	母	祖父母	その他	不 詳	計
(A) 女子工員が世帯主である世帯										
15 ~ 19	1.0	—	—	1.0	0.3	0.8	0.0	0.0	—	3.9
20 ~ 24	1.0	—	0.0	1.8	0.4	0.8	0.1	0.1	—	4.2
25 ~ 29	1.0	0.1	0.0	1.7	0.5	0.9	0.1	0.1	—	4.5
30 ~ 34	1.0	0.2	0.2	1.0	0.3	0.5	—	0.2	—	3.2
35 ~ 54	1.0	0.1	1.1	0.5	0.1	0.2	—	0.4	—	2.9
55以上	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1.0	0.0	0.2	0.7	0.3	0.7	0.1	0.1	—	3.9
(B) 女子工員が非世帯主である世帯										
15 ~ 19	1.0	0.7	3.2	0.9	0.1	0.3	0.0	0.0	—	6.4
20 ~ 24	1.0	0.7	2.7	1.0	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0	6.1
25 ~ 29	1.0	0.8	1.0	1.0	0.1	0.4	—	—	—	4.4
30 ~ 34	1.0	0.8	0.9	0.7	0.3	0.4	—	0.1	—	4.4
35 ~ 49	1.0	0.8	0.9	0.6	0.2	0.5	—	—	—	3.9
50以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1.0	0.7	2.8	0.9	0.2	0.4	0.0	0.0	—	6.0

第 24 表 大工場女子工員世帯の世帯における地位別にみた世帯当り平均就業世帯員数

女子工員の 年 齢	世帯主	配偶者	子 供	兄弟姉妹	父	母	祖父母	その他	不 詳	計
(A) 女子工員が世帯主である世帯										
15 ~ 19	1.0	—	—	0.3	0.0	0.1	—	—	—	1.6
20 ~ 24	1.0	—	—	0.7	0.0	0.1	—	0.0	—	1.9
25 ~ 29	1.0	0.0	—	0.9	0.1	0.0	—	—	—	2.1
30 ~ 34	1.0	0.2	—	0.7	0.1	—	—	0.1	—	1.9
35 ~ 54	1.0	0.0	0.7	0.2	—	—	—	0.2	—	2.3
55以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1.0	0.0	0.1	0.6	0.0	0.1	—	0.0	—	1.9
(B) 女子工員が非世帯主である世帯										
15 ~ 19	1.0	0.0	1.4	0.5	0.0	0.0	—	0.0	—	3.1
20 ~ 24	1.0	0.2	1.2	0.7	0.1	0.0	—	0.0	—	3.2
25 ~ 29	1.0	0.5	0.4	0.7	0.0	0.0	—	—	—	2.7
30 ~ 34	1.0	0.6	0.4	0.6	—	0.0	—	0.1	—	2.7
35 ~ 49	1.0	0.7	0.1	0.5	0.1	—	—	—	—	2.3
50以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1.0	0.2	1.2	0.6	0.0	0.0	—	0.0	—	3.1

の稼働就業人員をみると、A世帯群においては1.9人で、男子工員の場合の1.4人に対し、よりすくない世帯員数の中から、より多くの稼ぎ手を動員しているわけになる。(B)世帯群の就業人員3.1人は男子工員の場合の3.2人とほぼひとしく、世帯員の労働力化率は、(A)、(B)両世帯群においてほぼ同じく、平均してほぼ半数を動員しているわけである。

とくに男子工員世帯とくらべて異色ある点は兄弟姉妹の同居する割合が多いことで、かつその比重は姉妹の方にずっと重く、その上これらの兄弟姉妹とくに姉妹の少ない部分が稼ぎ手として協同していることである。それが女子の低賃金とوراおもてになつた現象であることはいうまでもなからう。

### (3) 世帯の所得とその構成

そこで女子工員世帯の所得とその構成をみると第25表のとおり。女子工員にとっては本人が世帯主でない(B)世帯群の方が正常で、且つ実際にも大多数の場合になるが、平均6.0人という多人数の世帯員をしかもできるだけフルに稼働して、世帯の総収入や、世帯員1人当りの平均収入でも相当に高い水準を維持している。つまり、女子工員の立場からいえば、家計補充的な家族員の協同労働体制の犠牲において、自分が所属する世帯の収入を相当に高くしているわけになる。但しこの場合で

第25表 女子工員とその所属世帯の平均の月収

女子工員の年 齢	女子工員の平均月収	他の就業世帯員の1人当り平均月収	1世帯当り就業人員	世帯の月収総額	1世帯当り世帯員数	世帯員1人当り平均月収
(A) 女子工員が世帯主である世帯						
15 ~ 19	6,000円	4,300円	1.6人	8,600円	3.9人	2,200円
20 ~ 24	7,200	5,800	1.9	12,400	4.2	3,000
25 ~ 29	9,600	6,900	2.1	17,100	4.5	3,800
30 ~ 34	11,200	8,700	1.9	19,000	3.2	5,900
35以上	13,100	7,500	2.3	22,000	2.9	7,600
計	8,600	6,500	1.9	14,500	3.9	3,700
(B) 女子工員が非世帯主である世帯						
15 ~ 19	5,800	13,000	2.1	29,800	6.4	4,700
20 ~ 24	7,200	12,900	2.2	31,200	6.1	5,100
25 ~ 29	9,400	13,400	1.7	31,000	4.4	7,000
30 ~ 34	11,000	12,700	1.7	32,700	4.4	7,400
35以上	11,800	15,400	1.3	29,500	3.9	7,600
計	6,900	13,000	2.1	30,500	6.0	6,200
(C) 女子工員の準世帯						
15 ~ 19	5,800	—	—	5,800	1.0	5,800
20 ~ 24	7,200	—	—	7,200	1.0	7,200
25 ~ 29	9,300	—	—	9,300	1.0	9,300
30 ~ 34	10,700	—	—	10,700	1.0	10,700
35以上	12,000	—	—	12,000	1.0	12,000
計	8,100	—	—	8,100	1.0	8,100

備考 第11表参照。

も男子工員の(B)世帯群の収入水準にはやや劣っている。

之に反し、女子工員が世帯主(最多収入者)である(A)世帯群は最もみじめで、比較的小人数の世帯でその世帯員を最大限に労働力化しながら、その生活水準は最も低いという結果になっている。

なお、(C)準世帯群は、境遇的には決して幸福者の部類にはいる者ではないであろうが、その所得を世帯員1人当りの収入としてみると一ばん高い生活水準にあるという結果になる。但し仕送りその他の事情については本調査の手のとどきかねるところであつた。

#### (4) 家事労働の担当者

女子工員世帯の、敍上のような労働力総動員体制の中で、家事労働力がどのような形で賄われているかをみると第26表のとおり。当然のことながら、1世帯当り平均の家事担当者数は、男子工員世帯の場合とくらべてやや低い。且つ年齢層別のかたよりも極めて大きく、30才をこえる女子工員世帯の場合には専任の家事担当者は1人の線を大きく割っている。

家事担当者の世帯における地位も亦、男子工員世帯の場合と全く趣きをかえ、(A)世帯群において

第26表 大工場女子工員世帯の世帯における地位別  
世帯平均家事担当女子数

女子工員の年齢	女世帯主または妻	娘	姉妹	母	その他の親族または同居人	計
(A) 女子工員が世帯主である世帯						
15~19	—	—	0.1	0.9	—	1.0
20~24	—	—	0.1	0.8	—	0.9
25~29	—	—	0.1	0.9	—	0.9
30~34	—	—	0.1	0.5	0.1	0.7
35以上	—	—	0.1	0.2	—	0.3
計	—	—	0.1	0.7	0.0	0.8
(B) 女子工員が非世帯主である世帯						
15~19	0.7	0.1	0.0	0.3	—	1.1
20~24	0.6	0.1	0.0	0.3	—	1.0
25~29	0.2	0.0	0.0	0.3	—	0.7
30~34	0.1	—	0.1	0.4	—	0.7
35以上	0.0	—	0.2	0.5	—	0.6
計	0.6	0.1	0.0	0.3	—	1.0

は、当然に、妻は働く世帯主であり妻の代りを母が代位しているが、それも女子工員が若い間で、30才をこえるともうどの世帯でも期待しうる事実ではなくなっている。また(B)世帯群でも、妻の家事担当は、単に世帯構成の上からだけでなく、むしろ労働力構成の必要からも十分なものであることができず、母や姉妹の手を借りながらも家事労働力1人分の要求を全くみたすことができないような事情にある。

なお、男子世帯員による家事担当も若干例は認められ、夫、息子、とくに父に数例あるが、女子のみについてみた上掲の数字を動かすに足るほどの分量ではない。

それよりも、女子工員世帯において特に目に止まることは、専任の家

事担当者をもたない世帯がきわめて多いことである。即ち(A)世帯群においては24%、約4分の1が、また(B)世帯群においても13% すなわち10世帯につき1世帯以上がこれに該当するものであることになる。したがって、総体的にみての女子工員世帯における家事労働力の不足は、実際には恐らく、どうやら不足なくやりくりしている8世帯と、労働と家事兼業の極端な過重労働の2世帯といったような割合で生活しているとみて大過なからうかとおもう。

### Ⅲ 労働力の発生的構成

女子工員を対象とする近代的工業労働力の発生的構成に関する分析は、男子についてみた場合と

対照して記述せねばならないほどの問題点に乏しい。諸傾向も全く大同小異である。もし強いて相違点をもとめれば、少くともその発生的段階においては男子の場合にくらべて移動性がずつとすくない点であろう。

一例を地域移動についてみると、義務教育修了時の居住地が地元の神奈川県と東京都にあるものの割合は、男子の場合には約6割であつたが、女子の場合には8割5分を更にこえるほどの割合になつている。また、最初の職場を現職とひとしくする者の割合も、男子の場合の約6割に対して、8割8分という高さにある。これには女子工員の年齢の若さも関係しているが、仮りに25才未満の

第27表 大工場男女工員の義務教育修了時における扶養者の職業分布の比較

扶養者の職業	男子工員の扶養者	女子工員の扶養者
1) 農林漁業者	31.5	10.7
2) その他の自営業主	23.6	18.0
3) 筋肉労働者	11.8	26.8
4) 俸給生活者	17.7	29.3
5) その他	0.7	0.1
6) 無職及び不詳	14.7	15.1
7) 計	100.0	100.0

者だけをとって比較してみても、最初の職業を現職とひとしくする者の割合は、男子の84%に対して、女子は90%という値を示している。つまり女子労働力は、男子よりもいちじるしく都市的背景をもっているわけで、その点を彼らの出身生家（詳しくは義務教育修了時の扶養者）の職業について比較してみると第27表のようで、相当はつきりした差異が認められる。即ち、(1)農林漁業者の割合はほぼ3分の1、(2)その他の自営業主の割合もずつと軽く、之に反し近代都市的雇用形態である(3)筋肉労働者と(4)俸給生活者の占める割合は格段に高い。

しかし、叙上のような意味で移動性が少いということは、決して女子労働力の労働力としての安定性を物語るものではない。結婚が女子労働力を労働市場から引退させる社会的必要性は極めて強いし、高年齢女子労働力に対する経済的評価がこのような社会的評価とからんで相当に苛酷であることは叙上の分析の中にもその一端にふれてきたとおりである。

## 結 語

大工場の工員とその世帯の形成する人口集団を社会的に限定された特定の階級人口としてとらえ、それが生存し、成長し且つ交替してゆく、その社会的再生産構造の特性を明らかにすること、そして近代的な労働者階級というものが果して本当に階級とよばれるにふさわしい人口構造の中で確立されているかどうかを検討することがこの調査の趣旨であつた。すべての解析を工員の年齢階級別に行つたのもそれがためであり、世帯の構造分析に一ばんの焦点をおいて観察したのも亦そのためであつた。そのような解析結果から多少とも実証的に確認することのできた若干の問題点を、今後の一そう焦点をしばつた調査のための心おぼえとして、ここに重ねて要約摘記しておきたい。

1. 工員世帯の全世帯員を1個の人口集団としてみた場合、その年齢構成は大都市人口に通有な形を示しており、とくに典型的な生産階級人口として大都市人口の諸特性を一そう強調した形をとつていた。とはいえ、零細工場労働者群の場合にみられるような若い人口層への極端なかたよりもなく、1個の人口集団としての自己再生産過程に必要な形を十分に具備していた。人口の形の上からみたこのような自立性が、大工場の工員という安定した職場と、とくにその職業としての持続性や、また勤続年数の上昇に伴う賃金の増大を根本条件としているものであることはいうまでもない。少くとも男子工員とその世帯についてみる場合そうであつた。女子工員の場合には結婚年齢を過ぎてからもつとめている者はきわめて少く、つとめている之ら少数者も男子にくらべてずつと低い賃

金で頭打ちしていることが特徴であつたが、しかし他方で中年以降の男子工員が百パーセントちかい有配偶率をしめし、且つその妻の殆んどすべては無業者となつていた事実をあわせ考量するならば、工員階級全体としては、少くとも今日の日本の家族制度を前提とするかぎり、きわめて正常な世帯人口の構成をとつているといつてもよいであろう。以下の要約も主として男子工員世帯を中心として記述することとなる。

2. 1個の人口集団としての自己再生産過程は、年齢階層別の構成を更に具体的に世帯単位に、世帯の家族的構成や、とくにその労働力構成の見地から観察することによつて一そうはつきりと之を確認することができた。夫を唯一の稼ぎ手とし、妻を専任の家事担当者とする近代都市小市民世帯に最も典型的な労働力の配分形態は30才層の工員世帯においてはつきりと実現されており、この点だけからでも大工場工員世帯はすでに明白に近代的市民階級としての体裁を具備するに到つていといえよう。彼らはそのような、自分と自分の家族を扶養するに足る所得を保証されているといつてもよいわけで、したがつて40才層から更に50才層へと、彼らの子供が労働年齢に達する時期になつてくると、世帯の総所得はきわめて高い値を示していた。他方、工員がまだ世帯主（即ち世帯における最多収入者）の地位にいない場合、その大部分は25才未満の時期であつたが、彼らの所属している世帯の所得も亦、親子兄弟の共同所得という形で、世帯として相当に高い水準を確保していた。工場労働力の社会的再生産過程は、そのようにして、総体的には、きわめて順調に回転しているといつてよく、近代的労働者階級はすでに1個の人口集団として社会的自立性を具備するに到つているといつてもよいであろう。

3. これを更に別の観点から、親と子の二つの世代間（詳しくは工員が義務教育をおえた当時の扶養者との間）の職業の異同関係として観察してみても、戦後入社若くは若い工員の場合には、戦前入社組の場合にくらべて、農家やその他の自営業主の家から出た者の割合はずつとすくなくなつてきており、工場労働者階級自身から再生産される者の割合は目にみえて大きくなつていた。俸給生活者の家からの出身者も亦いちじるしく多くなつていいる。職業を大きく農業その他の自営業、即ち家業的形態のもの、賃金俸給生活者のような近代的雇用形態のものに大別してみると、その比重は戦前と戦後では逆になり、戦後は後者の方により大きな比重がかかつてきている。近代的労働者階級は、すでに多分に都市人口としての自立性を確立しながら、同時にまたその拡大再編成の過程下にあるといつてよいであろう。

4. そのような拡大再編運動は之をまた労働力の地域的移動の面からもみることができた。この調査の場合には東日本人口の京浜地区への集中という形をとるわけである。尤も、工員が義務教育をおえた時、すなわち労働力年齢に達した時の居住地の分布は、その6割ちかくが地元の京浜地帯（東京都及び神奈川県）に集中していた。しかし地方からの移動が4割以上という数字は決して一般人口の大都市集中傾向に劣つていいるわけではなく、むしろそれを上廻つたものである。しかもこれらの地域移動が仲継地なしに直線的に行われていることも注意をひいた。概して大工場工員の職場は年々の若い新規労働力にのみせまき門として解放されており、現存の労働市場にとつてはほとんど閉された門であることも注意をひく。

5. しかし、このような封鎖性も、必ずしも大工場工員階級が近代的合理性で一貫された自立性をもつていいるということを保証するわけではない。叙上のように壮年期の工員世帯でみられる工員世帯主中心の世帯労働力の構成に对照して、若い年齢層の工員の所属している世帯は親子、兄弟、姉妹から父母までもの全労働力を総動員したような形で暮らしてゐた。その内とくに若い工員が世帯主（即ち世帯における最多収入者）である世帯にあつては、同じように多数の世帯員を総動員した

がら、その世帯の総所得水準はきわめてまずしかつた。もちろん、若い工員世帯のうち彼ら工員自身世帯主である世帯は数の上では比較的すくない。とはいえ、これらの少数世帯の生計のまずしさは、彼らがまだ独立の世帯主とならずに父兄の下で働いている場合の彼らの労働力に対する社会的評価価格をはだかにしてみせたものといつてもよく、それが労働力を価値以下に投げ売りさせる多分に家族主義的な社会体制を背景として成りたつている事実であることはいうまでもない。そういう点で、男女工員間の、単に賃金水準にかぎらず、すべての点での極端な対照についても亦ここで想起してみる必要がある。大工場工員の場合でも、当然のことではあるが、労働力はその家族主義的評価から完全に解放されているわけではないのである。

6. もちろん、これはわが国経済の全般に通ずる問題であろう。それは、この調査と並行して行われた零細工場従業員の場合にはもつと深刻な形であらわれていたし、また中上層の俸給生活者群についても亦べつの形でおなじことを指摘しうるに相違ない。大事なことはその程度と形態とを計量分析することであるが、それには家族労働力の労働力化の具体的な事情について更に立ち入った分析が必要で、本調査はただ問題の所在を指摘するに止めるのほかない。ただデモグラフィ的形態の比較検討という範囲内ではつづいて発表されるはずの上記零細工場従業員調査の結果報告が若干の照明をつけ加えてくれることとおもう。

7. 大工場工員の工員生活は50才層に入るとほぼ終りに達する。そのとき彼らの子供はすでに労働年齢に達し、実際にも亦すでに次の世代の労働力として働きはじめているが、全国経済が抱容している全労働力の年齢別分布は50才層で終つているわけではない。大工場の工員だけが安穩な隠居生活を楽しめるわけのものでないかぎり、彼らは当然に他産業に、乃至は他の職業に衣食の途を求めねばなるまい。退社工員の行方までも追跡することはこの調査の能くしうるところではなかつたが、高年層の工員をかかえている中小工場の工員賃金は大工場のそれより遙かに安いばかりでなく、壮年期以降には遞減さえているわけであるから、もし彼らに順当な所得を保証する場があるとすればそれは自営業部門において外に求めがたいであろう。つまり無償の家族労働を最大の資本とする家業に入ることである。近代的労働者階級の近代的雇用形態は、ここでも亦、家族主義的労働体制と結びついており、それを不断に再生産する必要をもっているわけになる。さもなくば、この調査が若い工員を世帯主（即ち世帯における最多収入者）とする世帯についてみてきたように、兄弟姉妹の合計所得に父母も亦家計補充的所得の稼得者として寄生することが唯一の生き方になつてくる。この場合にも亦、家族制度が、今日の日本で、よい意味にせよ悪いみにせよ、社会保障制度に代位する社会的、あるいは国民経済的効用を果しているものであることを再確認せざるをえないようである。

8. 大工場工員も、一般の風潮とおなじく、最近はいちじるしく子供を産むことを抑制しはじめた。それは、現状においては、当面の生活苦に対する反射運動的適応作用であるとしても、労働者世帯の世代的伝承を将来より高い生活水準の下に可能ならしめる条件の一つとなるであろう。それは勿論それだけで十分の条件ではないが、欠くことのできない必要条件であることはうたがいない。父子相伝の工場労働者世帯がはつきりと増加しつつある現状にかんがみ、われわれがこれによせる期待も亦おおきい。多産による貧困を大勢の子供の親孝行によつて補償しようとする階級的生活態度の改められないかぎり、労働者階級としての生活水準の歴史的な上昇運動を期待することはむづかしい。

9. 以上、主として男子工員を中心に指摘してきた若干の問題点は、女子工員の場合においては、その暗い面だけが、極端に誇張された形で示されていた。とくに中年期女子工員世帯の低賃金と兄。

弟姉妹、とりわけ姉妹との共かせぎ型で世帯生計費の最低線をどうにかくすまいとしている姿は“家族主義的な労働体制とのからみあい”が女子労働力の場合にあつては一段と深く且つ改善しがたいものであることを思わせるに十分であつた。

10. 要之、近代的労働者階級は、1個の階級の人口として、いま明白かつ強力な拡大再編成の過程下にある。その点についてはいささかの疑いの余地もない。と同時に、その今後における発展が対決しなければならない最大の問題点が今日のわが国民社会を支配する家族主義的生活体制と、それに憑拠した家族労働的な経営および賃金体制にあるということ、この調査も亦この周知の事実をデモグラフィ的な見地から再確認しえにすぎない。このような問題点の国民経済学的分析に人口論的見地から接近し、問題の歴史的な重さと大きさを更に一段とはつきりさせるには、更に問題の焦点をしぼつた今後の調査にまつほかはない。

(88頁よりつゞき)

ため、稲作の近代化も、畑地かんがいの推進も共に妨げられている。既存の水利権を規制できるような法的措置を講じ、土地改良に伴つて、水の利用の合理化を図ることができるようにならなければならない。

16. 食糧増産のための農業土木事業は、国営、府県営、団体営の各工事について、総合的に統一された計画を立て、工事を実施しかつ営農指導が工事に密着しなければならない。そのための指導、監察機能を強化すべきである。農業土木事業は総じて予算が細分化され、そのため工事期間が長びいて投資効率を著しく損つている。実施計画において、事業完了の期限を重視し、すみやかに生産効果をあげるように努めなければならない。
17. 食糧増産関係の補助金支出は、各項目について再検討し、補助効果が確實におさえ得るものに限すべきである。その半面において低利資金の供給を豊富にし、資金調達のために利子補給の措置を講じなければならない。
18. 技術普及事業はもつと強化されなければならない。試験研究機関の拡大強化をはからなければならない。品種改良と施肥技術についての研究は特に重視されるべきである。総じて農林省の行政は漸次指導事業にその重点を移行すべきである。
19. 農業教育制度は刷新を要する。殊に畜産部門については、これまで家畜衛生、増殖の技術教育を主眼としてきたが、新たな農業分野として、技術、経営についての学問が深められなければならない。
20. 政府は、全国的規模による国土調査に基づき、国土の利用計画を総合的に確立しなければならない。すなわち、都市、工業地帯、住宅地帯、農業地帯等国土の利用区分を明らかにする必要がある。しかして、土地所有権について総合的観点からする利用制限の立法措置が考慮されてよい。
21. 国土の農業生産力を高め、農業労働の生産性を向上させるためには、生産過程の共同化を可能な部分から推進しなければならない。今日の技術発展の段階はそれを要求しているといえる。



# 平均余命曲線の型について<sup>1)</sup> (2)

館 稔

## 4. 最大平均余命年齢近似値の計算方法

平均余命,  $e(x)$  の曲線は単峯曲線であつて, そのピークの所在する年齢, ——これを仮りに最大平均余命年齢,  $\hat{x}_e$ , と名付けよう. ——は,  $e(x)$  の定義によつて, 男女全年齢にわたる死亡率 [『死亡秩序』] の変動の中における乳幼児死亡率変動の意義を集約して表現したものとみることができる. それゆゑに, 近代化が進んで, 死亡率の中でも特に乳幼児の死亡率が改善されてくると, 最大平均余命年齢は次第に小さくなつて, 0歳に向つて移動する. したがつて, 最大平均余命年齢は, 死亡秩序の特徴を単一の数字に凝らして表現するものとみることができる. 従来, 死亡秩序の特徴は, 最も包括的なものとして, しばしば, 出生時の平均余命で表わされてきたが, 最大平均余命年齢で表わす方が, その性質上, やや理論的であると考えられる.

生命表の基礎関数は, 特定の日齢と月齢とを除いて, すべて整数年齢について表章されている. そこで, 前回の拙稿<sup>2)</sup> においては, 生命表の  $e(x)$  の数値そのままをとつて, 最大平均余命整数年齢の歴史的推移を概観し, 近代化にともなつて, 最大平均余命整数年齢が, 5歳から1歳に向つて, 規則正しく移行してきたことを明らかにした. また, 空間的に, 現在, 地域の近代化の程度に応じて, 大略最大平均余命整数年齢が, 5歳から1歳の間に分布していることを明らかにした.

しかし, 最大平均余命年齢が整数年齢であることは, いうまでもなく粗雑である. 今少し精密にこれを求めて比較考察することが必要である.

平均余命曲線の関数形を数理的に確定してその極値の  $x$  座標をとればよいこというまでもないが, 実際の計算上, それが困難であるところから, 生命表の他の基礎関数との関係においてこれを捕えようとし, 前回の拙稿において, 平均余命逆数曲線と死力曲線との交点, あるいは, 平均余命曲線と生存力曲線<sup>3)</sup> との交点の  $x$  座標が最大平均余命年齢であることを誘導した.

吉原友吉教授は, 前回拙稿の微分をさらに簡単にし,  $e(x)$  の定義式,

$$e(x) = \int_x^{\infty} l(x) dx / l(x)$$

の両辺の対数をとつて,

1) この稿の大要については, 昭和31年9月29日開催の日本人口学会第5回研究発表会において, これを報告した. しかるところ, 東京水産大学吉原友吉教授は, 興味深い関係であるとして, 教授自ら計算作図して種種の貴重な助言を与えられた. 記して深く教授の厚意に感謝の意を表する次第である.

また, この稿についての計算と作図は主として本研究所高安弘氏を煩わしたものである.

2) 館 稔: 『平均余命曲線の型について(1)』——人口問題研究, 第64号, 昭和31年5月.

3)  $1/\mu(x)$  は  $x$  歳の生存力 [Lebenskraft, force de vie ou vitalité] といわれる.

e. g.

Michel Huber: Cours de démographie et de statistique sanitaire, tome VI, Tables de mortalité, mouvement général d'une population, Actualités Scientifiques et Industrielles, 890, 1941, p. 34.

$${}_n\overset{\circ}{e}(x) = {}_n\int_x^w l(x)dx - {}_n l(x)$$

とし、 $x$  について微分して、

$$\frac{1}{\overset{\circ}{e}(x)} \cdot \frac{d\overset{\circ}{e}(x)}{dx} = -\frac{l(x)}{\int_x^w l(x)dx} - \frac{1}{l(x)} \cdot \frac{dl(x)}{dx} = -\frac{1}{\overset{\circ}{e}(x)} + \mu(x)$$

したがって、

$$\frac{d}{dx} \overset{\circ}{e}(x) = \overset{\circ}{e}(x)\mu(x) - 1 \quad (1)$$

を誘導して示された。<sup>4)</sup>

式1によれば、 $\hat{x}_e$  は、

$$\overset{\circ}{e}(x)\mu(x) = 1$$

の  $x$  座標であつて、 $\overset{\circ}{e}(x)\mu(x)$  の曲線が  $y=1$  と交わる点の  $x$  座標である [→図9]。この方法は、図上において、 $\hat{x}_e$  を求めるのに簡単にして比較的正確な方法である。ただし、 $\mu(x)$  の材料が限られていることと  $\mu(x)$  曲線の補整について注意を怠つてはならない。

一般に、 $\mu(x)$  の値は、完全生命表だけがこれを計算表章しているのであつて、簡速生命表からは直接この材料を得ることが困難である。また、統計年鑑類には  $\mu(x)$  の集録を省略するのが一般である。例えば、国連の Demographic Yearbook もこれを集録していない。なおまた、一般に、完全生命表においても、 $\mu(x)$  の近似値計算は1歳以下と2歳以上とではその方法を異にする。したがつて、相異なる方法による  $\mu(x)$  曲線の接続は、接続点附近において補整はされているものの、ときとしてやや不規則な形を残していることもある。こうした場合には、これを利用する場合、再補整を必要とする。

わたくしは、それ程精密であるとはいえないが、差当り、生命表の  $\overset{\circ}{e}(x)$  の曲線を補間して直接簡単に  $\hat{x}_e$  を求める次のような方法を試みた。すなわち、生命表によつて、最大平均余命整数年齢の前後の  $\overset{\circ}{e}(x)$  の値をとつて、 $\overset{\circ}{e}(x-1)$ 、 $\overset{\circ}{e}(x)$ 、 $\overset{\circ}{e}(x+1)$  の3つの値に2次の放物線を当てはめ、そのピークの年齢を求めて  $\hat{x}_e$  の近似値とした [→図7, 8]。

## 5. 最大平均余命年齢近似値の簡略計算結果

以上の方法によつて、わが国内閣統計局第1回生命表[明治24~31年]以来、最近の厚生省人口問題研究所第9回簡速生命表[昭和30~31年]に至るまで、各生命表年次について女子最大平均余命年齢を求めて表示したものが表5であり、若干の年次についてこれを図示したものが図7である。なお、水島治夫教授作成の生命表および旧台湾総督府作成の生命表によつて、戦前における在外邦人の女子最大平均余命年齢を年次および地域別に計算して表6として掲げておいた。

また、外国については、前回よりも多くの国[または地域、以下同様]をとつて、54カ国について可及的に19世紀末から20世紀中央の最近にいたるまで女子最大平均余命年齢を求め、これを表7として掲げた。これ等の結果は、前回において、最大平均余命整数年齢について見出したところを一そう精密に示しているのであつて、前回の結果と矛盾するところはほとんどない。今、その概要を列記すれば以下のごとくである。

4) 後に、吉原友吉教授は、次の文献に同様の式が掲載されていることを見出し、これを知らせて下さつた。  
東京工業大学統計工学会編：統計工学ハンドブック、昭和28年、p. 1116. 式25.

図 7. 2次放物線補間法によるわが国  
最大平均余命年齢の推移

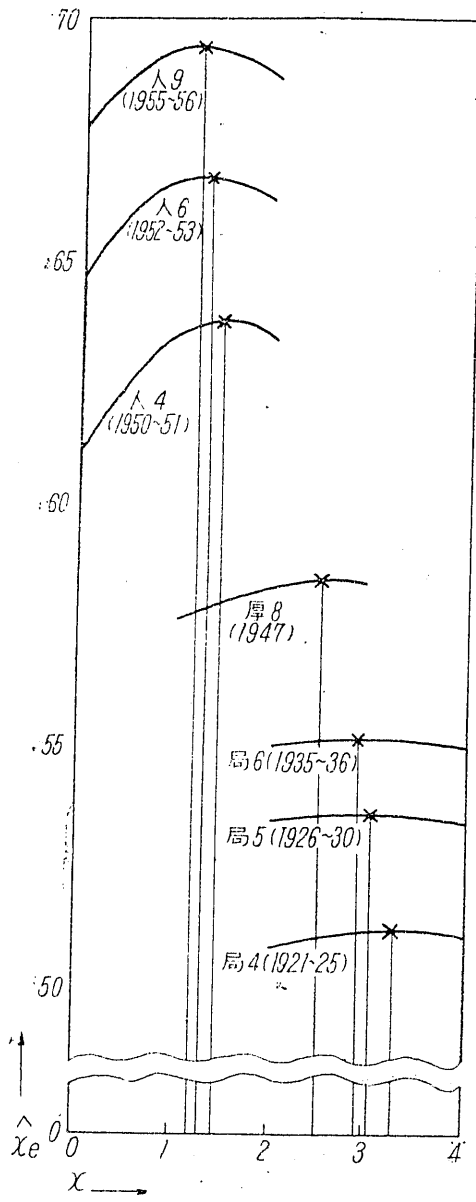
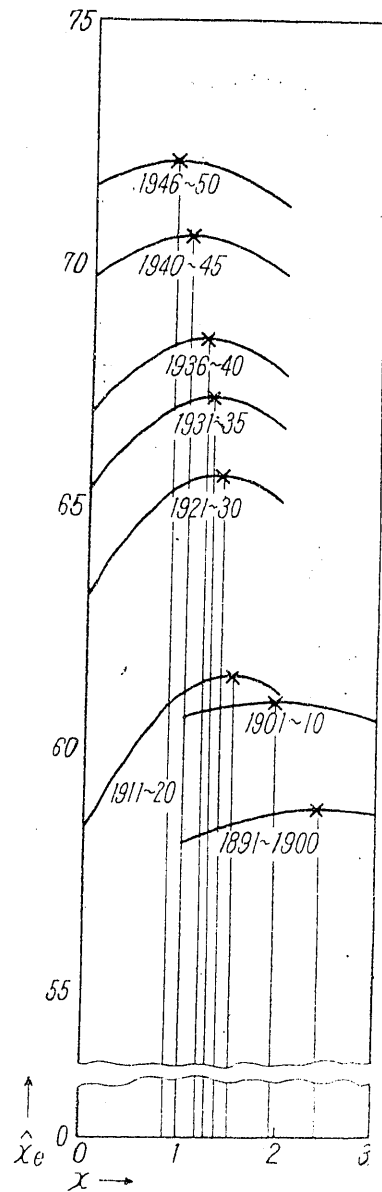


図 8. 2次放物線補間法によるスウェーデン  
最大平均余命年齢の推移



(1) 最大平均余命年齢は、近代文明の発達による死亡秩序の改善にともなつて、規則正しく0歳  
の方向に移行している。表7でみると、ニュー・ジラランド〔白人〕、スウェーデン、ノルウェイ、  
オランダおよびイングランド＝ウェイルスの5つの国では、最近、最大平均余命年齢は、最早、1  
歳を割り、出生時の平均余命は70年を越えている。合州国、オーストラリアおよびスコットランド  
の最近は正に1歳を割ろうとしているかにみられる。表7中、最大平均余命年齢の最大は、1939～40  
年の定着蒙古人の11.55歳であるが、この極端な値を除けば、1891～1901年のインドの5.67歳であ  
る。

表 5. 日本人の最大平均余命年齢の遷移 女

生 命 表			$\hat{x}_e$	${}^{\circ}e(o)$
名 称	年 号	西 曆		
局 1	明治24—31	1891—98	3.75歳	44.3 年
局 2	明治32—36	1899—03	3.33	44.85
局 3	明治41—大正2	1909—13	3.06	44.73
局 4	大正10—14	1921—25	3.28	43.20
局 5	大正15—昭和5	1926—30	3.08	46.54
局 6	昭和10—11	1935—36	2.81	49.63
厚 8	昭和22	1947	2.75	53.96
人 1	昭和22—23	1947—48	2.40	55.32
人 2	昭和23—24	1948—49	1.77	59.33
人 3	昭和24—25	1949—50	1.78	59.61
人 4	昭和25—26	1950—51	1.46	61.09
人 5	昭和26—27	1951—52	1.41	63.23
人 6	昭和27—28	1952—53	1.33	64.67
人 7	昭和28—29	1953—54	1.31	65.66
人 8	昭和29—30	1954—55	1.26	66.79
人 9	昭和30—31	1955—56	1.22	67.76

局は内閣統計局，数字は回数を示す。

厚は厚生省，数字は同上。

人は厚生省人口問題研究所簡速生命表，数字は同上。

表 6. 戦前在外邦人の最大平均余命年齢 女

生 命 表			$\hat{x}_e$	${}^{\circ}e(o)$
名 称	年 号	西 曆		
(1) 在 朝 鮮				
水 島 1	大正15—昭和5	1926—30	3.43歳	45.03年
水 島 2	昭和 6—10	1931—35	3.21	47.68
(2) 在 台 湾				
総 1	大正15—昭和5	1926—30	1.87	52.14
(3) 在 滿 州 (旧関東局管内)				
水 島 1	昭和 6—10	1931—35	3.37	50.65

在朝鮮水島1および2は水島治夫：朝鮮住民ノ生命表，昭和12年，によつて計算。

総1は台湾総督官房調査課：台湾住民ノ生命表，第1回によつて計算。

在満州水島1は水島治夫，細上恒雄：『満州(関東局管内)住民ノ生命表，第1回』

——朝鮮医学会雑誌，第30巻第4号，昭和15年4月，によつて計算。

表 7. おもな国の最大平均余命年齢の変遷 女

ニュージーランド(白人)			スウェーデン			ノルウェイ		
年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1901-05	1.43	60.55	1891-00*	2.40	53.63	1891-00*	2.21	54.2
1906-10	1.41	61.76	1901-10	1.96	56.98	1901-11	1.61	57.70
1911-15	1.31	63.48	1911-20	1.50	58.38	1911-21	1.44	58.71
1921-22	1.23	65.43	1921-30	1.37	63.16	1921-31	1.32	63.84
1925-27	1.18	66.57	1931-35	1.27	65.33	1931-41	1.23	67.6
1931	1.00	67.88	1936-40	1.18	66.92	1945-48	1.08	71.7
1934-38	1.09	68.45	1941-45	1.02	69.71	1946-50	0.91	72.65
1950-52	0.86	72.43	1946-50	0.86	71.58			
オランダ <sup>1)</sup>			イングランドおよびウェイルス			USA		
年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1890-99*	2.50	49.0	1891-00*	2.79	47.77	1893-97 <sup>3)</sup>	2.66	46.61
1900-09	2.42	53.4	1910-12	2.34	55.35	1900-02 <sup>4)</sup>	2.36	50.70
1910-20	2.20	57.1	1920-22	1.99	59.58	1909-11 <sup>4)</sup>	2.15	53.24
1921-30	1.46	63.5	1930-32	1.46	62.88	1919-20 <sup>4)</sup>	1.42	57.40
1931-40 <sup>2)</sup>	1.20	67.2	1950	1.03	71.2	1929-31 <sup>4)</sup>	1.36	60.99
1947-49	1.06	71.5	1953	0.97	72.44	1939-41 <sup>4)</sup>	1.24	65.89
1950-52	0.93	72.9				1949-51	1.01	70.96
オーストラリア <sup>5)</sup>			スコットランド			カナダ <sup>6)</sup>		
年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1899-02*	2.07	53.0	1920-22	2.26	56.35	1930-32	1.43	62.10
1901-10	1.59	58.84	1930-32	1.93	59.5	1940-42	1.31	66.30
1920-22	1.44	63.31	1950	1.12	68.3	1950-52	1.16	70.83
1932-34	1.24	67.14	1954	1.02	70.53			
1946-48	1.01	70.63						
デンマーク			南ア連邦(欧州人)			イスラエル(ユダヤ人)		
年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1901-05 <sup>7)</sup>	1.79	56.2	1920-22	1.93	59.18	1950	1.30	69.5
1911-15 <sup>7)</sup>	1.48	59.2	1925-27	1.79	61.48	1953	1.18	70.5
1916-20 <sup>7)</sup>	1.50	58.1	1935-37	1.47	63.06			
1921-25	1.43	61.9	1945-47	1.17	68.31			
1926-30	1.40	62.6						
1931-35	1.37	63.8						
1936-40	1.32	65.8						
1941-45	1.24	67.70						
1946-50	1.17	70.1						

特に出所を掲げないものは、原則として UN: Demographic Yearbook による。

\* は内閣統計局〔矢野恒太〕：日本人ノ生命=関スル研究，明治45年，による。

- 1) Elten および Tüddern を除く。
- 2) 戦争減損を含む。
- 3) Massachusetts.
- 4) 死亡登録地域。
- 5) 純血の原住民を除く。その数，1944年において47,000と推計。
- 6) Yukon, Northwest および New Foundland を除く。
- 7) South Jutland を除く。

ス イ ス			フ ラ ン ス			ア イ ス ラ ン ド		
年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1881—88*	2.39歳	45.7年	1898—03	2.49歳	48.69年	1901—10	2.19歳	53.1年
1910—11	1.76	53.89	1908—13	2.19	52.41	1911—20	1.47	58.0
1920—21	1.47	57.50	1920—23	1.76	56.09	1921—30	1.41	61.0
1929—32	1.28	63.05	1928—33	1.49	59.02			
1939—44	1.22	66.96	1933—38	1.44	61.64	1931—40	1.26	65.6
			1946—49	1.33	67.4			
			1950—51	1.26	69.3			
ド イ ツ			フ ィ ン ラ ン ド			ベ ル ギ ー		
年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1891—00*	3.04歳	43.97年	1881—00*	4.83歳	44.2年	1891—00	2.90歳	48.84年
1910—11	2.24	50.68	1901—10 <sup>10)</sup>	2.96	48.10			
			1911—20 <sup>10)</sup>	2.98	49.12	1928—32	1.51	59.79
1924—26	1.49	58.82	1921—30	2.03	55.14			
1932—34 <sup>8)</sup>	1.39	62.81	1931—40 <sup>11)</sup>	1.46	59.55			
1949—51 <sup>9)</sup>	1.28	68.5	1941—45 <sup>11)</sup>	1.42	61.14	1946—49	1.30	67.3
			1946—50	1.28	65.87			
オーストリア			ルクセンブルグ			アイルランド		
年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1901—05	3.47歳	41.06年		歳	年	1925—27 <sup>12)</sup>	1.96	56.11
1930—33	1.46	58.5				1925—27	1.75	57.93
1949—51	1.32	67.0	1946—48	1.33	65.75	1935—37	1.45	59.62
						1940—42	1.38	61.02
						1945—47	1.36	62.4
マルタおよびゴゾ [英]			英領ギアナ <sup>13)</sup>			トリニダードおよびトバゴ [英]		
年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1948	1.43歳	57.72年	1945—47	1.43歳	52.05年	1930—32	2.11歳	46.95年
						1945—47	1.47	56.03
						1950—52	1.44	58.45
キプロス [英]			ロデシアおよびヌヤサランド [英]			ニュー・ジージーランド [マオリ]		
年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1931—46	2.14歳	59.3年		歳	年	1950—52	1.48	55.88
1948—50	1.45	68.8	1950—52 <sup>14)</sup>	1.45	62.57			
ポーランド			アルゼンティン			ハンガリー		
年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年 次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1931—32	2.28歳	51.4年		歳	年	1900—01*	4.25歳	37.6年
1948	1.50	62.5	1947	1.50	61.4	1941	1.50	58.22

8) 1937年の境域。 9) 西ドイツ。 10) Grand-Duchy of Finland の境域。

11) 戦争減損を除く。 12) 北部アイルランド。 13) 原住民を除く。 14) 欧州人。

チェッコスロヴァキア			ジャマイカ [英]			南ア連邦 (アジア人)		
年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1899—02 <sup>15)</sup> 1929—32 <sup>16)</sup>	3.09歳 1.74	41.71年 55.18	1945—47 1950—52	歳 2.92 2.02	年 54.58 58.89	1945—47	歳 2.05	年 49.75
バルバドス [英]			英領ホンデユラス			イタリヤ		
年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1945—47	歳 2.12	年 52.94	1944—48	歳 2.24	年 48.97	1899—02* 1901—11 1921—22 1930—32 1935—37	3.89歳 3.50 3.00 2.40 2.31	43.17年 44.83 50.75 56.00 57.49
ブラジル			ポルトガル			コスタリカ		
年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1920 <sup>17)</sup> 1949—51	3.34歳 2.36	37.43年 55.96	1939—42 1949—52	歳 3.05 2.42	年 52.8 60.50	1949—51	歳 2.42	年 55.72
モーリシアス [英] 18)			スペイン			エクアドル		
年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1942—46 1952	歳 3.01 2.46	年 33.83 52.29	1930—31 1940	2.96歳 2.83	51.94年 53.2	1949—51	歳 2.85	年 53.70
チリ			パナマ			ギリシヤ		
年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1930 1940	歳 3.17 3.20	年 37.7 39.8	1937—38	歳 3.21	年 43.30	1920 1926—30 <sup>19)</sup>	3.77歳 3.44	46.49年 50.89
ブルガリア			満州 (旧関東局管内) 20)			朝鮮		
年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1925—28	3.47歳	46.64年	1931—35	歳 3.56	年 42.68	1926—30 <sup>21)</sup> 1931—35 <sup>21)</sup> 1938	4.48歳 4.46 3.61	35.07年 38.53 50.59
台湾省			セイロン			ソ連		
年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$	年次	$\hat{x}_e$	$\hat{e}(o)$
1926—30 <sup>22)</sup> 1935—40	3.80歳 3.75	43.13年 45.73	1945—47	歳 4.00	年 44.72	1926—27	4.13歳	46.79年

15) Bohemia および Moravia-Silesia. 16) 1947年, USSRに譲渡した地域を含み, ハンガリーの接収した地域を除く. 17) 男女総合. 18) 附属島嶼を除く. 19) Dodecaneseを除く. 20) 水島治夫, 細上恒雄:『満州(関東局管内)住民ノ生命表, 第1回』—朝鮮医学

グアテマラ			インド			定着蒙古人 <sup>24)</sup>		
年次	$\hat{x}_e$	$e(0)$	年次	$\hat{x}_e$	$e(0)$	年次	$\hat{x}_e$	$e(0)$
	歳	年		歳	年		歳	年
1939—41	4.50	37.09	1891—01 <sup>23)</sup> 1921—31 <sup>23)</sup>	5.67歳 4.16	23.96年 26.56	1939—40	11.55	19.6
			1941—50	4.65	31.66			

会雑誌，第30巻第4号，昭和15年2月，による満州人。 21) 水島治夫：朝鮮住民ノ生命表，昭和12年，による朝鮮人。 22) 台湾総督官房調査課：台湾住民ノ生命表(第1回)，による本島人。 23) ビルマを含む。 24) 男女平均。三浦運一，篠塚房次：『在滿蒙古人の人口生態』——日本人口学会記要，第1号，昭和27年，pp.32—33，による。

表7中の各地域について，時間の経過による最大平均余命年齢の推移をみると，0歳に向つて規則正しく移行しているが，若干の例外がある。ニュー・ジーランドでは1931年の1.00歳が1934—38年において1.09歳となり，デンマークでは1911—15年の1.48歳が，1916—20年に1.50歳とわずかに高まっている。また，フィンランドでは1901—10年の2.96歳が，1911—20年に2.98歳とわずかに高まり，チリでは1930年の3.17歳が1940年に3.20歳となつている。インドでは，1921—31年の4.16歳が1941—50年に4.65歳とやや著しく上昇をみせている。まず，形式的には，生命表作成の材料と技術の変化を明らかにし，実体的には，社会状態の推移変遷を詳細に調べた上でなければその理由原因を明らかにすることはできない。ニュー・ジーランドについては，生命表作成技術の変化が推定されるし，デンマークとフィンランドについては，第1次戦後のインフルエンザの流行による死亡秩序の不規則な変化の影響を推測することができる。さらに，フィンランドの1911—20年の数字には戦争減損が含まれている。チリについては，今のところ手がかりが得られないから何とも推定できない。インドについては，社会状態の変化[飢饉，疫病等を含めて]によるところと生命表作成技術の変化との両者を推測することができるが，速断はゆるされない。いずれにしても，インド以外，数値の差は僅少であり，その背後の事情も推測される限り，例外的なものであつて，以上の事実は，最大平均余命年齢が0歳に向つて推移しつつある傾向を否定するものとはみられない。

また，その性質上，表8の人口1当り国民所得の分布表ははなはだ不備であるが，これと表7の諸国の最近の最大平均余命年齢を比較考察すると，近代化が進んで，所得水準の高いような国では最

表 8. おもな国の人口1当り平均国民所得

所得水準	国
900ドル以上	USA
600—900	カナダ，デンマーク，スウェーデン，スイス，イギリス，オーストラリア，ニュー・ジーランド。
450—600	ベルギー，フランス，オランダ，ノルウェイ等。
300—450	アルゼンチン，チエコスロヴァキア，フィンランド，西ドイツ，アイルランド，ポーランド等。
200—300	オーストリア，ハンガリー，イタリア，南ア連邦等。
100—200	ブラジル，チリ，日本等。
100ドル未満	セイロン，インド，タイ，エクアドル等。

左は，

黒田俊夫：日本人口に関する基礎資料，毎日新聞社人口問題調査会，資料第50号，昭和31年，による。

国連統計局推計による1949年各国人口1当り国民所得をドルに換算したもの。



大平均余命年齢が小さく、反対に、低開発地域で所得水準が低いような地域では最大平均余命年齢が大きい傾きがあることを大略推定することができる。

なおまた、人口発展段階説からみても、ある地域の普通出生率は人口学上の諸条件を包含して、その地域の近代化を示す最も包括的な人口学的指標の1であるとみられる。そして普通出生率ならば、表8の国民所得よりもさらに広範囲にわたって材料を得ることができる。そこで、後に掲げる表11の国の中、近代化指標の1として、出生率を求め得る限りのものを取り、最大平均余命年齢の小さいものから大きいものへの順序に従って配列したものが表9である。出生率の年次は1930—34年をとったが、それは世界恐慌下に文明国の出生率が低下して比較的安定した時期であり、それ以後文明国の出生率は第2次大戦に向うにつれて漸次不規則な変動をみせ、戦後に至つては非常に不安定な状態になつたからである。もつとも、そのために、第2次大戦後急速に近代型人口現象を現わすに至つた後進文明国や低開発地域の近代化の後進性は、やや過大に表現せられていることを注意しなければなるまい。また、出生登録の完全性や正確性が国によつて相当異つている<sup>5)</sup>ことは避け難いし、これを考慮することも必要である。表9によつて、国の数が少いから、表10のような関係表を作つてみると、最大平均余命年齢が1.3歳未満の16の国の出生率の平均は20%で非常に低く、最大平均余命年齢1.3—2.0歳の11の国のそれは26.4%でやや高くなつている。最大平均余命年齢の2:

表 9. おもな国の1930—34年普通出生率

国	出生率	国	出生率
ニュー・ジーランド	17.5%	アイルランド	20.2%
スウェーデン	14.4	マルタおよびゴゾ	* 33.0
ノルウェイ	15.7	英領ギアナ	32.3
オランダ	21.7	トリニダッドおよびトバゴ	30.3
イングランド=ウェイルス	15.8	キプロス	29.7
U S A	17.6	ニュー・ジーランド(マオリ)	38.5
オーストラリア	17.6	ポーランド	28.9
スコットランド	18.6	アルゼンチン	26.8
カナダ	22.2	ジャマイカ	34.1
デンマーク	17.9	バルバドス	32.8
南ア連邦(欧州人)	24.5	英領ホンデュラス	35.0
イスラエル	30.6	ブラジル	* 43.0
日本	31.8	ポルトガル	29.3
フランス	17.2	コスタ・リカ	44.6
ドイツ	16.3	モーリシアス(英)	30.9
フィンランド	20.0	エクアドル	* 46.0
ベルギー	17.6	セイロン	37.8
オーストリア	15.1	インド	34.0
ルクセンブルグ	18.1		

国連人口年鑑による。 \* 推定。

5) e. g.

UN, Dept. of Social Affairs: World population Trends, 1920—1947, Dec., 1949.

表 10. 最大平均余命年齢と出生率との関係

最大平均余命年齢	国の数	出生率の平均	出生率	国の数	最大平均余命年齢の平均
0.86—1.30歳	16	20.0%	20%未満	13	1.10歳
1.30—2.00	11	26.4	20—25	5	1.18
2.00—3.00	8	37.0	25—30	4	1.72
3.00以上	2	30.9	30—35	9	1.99
			35以上	6	2.56

表9による。

歳型の8つの国の出生率の平均は37%で非常に高い。4歳型の2つの国の出生率の平均は約31%で例外的に3歳型のそれよりも低くなっているが、この出生率は決して低いものではない。また、次に、出生率が20%未満で非常に低い13の国の最大平均余命年齢の平均は1.10歳でこれまた非常に低い。出生率が20—25%の5つの国のそれは1.18歳とやや高まっている。出生率が25—30%の4つの国の最大平均余命年齢の平均は1.72歳とかなり高くなり、出生率が30—35%という高い9つの国のそれは約2歳、出生率が35%以上で非常に高い6つの国のそれは約2.6歳に高まっている。<sup>6)</sup>

こうして地域的にみても、十分正確ではないにしても、地域の近代化の程度が最大平均余命年齢を0歳に向って推進していることを推定することができる。

(2) 1945—56年を20世紀中央とし、表7中、この期間について数字のある国を選び、19世紀末または20世紀初頭と20世紀中央とにおける最大平均余命年齢を比較表示したものが表11である。

これで見ると、現在の文明国の最大平均余命年齢は0.86歳から1/2歳という比較的短い年齢区間に集中している。すなわち、今日の文明国はほとんど総て0歳型と1歳型の前半に属している。以上の意味で、現在の文明国における死亡秩序の差異はむしろ僅少であるとみられる。その後の1歳型と2歳型に属する国は、今日なお近代化の遅れているヨーロッパの二三の国と、植民地とラテン・アメリカの若干の国である。表11の最近に3歳型が全く現われていないことと、アジアの2国が4歳型にとどまって、戦後の著しい死亡率の改善にもかかわらず、依然として著しい後進性を示していることが注目をひく。

すなわち、先進文明国の最大平均余命年齢はことごとく0歳に接近して相互の懸隔を縮小し、3歳型というがごとき中間型が少なくなつて、低開発地域のそれとの距離を拡大したかにみられる。

今日の文明国は19世紀末においては概ね2歳型で、現在のイペリア半島やラテン・アメリカの若干の国とほぼ同様の水準にあつた。遅れて近代化した後進文明国は19世紀末においては3歳型ないし4歳型に属していた。ドイツ、オーストリア、フィンランド、日本等がそれである。しかるに、今日では、これ等の国々の最大平均余命年齢は、先進文明国のそれとそれほど大きな差異はない。

かつて、Prof. F. W. Notestein 等<sup>7)</sup>は、1870年以降、25年以上の期間にわたつて生命表をもつヨーロッパ諸国とオーストラリアとニュー・ジージーランドの死亡率、 $q(x)$ 、を観察して、死亡率の高さと

6) 最大平均余命年齢と出生率との間に直線相関係数を求め、

$$r = +0.91$$

を得た。

7) Frank W. Notestein, Irene B. Taeuber, Dudley Kirk, Ansley J. Coale and Louise K. Kiser: The Future Population of Europe and the Soviet Union, Population Projections 1940—1970, League of Nations, 1944, p. 22.

表 11. おもな国の19世紀末と20世紀中央における最大平均余命年齢

国・地域	20世紀中央		19世紀末, 20世紀初頭	
	年次	$\hat{x}_e$	年次	$\hat{x}_e$
ニュー・ジーランド(白人)	1950—52	0.86歳	1901—05	1.43歳
スウェーデン	1946—50	0.86	1891—00	2.40
ノルウェー	1946—50	0.91	1891—00	2.21
オランダ	1950—52	0.93	1890—99	2.50
イングランドおよびウェールズ	1953	0.97	1891—00	2.79
U S A	1949—51	1.01	1893—91	2.66
オーストラリア	1946—48	1.01	1899—02	2.07
スコットランド	1954	1.02	—	—
カナダ	1950—52	1.16	—	—
デンマーク	1946—50	1.17	1901—05	1.79
南ア連邦(欧州人)	1945—47	1.17	—	—
イスラエル(ユダヤ人)	1953	1.18	—	—
日本	1955—56	1.22	1891—98	3.75
フランス	1950—51	1.26	1898—03	2.49
ドイツ	1949—51	1.28	1891—00	3.04
フィンランド	1946—50	1.28	1881—00	4.83
ベルギー	1946—49	1.30	1891—00	2.90
オーストリア	1949—51	1.32	1901—05	3.47
ルクセンブルグ	1946—48	1.33	—	—
アイルランド	1945—47	1.36	—	—
マルタおよびゴゾ [英]	1948	1.43	—	—
英領ギアナ	1945—47	1.43	—	—
トリニダードおよびトバゴ [英]	1950—52	1.44	—	—
キプロス [英]	1948—50	1.45	—	—
ロデシアおよびヌヤサランド [英]	1950—52	1.45	—	—
ニュー・ジーランド(マオリ)	1950—52	1.48	—	—
ポーランド	1948	1.50	—	—
アルゼンティン	1947	1.50	—	—
ジャマイカ [英]	1950—52	2.02	—	—
南ア連邦(アジア人)	1945—47	2.05	—	—
バルバドス [英]	1945—47	2.12	—	—
英領ホンデュラス	1944—48	2.24	—	—
ブラジル	1949—51	2.36	—	—
ポルトガル	1949—52	2.42	—	—
コスタ・リカ	1949—51	2.42	—	—
モーリシアス [英]	1952	2.46	—	—
エクアドル	1949—51	2.85	—	—
セイロン	1945—47	4.00	—	—
インド	1941—50	4.65	1891—01	5.67

表 7 による。

その低下傾向の勾配との関係について規則性を見出した——これを『死亡率の高さと勾配 [“high-slope relations”] の法則』と呼んでおこう。すなわち、観察の時期と国のいかに問わず、死亡率が高い場合にはその低下傾向の勾配は大きく、死亡率が低い場合にはその低下傾向の勾配は小さいというのがその骨子である。以上の事実、形式的に、この法則に対応するものとみられる。また、最近 Prof. G. Mackenroth<sup>8)</sup> は、産業革命以降、人口様式[*die Bevölkerungsweise*]——わたくしの用語に移せば人口自己再生産様式——が、死亡率の低下による人口増加率の上昇局面と、死亡

率低下の停滞と出生率の著しい減退とによる人口増加率の低下局面との2つの対照的な局面に分れるとし、遅れて近代化した国は早くから近代化した国に比べてますます急速にこれ等の局面を経過する事実を指摘し、これを『局面経過の加速度の法則 [das Gesetz von der Akzeleration des Phasendurchlaufs]』と呼んだ。以上の事実はこの法則に対応するものとみられる。

(3) 表5によつて、日本人の最大平均余命年齢の変遷をみると、局1表から局3表まで、すなわち、明治24年から大正2年に至る期間については、最大平均余命年齢は着実に低下を示している。——局3表の出生時の平均余命は局2表に対してやや短縮しているにもかかわらず。

局3表と局4表との間には明らかな断層がある。局4表の出生時の平均余命は局1表以来の最短である。最大平均余命年齢も局3表の3.06歳に比べて3.28歳と高まっている。しかし、それは局1表の3.75歳、局2表の3.33歳に比べて明らかに低い。この断層は、局4表が関東大震災による死亡を包含していることで説明されることがある<sup>9)</sup>。この点については余程詳細な検討を必要とする。がんらい、関東大震災による死亡が極地的であり、局4表のおおう期間が5カ年にわたっていることからみても、この断層が関東大震災による死亡だけで説明され得るとは考えられない。すでに局4表自体、震災に因る死亡の影響を評価している。わが国死亡率史上重要であると思われるから、煩をいとわずこれを引用すれば次のごとくである。

『元來生命表ハ斯ノ如キ偶然的影響ヲ除外スルヲ原則トスルモ新生命表作成ニ當リテハ確實ナル資料ヲ欠キテ除外スルコト不可能ニシテ且又其ノ影響ハ次ニ説明スル如ク総人口ノ死亡率ヲ約1,000分ノ9高率トスルニ過キサルモノナルカ故ニ之ヲ除外セシテ作成セリ。大震災ニ因ル死亡ハ其ノ届出ニ特ニ其ノ旨ノ表示ナク之ヲ明ニスルヲ得サレトモ大部分死因統計中ノ外因死亡中ニ含マルヘシ。而シテ大正十二年ノ外因死亡數ハ83,284人ニシテ其ノ前後各2年ニ付テノ2箇年平均數37,149人ヲ超ユルコト約46,000人ナリ、又大正十二年ノ死亡ニシテ其ノ年届洩トナリタルモノノ中既ニ届出アリタル數ハ例年ノ數ヲ超ユルコト12,000人ナリ。尙大正十二年ノ死亡ニシテ其ノ年届洩トナリタルモノノ将来届出數ニ付テハ今日ヨリ之ヲ特ニ多數ナリト見ル難タル理由ナキモノトシテ之ヲ他ノ年ノ届洩推計ト同様ノ計算方法ヲ用キテ推算シ、例年ニ比シ殆ト相異ナキ數ヲ得タリ。即チ届洩ニ於ケル12,000ト前記46,000トノ合計58,000人ハ大正十二年死亡統計中ニ現ハレタ特異ナル數字ニシテ之ヲ以テ調査資料中ニ含マレタル大震災ニ因ル死亡數ナリトイフコトヲ得ヘシ。而シテ死亡率ニ及ホス影響ハ大部分死亡統計ニ因ルモノナルヲ以テ、此ノ大震災ニ因ル死亡ノ影響ハ結局死亡率ヲ高ムルコト約1,000分ノ9ニ過キサルモノト認メラル。』<sup>10)</sup>

局3表以前と局4表以後とにおいて生命表作成の材料たる人口統計の種類が違つていることに注意しなければならない。すなわち、局1表から局3表までは、国勢調査以前で、本籍人口を基礎とする人口統計を用い、内地人総数についてこれを計算したものである<sup>11)</sup>。しかるに、局4表以後は国勢調査人口を用い、内地にある内地人人口についてこれを計算したものである。局1—3表の内地人総数と局4表以後の在内地内地人人口の範囲は一致するものではないが、在外内地人の非常に少い

8) Gerhard Mackenroth : *Bevölkerungslehre, Theorie, Soziologie und Statistik der Bevölkerung*, 1953, SS. 110, 128, 335.

明解な紹介；——

南 亮三郎：人口論，昭和29年，pp. 205—207.

9) 例えば，

一色嗣武：最新の保険医学，昭和31年，p. 46.

10) 内閣統計局：第4回生命表，昭和5年，p. 51.

11) 矢野恒太：日本人ノ生命ニ関スル研究，一名日本国民新死亡表，内閣統計局，明治45年，pp. 66fg. 内閣統計局編纂：日本帝國第38統計年鑑，大正9年，pp. 56—57n.

ちなみに、第3回生命表は単行印刷物としては発表されず、帝國統計年鑑によつて発表された。

わが国では、この相異はそれほど重要視するには当らないであろう<sup>12)</sup>。しかし、本籍人口の推計法からみても、正確性からみても、大正9年に始まる国勢調査による内地現在内地人人口と比較推定しても、局1—3表の基礎人口はやや過大に現われ、そのため死亡に関する基礎関数はやや過少に、したがって、生存に関する関数はやや過大に現われている傾きがある。しかし、ほぼ同質の材料に基く局1—3表は時間的比較が不可能ではなく、最大平均余命年齢の低下傾向は、傾向としてこれを認めて差支えあるまい。

局4表以後については、最大平均余命年齢は明確な低下傾向をみせている。ただ、人口問題研究所簡速第2表による最大平均余命年齢が1.77歳で、同第3表のそれが1.78歳と極めてわずかに高まっているかにみられるのが唯一の例外であるが、数値の差は僅少で問題にならない。局5表による大正15—昭和5年の最大平均余命年齢は3歳前後〔→表5, 14〕であつて、西ヨーロッパ先進文明国の19世紀末の水準よりもなお高い状態であつた〔→表5, 11比較〕。昭和10—11年の局6表で明確に2歳型に移行し、漸く先進文明国19世紀末の水準に達した〔→表5, 11比較〕。しかし、局4表から局6表に至る戦前における最大平均余命年齢の低下傾向は必ずしも緩徐たるものではなかつた。しかるに、厚生省8表による戦後の昭和22年のそれは、2.75歳で局6表のそれに比べてそれほど下つてはいない。戦争をさしはさむこの期間において、死亡秩序の改善は、こうして1つの期間としてみて、停滞的であつた。しかるに、戦後、昭和23—24年の事実に基く人口問題研究所簡速第2表による最大平均余命年齢は2歳を割つて1歳型に移行し、その後、比較的急速な低下傾向を現わしている。ことに、昭和25年以降においてはその低下傾向が著しく、最近の同研究所第9表によると1.2<sup>2</sup>歳となつて、昭和25—26年のフランスを凌ぐに至つた〔→表5, 11〕。

(4) なお、主として、水島治夫教授の材料によつて戦前における在外邦人の最大平均余命年齢を求めてこれを表示したものが表6である。朝鮮在住日本人は、表5の日本人に比べて、出生時の平均余命もやや短かく、最大平均余命年齢は高い。満州、旧関東局管内在住日本人は、表5の日本人と比べて、出生時の平均余命はやや長い、最大平均余命年齢は朝鮮在住日本人と同様に高い。これに反して、台湾在住日本人は、表5に比べて、出生時の平均余命においてはるかに長く、最大平均余命年齢は2歳を割つて1.87歳とすでに1歳型を示している。戦前の在外邦人人口については、一般に、北方在住人口は日本本土よりも死亡率が高く、南方在住人口は低いという傾向がみられた〔→表12〕が、ここにもその1端が現われているとみられる。在住地域によつて、在外邦人人口の職業別構造が著しく異つているという一事からみても、居住様式の地域による差異は相当大きいとみなければならないから、これ等の事実から、日本人の海外移住に関する南北適性比較論を断定することはできないが、この問題に関連する重要な研究課題の1であることに疑はない。

(5) 本稿項4で一言した平均余命曲線の微係数を使つて最大平均余命年齢を求める方法をも試みた。上述のごとくこの方法は材料に制限があるので、差当り、局4, 5, 6および厚生省8表について、表13のように、 $e(x)\mu(x)$ を求め、作図してX軸に $x$ を、y軸に $e(x)\mu(x)$ をとり、視察によつて $e(x)\mu(x)$ の曲線を描き、この曲線が $e(x)\mu(x)=1$ を切る点を求め、その $x$ 座標を読み、図上において最大平均余命年齢を求めた〔→図9〕。こうして求めた結果と2次放物線補間で求めた結果とを比較表示したものが表14である。これで見ると最大開差0.2歳で、両方法による開差は必ずしも小さいとはいえない。ここでみる限り、一般に、2次放物線補間の場合の方がやや大きく表われている。ここで試みた方法は視察により図上で求める方法であつて、必ずしも十分正確とはいえない。

12) 内閣統計局：第4回生命表，p. 13.

(6) 表5-7によつてみても、時間的にも地域的にも、出生時の平均余命は大きくなつていのに最大平均余命年齢はかえつて高いとか、個個の場合を比較すると出生時の平均余命と最大平均余命年齢とは必ずしも一定の関係をもつていとはみられない場合が少くない。しかし、多数の場合を集めてみて、出生時の平均余命と最大平均余命年齢とがどの程度の関係をもつていのかについて

表 12. 戦前における在外邦人普通および標準化動態率

地 域, 年 次	標 準 化			普 通			
	出 生 率	死 亡 率	自然増加率	出 生 率	死 亡 率	自然増加率	
日 本 <sup>1)</sup> (本土)	大正 9	35.96%	25.49%	10.47%	36.19%	25.41%	10.78%
	14	34.92	20.27	14.65	34.92	20.27	14.65
	昭和 5	33.29	18.13	15.16	32.35	18.17	14.19
	10	33.70	17.02	16.68	31.63	16.78	14.85
樺 太 <sup>1)</sup>	大正 9	29.77	41.45	-11.68	35.33	34.36	0.98
	14	28.27	23.32	4.95	32.18	19.26	12.92
	昭和 5	31.99	23.71	8.28	37.38	20.33	17.05
	10	34.97	18.04	16.93	37.40	15.65	21.74
関 東 州	大正 9 <sup>2)</sup>	21.92	27.28	- 5.56	31.91	20.15	11.76
	14	25.75	22.17	3.58	35.42	14.89	20.53
	昭和 5	28.87	24.02	4.85	35.83	19.28	16.55
	10	20.14	13.41	6.73	23.01	10.62	12.39
台 湾	大正 9	36.54	24.22	12.32	32.76	19.10	13.66
	14	49.12	13.34	35.78	34.59	11.33	23.26
	昭和 5	39.64	14.35	25.29	29.86	11.84	18.02
	10	38.28	13.12	25.16	29.56	10.91	18.65
南 洋 群 島	大正 9	—	—	—	—	—	—
	14	35.13	16.25	18.88	51.95	12.52	39.43
	昭和 5 <sup>3)</sup>	36.00	15.92	20.08	52.38	13.41	38.97
	10	36.64	15.77	20.87	49.59	13.32	36.27
中 国	昭11—12	20.46	15.88	4.58	23.37	12.33	11.04
マ レ イ	昭11—12	22.17	10.73	11.44	20.05	7.67	12.38
フィリッピン	昭11—12	39.29	10.31	28.98	43.19	8.11	35.08
インドネシア	昭11—12	27.50	12.03	15.47	29.89	8.70	21.19

1) 日本本土および樺太は総人口、他は日本人のみ。

2) 大正9年は南満州鉄道附属地を含む。

3) 少数の朝鮮人および台湾人を含む。

旧外地については主管官庁の人口動態統計と国勢調査による人口構造による。

中国、マレイ、フィリッピンおよびインドネシアにおける出生と死亡とは東亜研究所調べにより、人口構造は在外邦人についての国勢調査による。

標準化率は任意標準人口標準化法により、その標準人口は大正14年日本本土。

表 13.  $\overset{\circ}{e}(x) \mu(x)$  計 算 表 女

$x$	局 4 表			局 5 表		
	$\overset{\circ}{e}(x)$	$\mu(x)$	$\overset{\circ}{e}(x)\mu(x)$	$\overset{\circ}{e}(x)$	$\mu(x)$	$\overset{\circ}{e}(x)\mu(x)$
0	43.20	1.82464	78.82445	46.54	1.68740	78.53160
1/12	45.76	0.30219	13.82821	48.85	0.25949	12.67609
2/12	46.55	0.19043	8.86452	49.56	0.16252	8.05449
3/12	47.07	0.14036	6.60675	50.02	0.11982	5.99340
6/12	47.99	0.09236	4.43236	50.84	0.07924	4.02856
1	49.42	0.02723	1.34571	52.10	0.06052	3.15309
2	50.86	0.02833	1.44086	53.37	0.02525	1.34759
3	51.22	0.02068	1.05923	53.59	0.01798	0.96355
4	51.12	0.01409	0.72028	53.43	0.01287	0.68764

$x$	局 6 表			局 8 表		
	$\overset{\circ}{e}(x)$	$\mu(x)$	$\overset{\circ}{e}(x)\mu(x)$	$\overset{\circ}{e}(x)$	$\mu(x)$	$\overset{\circ}{e}(x)\mu(x)$
0	49.63	1.45630	72.27617	53.96	1.02346	55.22590
1/12	51.62	0.20581	10.62391	55.51	0.17004	9.43892
2/12	52.18	0.12492	6.51833	55.94	0.09198	5.14536
3/12	52.54	0.09278	4.87466	56.19	0.06557	3.68438
6/12	53.15	0.06103	3.24374	56.58	0.04557	2.57835
1	54.07	0.04750	2.56833	57.40	0.04205	2.41367
2	55.02	0.02235	1.22970	58.30	0.02258	1.31641
3	55.13	0.01595	0.87932	58.42	0.01423	0.83132
4	54.89	0.01122	0.61587	58.06	0.00838	0.48654

て一言しておこう。

まず、表 7 の 54 カ国について各国最近の出生時の平均余命と最大平均余命年齢とをとり、これに表 5 の日本の最近のそれをあわせ、55 カ国について、最大平均余命年齢の順位と、出生時の平均余命の順位との間に Spearman の順位相関係数  $\rho$  を求め、次の結果を得た。

$$\rho = -0.95$$

そこで、順位相異の程度は、

$$1 - |\rho| = 0.05$$

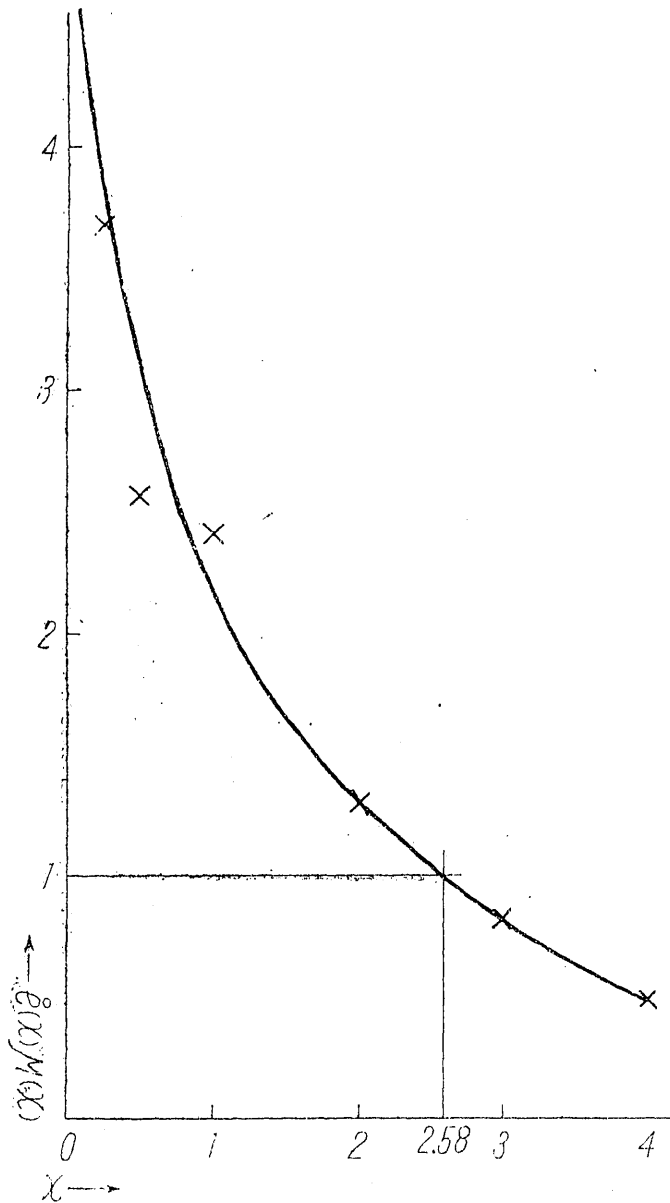
で非常に小さな値となる。すなわち、順位において、出生時の平均余命が大きくなればなるほど、最大平均余命年齢は低くなるという強度の順位逆相関が認められる。

次に、表 7 所掲の各時間、表 5 の局 4 以後および表 6 の各国各時間について出生時の平均余命と最大平均余命年齢との相関表を作ったのが表 15 である。ただし、表 7 中あまりに極端な値を示す定着

表 14. 微係数による場合と 2 次放物線補間法による場合との  $\hat{x}_e$  比較 女

生 命 表	2 次放物線補間の場合 (1)	微係数によつた場合 (2)	(1)-(2) (3)
局 4	3.28 歳	3.29 歳	-0.01 歳
局 5	3.08	2.88	+0.20
局 6	2.81	2.60	+0.21
局 8	2.75	2.58	+0.17

図 9.  $e(x)\mu(x)$  による  $\hat{x}_e$  計算図  
厚 8 表 女



蒙古人はこれを除外した。この相関表から直線相関係数を求めると、

$$r = -0.92$$

となつて、高度の逆相関を認めることができる。

しかし、この両者の関係は、出生時の平均余命が延長すれば、最大平均余命年齢は限りなく 0 に漸近すると思われ、反対に、出生時の平均余命が短くなれば——これには特定の限度があるとみられるが——、最大平均余命年齢はある特定の上限に漸近するものと考えられる。また、最大平均余命年齢の増加率は出生時の平均余命が短い時ほど大きいとみられる。こう考えると、出生時の平均余命と最大平均余命年齢との関係は、直線ではなくて、一応、logistic 曲線が推定される。そこで、出生時の平均余命、32年、52年および72年に対して、最大平均余命年齢はそれぞれ 4.6 歳、2.6 歳および 0.9 歳 [出生時の平均余命に対する最大平均余命年齢の平均] として Yule の 3 点法によつて logistic 曲線を求めて次の結果を得た。

$$\hat{x}_e = \frac{5.97}{1 + e^{\frac{1.17740 + e(0)}{0.68078}}}$$

この曲線を描いて、その上に表 5 の尉 4 表以後、表 6 および表 7 の総ての数値を描点したものが図 10 である。こう

してみると、出生時の平均余命と最大平均余命年齢との関係は裏返えつた logistic でありそうにみられる。

すると、上述のごとく、両者の間に直線相関係数を求めることよりも相関比を求める方が理論的である。そこで両者の間に相関比を求めて次のような結果を得た。

すなわち、最大平均余命年齢に対する出生時の平均余命の平均についての相関比  $\eta_v$  は、

$$\eta_v = 0.97,$$

出生時の平均余命に対する最大平均余命年齢の平均についての相関比  $\eta_x$  は、

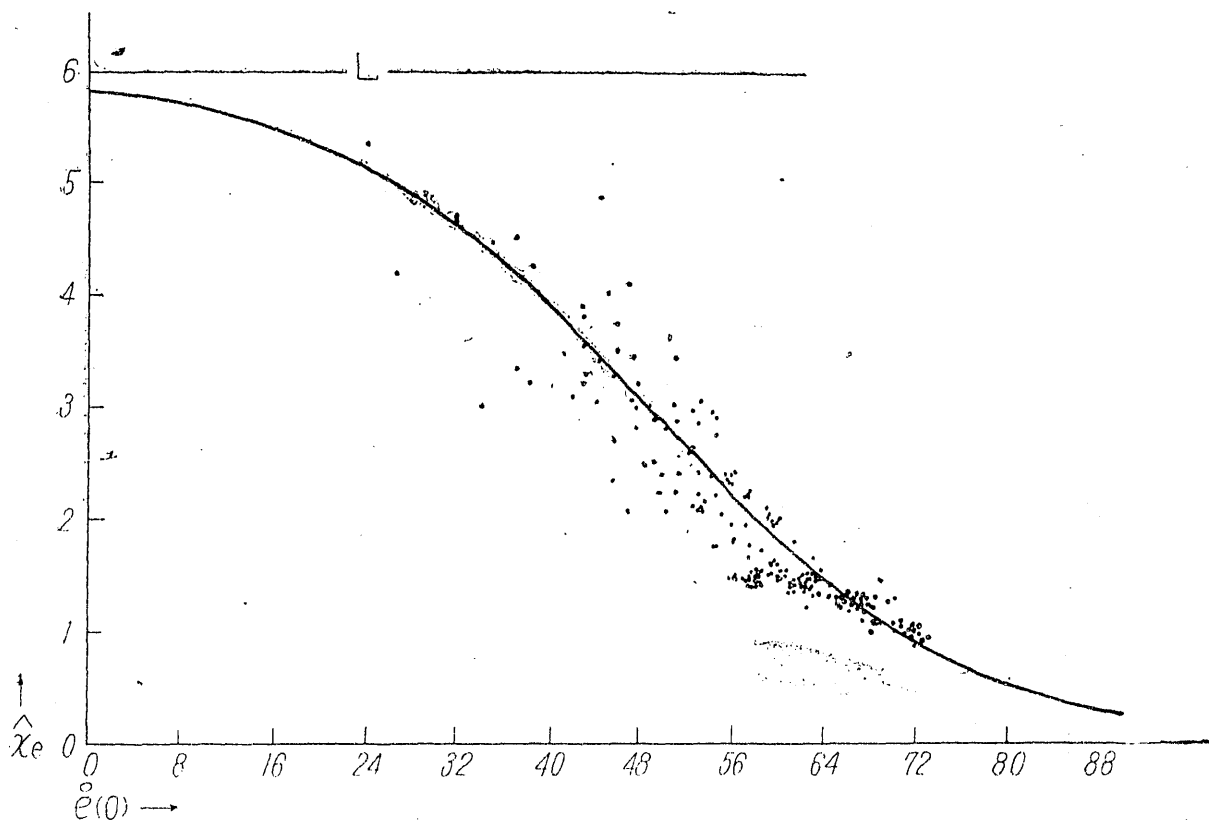
$$\eta_x = 0.91$$



表 15. 最大平均余命年齢と出生時の平均余命との相関表 女

$\hat{x}_e$ $e(0)$	0.8—1.3 歳	1.3—1.8 歳	1.8—2.3 歳	2.3—2.8 歳	2.8—3.3 歳	3.3—3.8 歳	3.8—4.3 歳	4.3—4.8 歳	4.8—5.3 歳	5.3—5.8 歳	$\Sigma$
20—25 年										1	1
25—30							1				1
30—35					1			1			2
35—40					2	1		3			6
40—45					5	5	3		1		14
45—50			3	5	6	3	1				18
50—55		2	8	4	6	3					23
55—60		22	8	7							37
60—65	1	25	3	1							30
65—70	20	13									33
70—75	15	1									16
$\Sigma$	36	63	22	17	20	12	5	4	1	1	181

図 10.  $\hat{x}_e$  と  $e(0)$  との logistic 相関



を得た。  $\eta_v$  の値は直線相関係数の絶対値より相当大であり、その離直線度  $\zeta_v$  は、

$$\begin{aligned} \zeta_v &= \eta_v^2 - r^2 \\ &= 0.09 \end{aligned}$$

となる。  $\eta_v$  は直線相関係数の絶対値とほとんど相等しい。

## 労働力人口の推移傾向について

本 多 竜 雄

この資料は昭和31年7月日本生産性本部生産性研究所の雇用問題委員会で報告し、その後同本部刊行の「生産性向上シリーズ」No. 50（1956年9月17日）に掲載されたものに若干の補筆を行つたものである。本稿の第1部推計将来人口についてはすでに本誌第62号の統計欄に詳しい数字や推計条件の解説も掲げられているが、多少とも通俗的に解説する意味も含めてそのままここにも再掲することにした。

### ま え が き

ここにいう労働力人口とは総人口中労働の意志と能力のある人口部分をいう。したがつてそれは現実に稼働されていると否とを問わない。それは国民経済の必要に対しては時に過剰となり、時には不足もする、あくまで人口的与件としての労働力の総量を意味する。そういう意味ではむしろ要就業人口といった方がより適當であるかもしれない。

労働力人口は、之をデモグラフィ的な形の上から最も抽象的に取りあげれば、(イ) 人口の男女年齢構成と、(ロ) 男女年齢別の労働力化率とによつて決定される。人口の男女年齢別構成の変動は、近い将来に関するかぎり、相当の確かさをもつて推計されるが、労働力化率の方は、最近では毎年上昇の形をとつており、とくに老人や女子の労働力化がいちじるしい。

このような労働力人口の肥大傾向にも、どこかに限度というものがないものかどうか、また適正な労働力化率の水準はほぼどの辺にあるものか、そしてまたそのような適正な水準を維持するためには労働力人口をどのような構成にもつてゆくことが必要であるかを、専ら人口的与件の側から検討してみようというのが本稿の趣旨である。

## I 近い将来における人口の推移傾向

### (1) 推計将来人口

人口問題研究所が、昭和30年3月1日現在で再推計した数字は第1表のようである。

この推計は、数年前に一度公表されたものを一部改訂再計算したもので、出生率や死亡率の最近までの動きを取り入れたこと、奄美大島の人口を新しく加えたこと、その他こまかい点で若干の相違があるが、推計の基本方法には従来のもので変りがない。推計値を読むときに必要な、推計方法上の注意事項を列記すれば以下のようである。

(イ) 昭和25年10月1日のセンサス人口を基準（出発点）として推計されている。以下各年次とも10

月1日現在の人口である。

(ロ) 出生率も死亡率も現在までの低下傾向が今後も持続し、昭和40年ごろまでに一応考えうる最低

第1表 推計将来人口 (男女計)

年次	総数	0~14才	15~59才	60才以上
	(a) 実	数	(単位1,000)	
昭和25年	83,200	29,428	47,354	6,413
30 "	89,264	29,667	52,364	7,233
35 "	93,230	27,308	57,688	8,235
40 "	96,333	22,860	64,072	9,402
45 "	99,774	20,986	68,186	10,602
50 "	103,053	21,162	70,010	11,881
55 "	105,572	21,756	70,929	12,888
60 "	106,927	21,068	71,557	14,302
65 "	107,101	19,466	71,131	16,504
70 "	106,389	17,829	69,691	18,869
	(b) 同上百分比分布			
昭和25年	100.00	35.37	56.92	7.71
30 "	100.00	33.24	58.66	8.10
35 "	100.00	29.29	61.88	8.83
40 "	100.00	23.73	66.51	9.76
45 "	100.00	21.03	68.34	10.63
50 "	100.00	20.54	67.94	11.53
55 "	100.00	20.61	67.19	12.21
60 "	100.00	19.70	66.92	13.38
65 "	100.00	18.18	66.41	15.41
70 "	100.00	16.76	65.51	17.74

値に到達し以後はそのまま一定となるとの仮定の下に計算されている。そのうちとくに出生率については、その最低値が昭和35年に達成される場合(ミニマム)、37年に達成される場合(メディアン)および40年に達成される場合(マキシマム)の3通りの計算が行われたが、表示の数字はメディアンの数字である。また死亡率の最低値は昭和40年に到達されるものとされている。

(ハ) 上記の出生率とは女子年齢別の出生率(たとえば20才、21才、22才……の女子は、それぞれ1年間にどのぐらいの割合で子供を産むかという特殊出生率)のことであり、また死亡率も男女年齢別の特殊死亡率のことである。したがって出生率と死亡率とを一定と仮定しても、人口構造の変化によつて総人口に対するF

分率として示される普通の出生率と死亡率は引きつづいて変化してゆく。そして昭和40年以後においても、そのような総出生率は生みざかりの年齢層の女子人口が漸減してゆくので引きつづいてさらに低下してゆくことになるが、総死亡率の方は高齢人口が漸増してくるために逆に上昇傾向をとることとなる。

(イ) 仮定された昭和37年最低出生率と昭和40年の最低死亡率をそれぞれその年次の総人口に対する千分率で示すと、出生率は15をすこし割つた程度、死亡率は8を割つた程度である。現在の世界の最低出生率はイギリス、西独、スエーデン等の15前後で、日本は昭和30年に20を割り、昭和31年は18台と推定されている。死亡率の方は昭和30年にすでに8を割っている。

(ロ) その後の出生率の低下と死亡率の上昇とがかみあつて、自然増加率がマイナスとなるのは昭和60~65年(1990~95年)の間で、そのころの人口は約1億700万にまで達する計算である。

(ハ) ただし正確な意味で推計将来人口といえるものは昭和40年までで、それ以後の人口は単に昭和40年ごろの人口のもつている再生産力を未来像としてプロジェクトしてみたものにすぎない。この点取り扱いに特別の注意が必要である。

(ニ) なお、以上の推計人口は社会的移動(即ち移出入人口)を全然ないものとして計算してある。

(2) 推計将来人口が示唆する問題点

(イ) 今後十数年にわたる生産年齢人口の激増

以上の推計将来人口によつて、現在われわれが当面している生産年齢人口（15～59才人口）の激増を、既往の状況と対照表示してみると、第2表のとおりである。

第2表 既往および将来の生産年齢（15～59才）人口の増加（年平均・単位 1,000）

期 間	(1) 新しく15才 に生長して くる数	(2) 生産年齢人口 中の死亡およ び老退者数	(3) 差し引きの 純増加
大正 9～昭和10	1,250	750	500
昭和10～昭和25	1,550	950	600
昭和25～昭和40	1,950	850	1,100
昭和40～昭和55	1,500	1,050	450

(備考) 第(2)欄の数字は、第(1)欄と第(3)欄の差として求められたものである。したがつて戦前の分には、死亡および老退の外に若干の海外移住を含んでいる。

すなわち生産年齢人口の増加は、昭和25～40年の期間には既往のほぼ2倍の水準に達する。この異常な増加は、昭和40年を峠として急速度に収縮しはじめ、昭和45～50年期には年平均40万を割つて戦前以下となり昭和50～55年期には年平均20万を割るほどに小さいものとなるはずであるが、今後十数年（ほぼ昭和30～45年）にわたる状況にはきわめて深刻なものがある。そして昭和45年には

総人口はほぼ1億に達する。

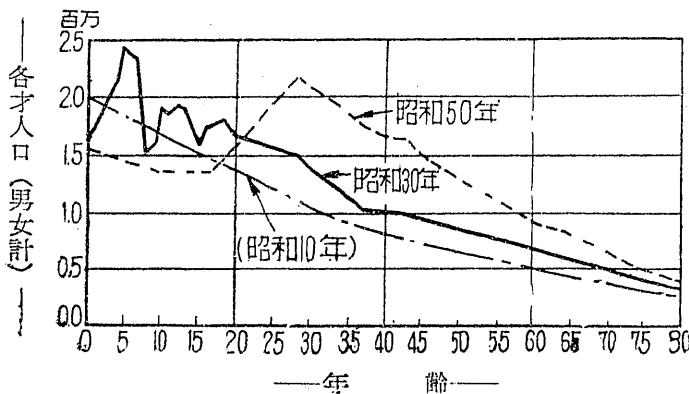
(ロ) 十数年後に深刻化しはじめる壮年期人口の激増

昭和40年を峠として、生産年齢人口激増の波は下り坂となるが、それは別掲第1図に示されているように終戦直後の出生ブーム時代に生まれた子供が一応成人してしまうからである。しかし図にみられるこの高い山は、その後も次第に右に（高年齢層へ）移動しながら、30才台、次には40才台へと少くとも男子の場合労働力化率の最も高くなければならないばかりでなく、世帯の中心としてその失業ないし不完全就業の影響するところ甚大な年齢層へ移ってくるわけであるから、それが雇用問題に対してもつ圧力はまた別の意味で相当に大きい。つまり量の増加にかわつて今度はもつとむずかしい内攻的な問題が現われてくるわけになる。したがつて人口の構造変動からくる雇用問題の深刻さは、少くとも今後1世代以上にわたつて継続するものと覚悟せねばなるまい。

(ウ) 国民経済改編計画の目標としての昭和45年の1億人口

総人口は昭和45年ごろに1億に達する。その後の人口の推移については、上記の推計人口は上述のとおり予測という意味をもつて

第1図 人口年齢構成の推移（昭和10, 30, 50年）



はいないが、人口の機械的な惰性だけで昭和65年までにさらに700万を増加する。ただし、この700万の増加分の大部分（約600万）は、60才

(備考) 昭和10年はセンサス、昭和30年と50年は人口問題研究所の推計人口による。各人口とも5才階級別人口で図示されているが、昭和30年の0～20才人口のみ各才別。

以上の老齢人口の増加として行われるものであるから、これに対する特別の社会経済政策的考慮が必要となつてくることはいうまでもないが、労働力問題の中心からはそれの部分に属するわけである。この間の年齢階層別人口の増減を示すと第3表のとおりである。すなわち昭和30年から

第3表 昭和30～65年の年齢3階級別人口の推移  
(男女計・単位 1,000)

	総数	0～14才	15～56才	60才以上
昭和30～45年	+10,510	- 8,679	+15,822	+3,369
45～65	+ 7,327	- 1,520	+ 2,945	+5,902
昭和30～65年	+17,837	-10,199	+18,767	+9,271

通算すれば、年少人口の減少と老年人口の増加とがほぼ相殺して、被扶養人口の圧迫は現在とほぼ変りないという事情にある。また昭和65年1億700万人口の老齢化率は、今日のイギリスやフランスのそれにちかづく程度のもので、特別に未曾有の老人国になるわけではない。但し人口

老齢化の速度はきわめてはやい。

雇用問題を目標とする国民経済の改編計画は、一応昭和45年の1億人口を目標として立案されることが是非とも必要であるが、そうすれば、爾後においてはさして本質的な変改の必要はないものと考えられる。

## Ⅱ 労働力化率の推移傾向に関する分析

### (1) 戦前と戦後との推移傾向の変化

第4表 大正9～昭和25年の労働力化率の推移(%)

年齢階級	大正9年	昭和5年	昭和25年
	— 男 —		
14才未満	3.4	1.6	1.2
14～19	78.7	72.7	52.9
20～24	93.7	91.8	90.0
25～29	97.1	96.7	95.1
30～39	98.1	98.1	96.9
40～49	98.0	97.5	97.1
50～59	96.0	93.8	92.3
65以上	75.3	71.5	65.4
14以上計	91.1	89.0	83.5
	— 女 —		
14未満	4.6	2.7	1.0
14～19	66.9	58.6	46.8
20～24	59.6	53.7	64.1
25～29	53.4	46.5	48.2
30～39	54.8	50.2	50.1
40～49	56.4	53.6	53.1
50～59	50.3	48.2	48.3
60以上	28.2	24.2	27.2
14以上計	53.5	48.9	48.6

(備考) センサスによる。昭和25年の14才未満は10～13才。

大正9年以降のセンサスによつて、戦前の労働力化率の推移傾向をみると第4表のとおりで、一貫してきわめて健全な低下傾向を辿つてきた。というのは、この低下の主体は男女を通じ大部分20才未満の若年層を労働からより多く解放することによつて行われてきたからである。この点では戦後の教育制度改革の影響もとくに顕著である。

またそれと並んで、60才以上の老人層もはつきりと同じ傾向を辿っている。これは産業構造の上で農林漁業のような原始産業部門の比重が低下してきたこととも並行してきた現象であつた。女子の労働力化率の全般的低下も男子における被備者の増加に伴う当然の結果であつた。

これに反し、戦後の労働力化率の推移を労働力調査の結果によつてみると第5表のよう、戦前のすう勢とすつかり違つている。男子のそれは比較的安定しているが65才以上のそれは最近とみに上昇傾向を示し、これと反

第5表 戦後の労働力化率の推移(%)

年次	総数	14~19才	20~39才	40~64才	65才以上
— 男 —					
昭和25年	83.2	54.1	95.2	92.2	51.7
26	83.2	51.9	95.2	92.4	53.0
27	83.3	51.4	94.6	93.2	55.0
28	84.6	55.4	94.4	93.4	59.4
29	83.7	51.9	94.2	93.3	58.4
30	83.7	53.3	94.0	92.9	60.4
— 女 —					
昭和25年	49.3	47.7	54.4	50.6	22.4
26	48.8	46.3	54.4	49.6	22.7
27	49.9	45.8	56.2	50.8	22.8
28	53.1	48.0	59.2	54.5	27.0
29	53.3	46.0	59.9	55.0	28.1
30	54.9	46.4	61.8	57.3	29.1

(備考) 労働力調査による。各年とも年間平均による。

第6表 昭和5年と昭和30年の労働力化率の比較(%)

年次	総数	14~19才	20~39才	40~64才	65才以上
— 男 —					
昭和5年	89.0	72.7	95.8	94.5	63.0
昭和30年	83.7	53.3	94.0	92.9	60.4
増減差	-5.3	-19.4	-1.0	-1.6	-2.6
— 女 —					
昭和5年	48.9	58.7	50.5	48.9	18.6
昭和30年	54.9	46.0	61.8	57.3	29.1
増減差	+6.0	-12.3	+11.3	+10.4	+10.5

(備考) 昭和5年はセンサス、昭和30年は労働力調査年間平均

に年少人口層と高齢人口層を次第に労働から解放するという形をとっている。ただ女子の場合その生産年齢人口層の労働力化率は欧米諸国でも最近上昇の傾向にあり、女性を生産労働から解放してきた時期につづいて女性のための新しい職場が生まれつつあることを示しているが、それも総労働力化率の低減傾向を逆転させるというほどのものではない。

原則として総労働力化率は、国民経済の成熟とその生産性の向上につれて低下しており、また、低下すべきものといつてよからう。それは、労働が生活の手段であつて、生活の目的それ自体ではない資本主義社会にあつては、その発展と成熟ともなう当然の結果であるといえよう。もちろん、このような原則が個人意識の中では多少の矛盾を感じさせるであろうことはいうまでもないが、それはもともと社会体制そのものもつている矛盾の反映であり、大量的に観察する場合にはやはり上記のような原則が貫徹され、また貫徹される場合にのみ進歩はあるのだと考えねばなるまい。

対にその労働力化率の低下することが望ましくない20~39才および40~64才の中堅層で低下の形をとっている。

また女子のそれは20才以上で全般的に上昇の形をとっているが、そのうち20~39才のそれは時代の進歩に伴う女子就業者の増加と考えるとしても、40~64才の中年期以後、とくに65才以上の老人層の労働力化率の顕著な上昇は決して健全な傾向とはいへまい。

試みに戦前昭和5年の労働力化率の年齢階級を組みかえて、これを最近昭和30年のそれと対照してみると第6表のようで、戦前戦後の差異は特に女子の場合においてきわめて顕著である。

すなわち女子の14~19才層の減少と20~39才の増加は就業年齢や結婚年齢の上昇の結果として互に相殺されるものとする、40才以上の労働力化率の戦前にまさる顕著な上昇はどう目すべき事実といつてよい。(労働力調査と昭和30年センサスの数字の異同については54頁の追記を参照。)

## (2) 長期すう勢としての労働力化率の推移傾向

労働力化率の推移傾向を長期すう勢としてながめてみると、日本の場合でも他の先進諸国の場合でも、国民経済の発展につれて、全体として低下の傾向を辿っている。それは男女を通じ特

たとえば文明の進歩はいわゆる老人を昔ほどふけこませず、働く意志と能力とを次第に引き延ばしてゆくとも考えられるが、そのような社会的年齢の延長は同時に年少人口の社会的教育年齢においても併行して実現されており、老齡人口と年少人口とを合せた被扶養年齢人口の労働力化率は明白に低下の傾向にあるといつてよいと考えられる。

一番問題となるのは女子の労働力化率の推移であるが、特に日本の場合のように、農業や都市の零細自営業部面で主婦を家業から解放することが今後の課題の一つとなつてきているところでは、近代的な意味での女性の職場進出傾向もそれに相殺されて、総体的には国際的にみてまだきわめて高い女子の労働力化率を今後は低下させてゆくのが進歩のしるしであるといえよう。古い型での女子労働の大宗は農業やその他の零細自営部門での家族従業者の地位であるが、日本のような小農体制下の農家経営の中でも、たとえば岡山県下の古い機械化農村である興除村などに見られるように、機械化による労働の節約と生産力の増大は女子を過重な農業労働から解放する方向にむかわせるものであることを実証している。都市の零細自営業の場合でも、例えばドイツなどに見られるように、どんな小さな経営でも被傭人をつかうことが普通となるような程度にまで進んだとするならば、女子の労働力化率は目にみえて動いてくるはずである。

以上のような考え方から戦後、とくに最近のわが国の労働力人口の動きをみると無際限に老人や女子を労働市場へ誘い出しているといつてよいような状況にある。これを単に短期の一時的波動といいきつてしまうには、その状況がいささか激しすぎる。それが戦後国民経済と人口とのアンバランスを、したがつてまた家計維持のための家族員の家族主義的総動員体制の必要を物語るものであることはいうまでもないが、人口論的な見地からも亦、戦後日本に特有な事情について検討して見る必要があるであろう。

### (3) 労働力化率と人口構造との関係

いま年齢階級別の労働力化率を若干の代表的な国々について国際比較をしてみると第7表のようである。調査方式には各国間に相当の相違があり、たとえばアメリカでは農家の主婦の農事手伝いは週15時間をこえなければ労働力と考えられず、その点週1時間の労働でも労働力とみなされるわが国の場合と大きな懸隔があるが、わが国でも調査の実際面では相当常識的に処理されているとみてよく、若干の相違は国情の差異としてむしろそのまま比較する方がかえつて妥当なのではないかとおもう。

表示の諸国中、米国とスウェーデンとはそれぞれ別の意味で別格であり、またスペインとエジプトは後進国の標本として列記したものであるが、その他の先進資本主義国と日本とを対比してみると、総人口に対する労働力化率が男子の場合これら先進国に較べ格段にて低いことに目が止まる。しかし日本には子供が比較的多いことを想起するならば、そう不思議なことではないはずである。同じ意味で15～19才の労働力化率もかなり低い、これに对照して、65才以上の老年層の労働力化率は、男女を通じわが国が著しく高い値を示しており、特に女子の場合において一そういちじるしい。しかしこの数字の意味を正しく読むためには日本では老年人口層が比較的すくないことを同時に考慮することが必要であろう。

そこで、そのような年齢別の労働力化率と人口の年齢構成との関連を検討するために、総労働力人口の年齢階級別の百分比分布をとつてみると第8表のようで、前表の場合とは逆に、同じような発展段階にある国の間では、きわめて近似した値を示していることに目がとまる。いいかえれば、国民経済が必要とする総労働力の中で、青年層や老年層にあてがわれる職場の分量は、人口構造の

第7表 年齢階級別労働力化率の国際比較 (%)

国名 (年次)	子供を含む 総人口 に対し	15~19才 20~64才 65才以上		
		— 男 —		
日本(1950)	55.1	—	—	—
〃 (1955)	55.7	43.0	93.9	56.4
米 国(1950)	58.2	44.9	90.0	41.4
瑞 典(1950)	65.2	74.4	94.7	36.1
イギリス(1951)	66.8	82.9	96.8	32.0
西 独(1950)	63.2	84.7	93.2	26.8
フランス(1946)	67.1	75.6	93.2	54.4
イタリ- (1954)	63.1	(72.8) <sup>14~19歳</sup>	92.5	33.1
スペイン(1940)	65.5	89.1	94.7	86.7
エジプト(1937)	65.2	91.1	97.4	89.7
		— 女 —		
日本(1950)	33.3	—	—	—
〃 (1955)	34.3	41.5	54.1	20.6
米 国(1950)	21.8	26.3	33.0	7.8
瑞 典(1950)	23.2	54.3	31.6	7.8
イギリス(1951)	27.2	78.2	36.0	5.3
西 独(1950)	31.4	77.5	40.1	9.7
フランス(1946)	37.5	58.6	50.0	22.3
イタリ- (1954)	25.9	(45.5) <sup>14~19歳</sup>	35.1	6.9
スペイン(1940)	8.3	13.7	12.0	6.3
エジプト(1937)	11.3	16.3	16.9	7.6

(備考) I. L. O. Year Book of Labour Statistics 1955 による。日本はセンサス、ただし1955年は1%抽出集計結果による。

いかんとはあまりかわりなしに、ほぼ一定したものであることを示している。したがって日本のように老年人口層の比較的少ない国では、当然にその労働力化率は比較的高くなるはずである。だとすれば、今後老年人口層の肥大につれてその労働力化率は、少くとも対策措置にあやまりないかぎり、次第に低下してゆくものと考えてよいわけになろう。

またわが国の20才未満の青少年人口層における労働力化率が比較的低いのも、その人口が大きいためであり、戦後の新教育制度は、この人口の圧迫に対して一種の雇用対策的効果を果しているわけになる。なお、女子老年層の労働力人口比重はやや高いが、これも同じ半農業国であり、そのうえ日本とはちがつて老人国でもあるフランスと較べるとその比重はまだ軽い。現在の程度で老齡女子労働力の過当動員をいうのはなお早計であろう。

要するに、以上のような人口構造上の条件を背景において考えてみると、わが国の今日の労働力人口は国際的基準を逸脱したほど不健全な肥大症に陥っていると断定するには及ばない。問題はむしろ最近の肥大傾向が停止するように、今後人口構造の高年化につれて労働力人口をどのような形に修正

してゆかねばならないかという点に帰着するといつてよい。

以上のような見地から、特に銘記すべき問題点を重ねて列記してみると以下のようである。

- (イ) 男女を通じ20才未満の若年人口層の労働力化率は比較的低い。それは現在この人口層が肥大期にあることと関係があり、戦後の教育制度がその保障の役目を果している。この比較的低い労働力化率は、将来も持続され、かつ一そう低減されることが望ましいが、教育負担は今日の親たちにとつてはすでに耐えうる限度を割っている実情にあるわけであるから、その社会化の方途を講ずることがぜひとも必要であろう。
- (ロ) 老齡人口層の労働力化率は、男女ともきわめて高いし、かつ最近とみに上昇傾向を辿つてはいるが、全国民経済における老齡労働力の比重は、現在のところまだ決して過当に大きいものではない。むしろ今後の人口構造の老齡化の進捗に応じて、その労働力化率が機械的に低減してゆく



第8表 労働力人口の年齢階級別分布の国際比較 (%)

国名 (年次)	総数	— 男 —		
		20才未満	20~64才	65才以上
日本(1955)	100.0	9.5**	85.8	4.7
米 国(1955)	100.0	5.8*	88.7	5.5
瑞 典(1950)	100.0	7.0	87.7	5.3
イギリス(1951)	100.0	8.0**	87.6	4.4
西 独(1950)	100.0	11.4	84.8	3.8
フランス(1946)	100.0	10.6	81.8	7.6
イタリア(1954)	100.0	13.7	82.0	4.3
スペイン(1940)	100.0	16.6	71.2	12.2
エジプト(1937)	100.0	24.1	71.4	4.5
		— 女 —		
日本(1955)	100.0	13.7**	82.7	3.6
米 国(1950)	100.0	8.7*	88.2	3.1
瑞 典(1950)	100.0	13.8	82.5	3.7
イギリス(1951)	100.0	17.7**	79.9	2.4
西 独(1950)	100.0	17.7	79.3	3.0
フランス(1946)	100.0	13.3	79.3	7.4
イタリア(1954)	100.0	19.5	78.0	2.5
スペイン(1940)	100.0	18.0	73.6	8.4
エジプト(1937)	100.0	23.4	73.9	2.7

(備考) 出典第7表参照。\*14才以上, \*\*15才以上。

### Ⅲ 近い将来における労働力人口の試算

#### (1) 昭和40年

(A) 労働力人口は雇用問題にとつて与えられた与件ではない。むしろ与件としての人口と計画的な経済政策とによつて決定せられる最後の答でなければならないが、いま純粹に人口論的な形の上だけから労働力人口が最少限度に合理的に再編成されてゆくとした場合、昭和40年にどのぐらいの大きさになるかを以下のような仮定の下に試算してみることにする。

- (i) 基幹労働力として20~59才の男子をとり、この人口層の労働力化率を昭和25年センサスのそれ(40才をはさむ30~49才層で97%、平均して94.5%)にとる。(昭和30年センサスの1%抽出集計結果もほぼこの辺に安定値があることを示唆している)
- (ii) 20才未満および60才以上の男子は、原則的には被扶養年齢人口に属するものとし、その合計の労働力化率を同じく昭和25年センサスのそれ(23%)にとる。  
年少人口と老齢人口とを合計して計量するのは、年少人口の減少に伴う扶養負担の減少がその程度だけ老齢人口を労働から解放させうると考えるからである。
- (v) 女子労働力は男子労働力の65%とする。この割合は昭和30年の労働力調査(年間平均)による

るような諸方図を講ずることが大事であらう。

(v) 女子労働力人口の年齢別分布曲線も、決して異常な形をとつていないわけではない。中年期以降の女子の労働力化率の比較的高いことも、この人口層の人口が比較的小さいことと無関係ではないかもしれない。ただし最近におけるその労働力化率の顕著な上昇傾向は、疑いもなく、世帯主たるべき男子の所得の不足を物語るものであり、一部は母子世帯に対する社会的保障の欠陥を示すものといつてよい。

が、ただし労働力と非労働力との境界線上にあると推定される女子浮動労働力180万を差し引いて計算されたものである。(180万という数字は労働力臨時調査の結果に基づき平常家事を主とする就業者数の半数をとつたものであるが、農林業就業者数の農繁月におけるピークと年間平均との差もまたほぼ180万となつている)

以上の仮定の下に計算された結果を一括表示すると第9表のとおりである。

第9表 昭和40年労働力人口

	人 口	労働力人口	労働力化率
男	47,450(千)	29,456(千)	62.1(%)
女	48,883	19,146	39.2
計	96,333	48,602	50.5

(備考) 人口は上掲の推計人口による。

すなわち男女計の労働力化率は、大正9年の49%、昭和5年の46%、昭和25年の44%から逆転して50%にも達することになるが、生産年齢人口の異常に肥大する関係上、この程度の上昇はやむをえないものであろう。

また上記4,860万の労働力人口は、昭和30年の労働力人口4,000万(上記浮動労働力控除)をこえること860万で、年平均86万、年率1.9%の増加となる、ただしこれはあくまでも上記のような仮定の下で計算された正常雇用の増加分を意味する。

現在労働力人口は、毎年130万前後も増加しつつあるが、それは毎年85万程度の正常な雇用を造り出すことができないために、頭数では130万もの労働力がふえているというわけになる。つまりその増加分の過半数は低所得業者の増加として行われているわけになる。

また、現在の高い国民経済の成長率は、相当に高い生産性の上昇率を見込んでも、上記2%弱の雇用の増加を十二分に保障しているはずであるが、それが労働力人口を合理的に収縮させず却つて不健全な形で肥大させているのは、現在の高い経済成長率が、龍大な低所得業者層を含む今日の日本経済の内的矛盾を解消するよりはむしろそれをテコとして維持されているものではないかという問題を投げかける。

これらの諸問題について検討することは本稿の趣旨ではないが、上記の推計労働力人口はそのような問題検討のための1つの手がかりとなる参考資料として試算されたものであることを諒承していただければよいわけである。

(B) なお、同じく昭和40年について、その男女年齢別の労働力化率が現在(昭和30年)と全く同じとして、その労働力人口を計算してみると男30,910(千)、女21,286(千)、計52,199(千)で、昭和30年(労働力人口4,180万)以降の増加は年平均120万、年率2.7%となり、ほぼ最近の推移傾向に等しいが、その男女計の総労働力化率は54.2%となる。

すなわち昭和40年現在の人口構造の中でこのように高い労働力化率をもつことは国民経済の生産性がきわめて低いものとなることを意味しよう。いわゆる“二重価格”的な雇用形態でも実現されないかぎり、国際的自立の途はあやうくなってくるであろう。そういう意味でそれは現在の労働力人口の構成を合理的に再編成することの必要性を示すものといつてよい。

## (2) 昭和45年

(A) つづいて昭和45年について、上記昭和40年の場合と同じ程度の合理化の仮定でその労働力人口を計算すると、男女計52,953(千)となり、その労働力化率は53.1%となる。

(A') もし総労働力化率を昭和40年と同じ程度に押えようとする、20才未満と60才以上の男子合計の労働力化率を23%からさらに20%に、また女子労働力の男子労働力に対する比率を、65%より

60%に引き上げることが必要である。結果を表示すれば第10表のとおり。

第10表 昭和45年労働力人口

	人 口	労働力人口	労働力化率
男	49,151	31,489	64.1
女	50,623	18,893	37.3
計	99,774	50,382	50.5

すなわち昭和30年以降の労働力人口の増加は1,038万、年平均約70万で年率1.6%となる。これはもちろん紙の上で計算された数字にすぎないが、その労働力状態は上掲先進資本主義諸国のそれに次第に接近して

くることになる。いいかえれば、現実決して不可能な要請ではないはずである。そして国民経済が一段と合理的に再編せられればせられるほど、労働力人口もまたそれだけ相対的に収縮するものであることを教えられる。

労働力人口は決して不動の与件ではなく、一定の限度においてはああるが、自由に操作しうる弾力性をもつものであることを、雇用問題の検討に当つては、特に銘記してかかることが必要であろう。単にありうるマキシマムとミニマムを計算しその平均をとつて最もありそうな場合とし、その完全雇用の方図を考えるとというようなやり方は、当面の失業救済にはいつも後を追いかけるようなことになり、さりとて国民経済の長期改編計画に対しては却つて無用な足かせをはめてしまうような結果になってしまうのではないかとおもう。

### 追 記

最近総理府統計局から昭和30年センサスの1%抽出集計結果の一部が発表された。その内、男女5才階級別の労働力化率に関する数字を昭和25年センサス結果の表章法に組みかえて対照表示してみると右のよう

昭和25年及び30年の労働力化率の比較

年齢階級	昭和25年	昭和30年
— 男 —		
14~19	52.9	43.0
20~24	90.0	88.1
25~29	95.1	96.2
30~39	96.9	97.1
40~49	97.1	97.2
50~59	92.3	93.5
60以上	65.4	66.2
— 女 —		
14~19	46.8	41.5
20~24	64.1	68.2
25~29	48.2	51.8
30~39	50.1	51.3
40~49	53.1	55.0
50~59	48.3	48.8
60以上	27.2	26.3

昭和30年の労働力化率		
年齢階級	労働力調査	センサス
— 男 —		
14~19	53.3	43.0
20~39	94.0	94.0
40~64	92.9	93.8
65以上	60.4	56.4
計	83.7	82.6
— 女 —		
14~19	46.4	41.5
20~39	61.8	56.8
40~64	57.3	50.5
65以上	29.1	20.6
計	54.9	49.1

(備考) なお14才以上労働力の総人口に対する割合は、男の場合は55.7%、女の場合は34.3%、男女合計では44.8%で昭和25年にくらべていずれの教値も1%前後微増している。

# 統計

	頁
I 人口に関する主要指標	56
II 人口動態	
第1表 昭和30, 31年月別人口動態	58
第2表 年次別人口動態(昭和22年—30年)	59
第3表 昭和29, 30年男女, 年齢(5歳階級)別死亡率	59
第4表 昭和29, 30年主要死因別死亡	60
第5表 昭和29, 30年主要死因別乳児死亡	60
第6表 年次別, 特定死因別死亡(明治33年—昭和30年) (1)実数	61
第7表 年次別, 特定死因別死亡(明治33年—昭和30年) (2)率	62
第8表 年次別, 市部郡部別自然死産及び人工妊娠中絶(昭和23年—30年)	63
第9表 優生保護法による人工妊娠中絶及び優生手術実施数(昭和24年—30年)	63
III 国際人口統計(2)	
第1表 主要国別, 男女, 年齢(5歳階級)別人口	64
第2表 主要国別, 男女, 年齢(3区分)別人口	76

I 人口に関する主要指標 (a) 人口動態関係

年月	月初人口	増加人口					増加割合(人口1,000につき)			
		総数 (純増加)	自然動態			社会増加	純増加	自然動態		
			出生	死亡	自然増加			出生	死亡	自然増加
昭和25年	83,199,637	1,469,720	2,377,208	913,762	1,463,446	6,274	17.66	28.57	10.99	17.59
26年	84,600,000	1,331,203	2,176,987	846,731	1,330,256	947	15.74	25.73	10.01	15.72
27年	85,900,000	1,258,546	2,017,842	768,668	1,249,174	9,372	14.65	23.49	8.95	14.54
28年	87,000,000	1,138,973	1,879,369	776,136	1,103,233	35,740	13.09	21.60	8.92	12.68
29年	88,300,000	1,058,883	1,776,190	722,686	1,053,504	5,379	11.99	20.12	8.18	11.93
30年	89,275,529	1,039,830	1,740,505	695,944	1,044,561	4,731	11.65	19.50	7.80	11.70
昭和29年										
1月	87,500,000	130,071	199,031	70,202	128,829	1,242	1.49	2.27	0.80	1.47
2月	87,600,000	100,896	167,957	67,654	100,303	593	1.15	1.92	0.77	1.14
3月	87,700,000	96,725	161,591	67,567	94,024	2,701	1.10	1.84	0.77	1.07
4月	87,800,000	87,433	143,450	57,564	85,886	1,547	1.00	1.63	0.66	0.98
5月	87,900,000	71,325	127,927	56,484	71,443	118	0.81	1.45	0.64	0.81
6月	88,000,000	69,357	122,953	53,112	69,841	484	0.79	1.40	0.60	0.79
7月	88,000,000	85,958	141,218	54,573	86,645	687	0.97	1.60	0.62	0.98
8月	88,100,000	90,510	146,919	56,054	90,865	355	1.03	1.67	0.64	1.03
9月	88,200,000	87,991	142,029	55,846	86,183	1,808	1.00	1.61	0.63	0.98
10月	88,300,000	81,711	143,036	61,433	81,603	108	0.93	1.62	0.70	0.92
11月	88,400,000	83,202	140,294	57,908	82,386	816	0.94	1.59	0.65	0.93
12月	88,500,000	73,704	139,785	64,289	75,496	1,792	0.83	1.58	0.73	0.85
昭和30年										
1月	88,500,000	125,569	198,543	72,654	125,889	320	1.42	2.24	0.82	1.42
2月	88,700,000	95,180	156,764	63,172	93,592	1,588	1.07	1.77	0.71	1.05
3月	88,800,000	93,146	157,205	64,695	92,510	636	1.05	1.77	0.73	1.04
4月	88,800,000	91,384	148,951	59,076	89,875	1,509	1.03	1.68	0.66	1.01
5月	88,900,000	74,761	134,018	56,234	77,784	3,023	0.84	1.51	0.63	0.87
6月	89,000,000	66,739	119,611	51,484	68,127	1,388	0.75	1.34	0.58	0.77
7月	89,100,000	81,068	133,775	52,596	81,179	111	0.91	1.50	0.59	0.91
8月	89,200,000	89,847	143,210	51,871	91,339	1,492	1.01	1.61	0.58	1.02
9月	89,200,000	88,212	139,165	50,554	88,611	399	0.99	1.56	0.57	0.99
10月	89,300,000	86,192	138,976	53,762	85,214	978	0.97	1.56	0.60	0.95
11月	89,400,000	74,812	133,869	57,467	76,402	1,590	0.84	1.50	0.64	0.85
12月	89,400,000	72,920	136,418	62,379	74,039	1,119	0.82	1.53	0.70	0.83
昭和31年										
1月	89,500,000	107,135	176,728	68,970	107,758	623	1.20	1.97	0.77	1.20
2月	89,600,000	82,738	150,608	67,212	83,396	658	0.92	1.68	0.75	0.93
3月	89,700,000	88,704	156,485	69,330	87,155	1,549	0.99	1.74	0.77	0.97
4月	89,800,000	84,717	142,375	58,202	84,173	544	0.94	1.58	0.65	0.94
5月	89,900,000	71,058	131,081	56,893	74,188	3,130	0.79	1.46	0.63	0.83
6月	89,900,000	70,919	124,168	51,024	73,144	2,225	0.79	1.38	0.57	0.81
7月	90,000,000	75,892	130,930	53,792	77,138	1,246	0.84	1.45	0.60	0.86
8月	90,100,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 人口は、総理府統計局「人口推計月報」による各月全国推計人口。昭和25—30年の各年分は各年10月1日(ただし、昭和25、30年は国勢調査人口)、昭和25年10月1日国勢調査人口に増加人口を累加し、10万未満の数字を4捨5入したもの。昭和26年12月に帰属した鹿児島県大島郡十島村は昭和27年1月分から入り、また、昭和28年12月に復帰した鹿児島県奄美群島の人口(昭和29年3月1日の調査人口201,132)が昭和29年1月分から入っている。

自然増加および社会増加も、前記「人口推計月報」による自然動態および社会動態(入国者数と出国者数の差増)。ただし、昭和25—30年は各年1月1日—12月31日の計、この出生、死亡数は厚生省大臣官房統計調査部の「人口動態統計毎月概数」によつてはるが届出のあつた外国人の出生、死亡を含んでおり、日本人の事実のみである人口動態統計年報の数字とは異なる。

また、増加割合は、昭和25—30各年の分は上記暦年の動態数を10月1日総人口にて除したもの。昭和29年1月以後の各月分は、毎月の出生、死亡、自然増加および純増加をそれぞれ各月の中央人口にて除したもの。

I 人口に関する主要指標 (b) 労働力関係

(単位千人)

年月	14歳≤ 人口	労働力					増加数			雇用指数 (昭26=100.0)	
		総数	就業者			完全 失業者	14歳≤ 人口	労働力 総数	就業者 総数	鉱業	製造業
			総数	農林業	非農林業						
昭和25年	55,240	36,160	35,720	17,410	18,310	440	1,020	440	500	—	—
26年	56,260	36,600	36,220	16,170	20,050	390	1,180	1,150	1,070	100.0	100.0
27年	57,440	37,750	37,290	16,370	20,920	470	870	1,950	1,960	102.3	103.0
28年	58,310	39,700	39,250	17,130	22,120	450	970	450	330	92.5	107.8
29年	59,280	40,150	39,580	16,670	22,910	580	1,640	1,650	1,540	81.3	113.0
30年	60,920	41,800	41,120	17,150	23,970	680				75.2	111.5
昭和29年											
1月	58,570	35,940	35,540	12,990	22,560	390	410	740	710	85.6	111.2
2月	58,980	36,680	36,250	13,110	23,140	430	— 80	2,480	2,320	84.8	111.5
3月	58,900	39,160	38,570	15,330	23,230	590	550	1,340	1,420	84.1	112.5
4月	59,450	40,500	39,990	16,460	23,530	510	0	1,760	1,690	83.1	115.7
5月	59,450	42,260	41,680	19,010	22,660	580	— 240	— 630	— 600	82.0	115.2
6月	59,210	41,630	41,080	18,750	22,320	560	— 20	130	40	81.0	115.0
7月	59,190	41,760	41,120	18,720	22,400	640	— 30	— 1,050	— 1,120	80.6	114.3
8月	59,160	40,710	40,000	17,560	22,440	710	290	— 130	— 70	80.1	113.2
9月	59,450	40,580	39,930	17,430	22,500	650	170	1,690	1,660	79.8	112.7
10月	59,620	42,270	41,590	19,130	22,470	670	110	— 1,140	— 1,080	78.8	112.1
11月	59,730	41,130	40,510	17,060	23,450	620	— 90	— 1,900	— 1,870	78.4	111.5
12月	59,640	39,230	38,640	14,440	24,190	600	230	— 2,500	— 2,540	77.7	111.1
昭和30年											
1月	59,870	36,730	36,100	13,000	23,100	630	480	1,290	1,260	77.0	110.4
2月	60,350	38,020	37,360	13,980	23,380	660	490	2,660	2,480	76.3	110.1
3月	60,840	40,680	39,840	16,100	23,740	840	180	1,310	1,460	75.7	110.6
4月	61,020	41,990	41,300	17,440	23,860	700	90	1,820	1,850	74.9	112.6
5月	61,110	43,810	43,150	19,810	23,340	660	— 280	— 100	— 130	74.9	112.2
6月	60,830	43,710	43,020	19,540	23,480	680	70	— 550	— 590	74.7	111.9
7月	60,900	43,160	42,430	18,710	23,720	720	— 80	— 970	950	74.7	111.9
8月	60,820	42,190	41,480	17,620	23,860	710	220	450	490	74.7	111.7
9月	61,040	42,640	41,970	17,820	24,140	670	400	1,470	1,420	74.7	111.6
10月	61,440	44,110	43,390	19,140	24,250	720	— 30	— 930	— 780	74.6	111.5
11月	61,410	43,180	42,610	17,560	25,050	570	— 60	— 1,770	— 2,490	74.7	111.5
12月	61,350	41,410	40,120	15,070	25,770	570	700	— 1,880	— 1,270	75.0	111.5
昭和31年											
1月	62,050	39,530	38,850	13,560	25,290	680	140	50	— 20	75.1	111.1
2月	62,190	39,580	38,830	13,480	25,350	750	130	2,330	2,020	74.9	111.1
3月	62,320	41,910	40,850	15,430	25,420	1,060	100	1,210	1,570	74.6	112.5
4月	62,420	43,120	42,420	17,000	25,410	700	90	1,490	1,570	74.8	116.4
5月	62,510	44,610	43,990	18,960	25,030	620	90	360	410	74.9	116.6
6月	62,600	44,970	44,400	19,730	24,670	570	100	— 690	— 680	74.8	116.8
7月	62,700	44,280	43,720	18,530	25,190	570	110	— 910	— 910	74.8	117.2
8月	62,810	43,370	42,810	17,700	25,110	570	—	—	—	74.9	117.5

備考 労働力関係は、総理府統計局「労働力調査報告」の各月分による。調査は毎月末日に終る1週間の事実についてのもので、昭和25—30年は年平均の数値。就業者には休業中のものも含んでいる。昭和31年7月の数字は概数である。昭和25—30年の各年の増加数は年平均の差増。雇用指数は労働省大臣官房統計調査部「労働統計調査月報」による毎月勤労統計調査の月初および月末労働者数より算定したもの。

## II 人口動態

第1表 昭和30, 31年月別人口動態

月次	出生	死亡	自然増加	死産	乳児死亡	婚姻	離婚
昭和30年 総数	1,727,040	693,089	1,033,951	183,195	68,782	714,867	74,986
1	197,359	72,413	124,946	15,793	9,726	53,322	5,537
2	155,823	63,043	92,780	15,667	7,927	63,128	6,424
3	156,069	64,492	91,577	16,773	7,169	70,557	7,363
4	147,685	58,765	88,920	15,116	6,085	69,709	6,333
5	132,743	55,946	76,797	15,208	5,152	73,076	6,554
6	118,422	51,214	67,208	13,460	4,814	51,014	5,838
7	132,484	52,288	80,196	15,292	4,169	42,727	5,676
8	142,265	51,723	90,542	16,030	3,659	40,468	6,383
9	138,364	50,397	87,967	15,694	3,658	42,854	6,756
10	137,586	53,485	84,101	14,386	4,247	49,709	6,097
11	133,138	57,329	75,809	14,355	5,304	64,338	5,465
12	135,102	61,994	73,108	15,421	6,872	93,965	6,560
昭和31年 総数(推計)	1,662,000	708,000	955,000	182,000	67,000	740,000	73,000
1	175,233	68,588	106,645	16,100	8,190	65,227	5,510
2	149,222	66,865	82,357	15,466	8,210	77,256	6,288
3	154,916	68,971	85,945	17,219	8,220	72,709	6,869
4	141,102	57,880	83,222	15,383	5,558	69,823	6,550
5	129,818	56,574	73,244	14,820	5,216	70,236	6,356
6	122,988	50,716	72,272	13,495	4,447	49,796	5,504
7	129,633	53,465	76,168	14,578	3,963	44,118	5,545
8	133,216	53,198	80,018	14,976	3,511	37,679	5,809

各月平均1日当り人口動態指数(1年平均1日動態数=100.0)

昭和30年 総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1	134.5	123.0	142.3	101.4	167.0	87.8	87.3
2	117.6	118.6	117.0	111.6	150.5	115.1	111.7
3	106.4	109.5	104.3	107.8	122.9	116.2	116.1
4	104.0	103.2	104.6	100.4	108.0	118.6	102.4
5	90.5	95.1	87.4	97.8	88.3	120.3	102.9
6	83.4	89.9	79.1	89.4	85.1	86.8	95.1
7	90.3	88.8	91.3	98.2	71.3	70.3	89.3
8	97.0	87.8	103.1	103.0	62.8	66.6	100.5
9	97.5	88.5	103.5	104.2	64.9	72.9	109.8
10	93.8	90.8	95.8	92.4	72.9	81.9	96.1
11	93.8	100.6	89.2	95.2	94.1	109.5	88.8
12	92.1	105.3	83.2	99.0	118.1	154.7	103.4

備考 厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計毎月概数」の昭和30年年計(昭31.6)及び昭和31年8月分による概数結果。昭和31年の総数は、1—8月の概数に基き昭和29,30年の季節変動によつて1カ年に換算推計したもの。また、人口動態指数は年間総数及び各月の1日当り実数を算出し、その年間平均1日動態数を基準として指数化し、季節による変化を表わしたものである。

第2表 年次別人口動態(昭和22年—30年)

年次	出生	死亡	自然増加	死産	乳児死亡	婚姻	離婚
実 数							
昭和 22	2,678,792	1,138,238	1,540,554	123,837	205,360	934,170	79,551
23	2,681,624	950,610	1,731,014	143,963	165,406	953,999	79,032
24	2,696,638	945,444	1,751,194	192,677	168,467	842,170	82,575
25	2,337,507	904,876	1,432,631	216,974	140,515	715,081	83,689
26	2,137,689	838,998	1,298,691	217,231	122,869	671,905	82,331
27	2,005,162	765,068	1,240,094	203,824	99,114	676,995	79,021
28	1,868,040	772,547	1,095,493	193,274	91,424	682,077	75,255
29	1,769,580	721,491	1,048,089	187,119	78,944	697,809	76,759
30	1,727,040	693,089	1,033,951	183,195	68,782	714,867	74,986
31	1,662,000	708,000	955,000	182,000	67,000	740,000	73,000
昭 8—12 平 均	2,112,029	1,196,148	915,881	113,059	243,580	550,167	47,038
率 (%)							
昭和 22	34.30	14.57	19.73	44.2	76.7	11.96	1.02
23	33.52	11.88	21.63	50.9	61.7	11.92	0.99
24	32.97	11.56	21.41	66.7	62.5	10.30	1.01
25	28.10	10.88	17.22	84.9	60.1	8.59	1.01
26	25.28	9.92	15.36	92.2	57.5	7.94	0.97
27	23.34	8.91	14.44	92.3	49.4	7.88	0.92
28	21.46	8.88	12.59	93.8	48.9	7.84	0.86
29	20.04	8.17	11.87	95.6	44.6	7.90	0.87
30	19.35	7.76	11.58	95.9	39.8	8.01	0.84
31	18.47	7.86	10.60	98.5	40.2	8.60	0.80
昭 8—12 平 均	30.78	17.43	13.35	50.8	106.2	8.02	0.69

備考 昭和30年は概数、31年は第1表による年間推定値。死産率は出産1,000、乳児死亡率は出生1,000、その他の率は人口1,000についてのもの。厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計毎月概数昭和30年年計」昭31.6による。

第3表 昭和29、30年男女、年齢(5歳階級)別死亡率 (各年齢階級別人口10万について)

年齢階級	総 数			男			女		
	昭和30年	昭和29年	指 数 (昭29=) (100.0)	昭和30年	昭和29年	指 数 (昭29=) (100.0)	昭和30年	昭和29年	指 数 (昭29=) (100.0)
総 数	776.4	817.2	95.0	831.9	875.2	95.1	722.8	761.1	95.0
0—4	1,081.4	1,224.0	88.3	1,143.7	1,284.7	89.0	1,016.0	1,160.5	87.5
5—9	129.8	148.4	87.5	146.0	158.6	92.1	111.9	137.9	81.1
10—14	68.9	71.1	96.9	75.1	77.1	97.4	62.7	64.8	96.8
15—19	126.5	138.5	91.3	145.7	157.0	92.8	106.8	119.6	89.3
20—24	227.4	255.5	89.0	264.0	292.7	90.2	190.2	218.9	86.9
25—29	253.1	289.2	87.5	282.8	322.0	87.8	223.9	257.5	87.0
30—34	272.8	306.4	89.0	294.9	329.7	89.4	254.2	287.5	88.4
35—39	320.7	355.7	90.2	344.7	385.3	89.5	300.8	330.6	91.0
40—44	418.2	540.7	92.8	465.7	507.3	91.8	376.3	400.2	94.0
45—49	616.7	645.3	95.6	713.3	747.1	95.5	524.1	546.9	95.8
50—54	936.6	987.8	94.8	1,104.2	1,154.7	95.6	768.7	819.2	93.8
55—59	1,411.6	1,493.9	94.5	1,698.1	1,812.1	93.7	1,123.4	1,172.8	95.8
60—64	2,228.0	2,286.7	97.4	2,719.3	2,793.0	97.4	1,752.2	1,799.2	97.4
65—69	3,531.4	3,640.5	97.0	4,307.9	4,408.3	97.7	2,849.2	2,975.8	95.7
70—74	5,773.7	5,871.3	98.3	6,980.0	7,122.5	98.0	4,877.4	4,947.8	98.6
75—79	8,854.3	8,898.6	99.5	10,462.1	10,523.2	99.4	7,799.1	7,853.3	99.3
80≤	15,842.9	15,580.0	101.7	17,766.7	17,705.0	100.3	14,857.6	14,553.5	102.1

備考 昭和29年は厚生省大臣官房統計調査部「昭和29年人口動態統計上巻」昭31.3.31による確定数。昭和30年は同「人口動態統計毎月概数昭和30年年計」昭31.6、の死亡概数及び人口問題研究所「推計将来人口(昭和25—40年)」の昭30.10.1の年齢別人口に基いて、人口問題研究所において算出した。



第4表 昭和 29, 30 年主要死因別死亡

死 因	実 数			率(人口10万につき)		総死亡に対する割合(%)	
	昭和30年	昭和29年	増 減	昭和30	昭和29	昭和30	昭和29
総 数	693,089	721,491	-28,402	776.3	817.2	100.0	100.0
中枢神経系の血管損傷	121,331	116,925	+ 4,406	135.9	132.4	12.5	16.2
悪性新生物	77,559	75,309	+ 2,250	86.9	85.3	11.2	10.4
精神病の記載のない老衰	59,835	61,334	- 1,499	67.0	69.5	8.6	8.5
心臓の疾患	53,954	53,128	+ 826	60.4	60.2	7.8	7.4
全結核	46,635	55,124	- 8,489	52.2	62.4	6.7	7.6
肺炎(新生児肺炎を含む)	34,201	37,716	- 3,515	38.3	42.7	4.9	5.2
不慮の事故	33,127	34,812	- 1,685	37.1	39.4	4.8	4.8
胃炎・十二指腸炎・腸炎及び大腸炎(新生児下痢を含む)	28,199	34,436	- 6,237	31.6	39.0	4.1	4.8
その他の新生児固有の疾患及び性質不明の未熟児	28,005	31,984	- 3,979	31.4	36.2	4.0	4.4
自殺及び自傷	22,138	20,635	+ 1,503	24.8	23.4	3.2	2.9
腎炎及びネフローゼ	19,103	19,511	- 408	21.4	22.1	2.8	2.7
胃及び十二指腸潰瘍	13,352	14,320	- 968	15.0	16.2	1.9	2.0
気管支炎	8,840	10,537	- 1,697	9.9	11.9	1.3	1.5
伝染性及び寄生性として分類されたその他の疾患	6,688	7,034	- 346	7.5	8.0	1.0	1.0
赤痢	6,013	9,341	- 3,328	6.7	10.6	0.9	1.3
その他の全死因	134,109	139,345	- 5,236	150.1	157.8	19.3	19.3

備考 下表の注参照。

第5表 昭和 29, 30 年主要死因別乳児死亡

死 因	実 数			率(出生1万につき)		総死亡に対する割合(%)	
	昭和30年	昭和29年	増 減	昭和30	昭和29	昭和30	昭和29
総 数	68,782	79,944	-10,162	398.3	446.1	100.0	100.0
その他の新生児固有の疾患及び性質不明の未熟児	28,005	31,984	- 3,979	162.2	180.7	40.7	46.5
肺炎(新生児肺炎を含む)	14,472	16,528	- 2,056	83.8	93.4	21.0	24.0
胃炎・十二指腸炎・腸炎及び大腸炎(新生児下痢を含む)	5,787	6,968	- 1,181	33.5	39.4	8.4	10.1
先天性奇形	3,548	3,466	+ 82	20.5	19.6	5.2	5.0
気管支炎	1,816	2,601	- 785	10.5	14.7	2.6	3.8
出生時の損傷・分娩後窒息及び肺不全拡張	1,813	1,771	+ 42	10.5	10.0	2.6	2.6
不慮の事故	1,702	1,713	- 11	9.9	9.7	2.5	2.5
麻疹	917	1,179	- 262	5.3	6.7	1.3	1.7
腸閉塞及びヘルニア	856	817	+ 39	5.0	4.6	1.2	1.2
伝染性及び寄生性として分類されたその他の疾患	750	869	- 119	4.3	4.9	1.1	1.3
脚気	613	844	- 231	3.5	4.8	0.9	1.2
その他の全死因	8,503	11,204	- 2,701	49.2	63.3	12.4	14.0

備考 第 4, 5 表とも厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計毎月概数 昭和30年年計分」昭和31年6月による。なお、総死亡に対する死因別割合は人口問題研究所において算出したもの。

第6表 年次別、特定死因別死亡（明治33年—昭和30年） (1) 実数

年次	全結核	中枢神経系の血管損傷	胃炎・十二指腸炎・腸炎及び大腸炎（新生児を含む）	悪性新生物	老衰	肺炎（新生児を肺を）含む	心臓の疾患	腎炎及びネフローゼ	不慮の事故	気管支炎
明治 33	70,872	69,498	58,021	20,242	56,768	44,609	—	12,979	—	53,911
38	95,171	75,946	63,275	26,527	64,536	59,516	—	19,931	—	55,106
43	112,081	62,845	102,983	32,560	58,468	69,364	31,810	26,347	21,870	58,617
大正 4	114,770	67,480	116,474	37,296	58,706	85,213	33,413	38,693	24,190	51,419
9	123,988	87,860	141,992	40,102	72,045	173,244	35,401	54,941	25,944	52,296
10	119,526	90,194	153,126	40,351	74,927	112,594	37,279	59,320	24,294	51,799
11	124,328	91,087	151,990	40,578	75,206	111,699	37,145	60,409	25,338	51,500
12	117,036	94,258	163,660	41,587	75,763	118,396	41,989	62,046	71,166	35,942
13	112,938	102,440	150,134	41,058	73,155	122,331	40,485	61,657	25,557	35,553
14	114,650	95,948	140,385	41,505	69,223	127,547	39,731	59,353	24,779	35,253
昭和 1	111,728	98,315	139,478	42,333	66,799	107,035	37,796	59,110	25,414	31,066
2	118,112	101,300	148,171	42,627	73,835	118,915	38,786	59,554	29,102	33,041
3	118,377	102,547	144,962	44,267	76,522	124,706	39,711	62,421	25,824	32,416
4	122,221	108,014	154,993	43,492	78,373	119,860	41,342	64,930	26,412	31,599
5	118,345	104,540	140,946	44,690	75,755	100,071	40,956	62,910	26,054	27,713
6	120,629	106,976	138,409	44,306	84,774	128,352	41,697	63,790	25,055	30,122
7	118,023	106,947	135,761	45,030	76,736	111,644	38,784	60,899	26,532	27,370
8	125,492	110,441	129,202	46,606	82,452	105,163	39,897	59,538	29,817	25,167
9	130,262	114,192	126,357	47,732	86,529	122,980	42,283	59,059	31,680	26,796
10	130,763	114,268	110,599	48,856	78,421	104,061	39,628	55,510	28,721	23,954
11	143,855	117,847	119,343	48,989	90,990	111,053	32,650	57,239	29,928	25,844
12	143,424	118,456	118,460	50,419	84,024	107,162	42,569	55,843	29,951	23,760
13	147,685	126,540	115,455	50,218	97,921	117,162	47,192	61,535	31,483	25,855
14	153,209	130,496	111,232	50,898	94,496	130,246	47,166	58,314	29,109	24,814
15	152,019	127,523	106,889	50,676	89,023	109,620	45,275	54,142	28,147	22,331
16	153,250	124,786	95,353	51,688	89,333	103,060	42,280	49,425	28,573	21,855
17	160,398	125,001	95,648	52,693	95,436	105,110	43,255	50,595	30,959	22,212
22	146,241	101,095	101,454	53,047	78,953	101,691	48,575	45,017	38,471	34,923
23	143,909	94,329	83,264	55,677	64,074	52,979	49,046	36,561	38,960	25,932
24	138,113	100,278	71,546	58,769	66,191	56,213	52,763	33,707	34,259	25,599
25	121,769	105,728	68,540	64,428	58,412	54,169	53,377	26,978	32,850	23,396
26	93,307	105,858	57,214	66,354	59,796	50,612	53,759	24,701	31,968	18,943
27	70,558	110,359	45,552	69,488	59,514	42,880	52,603	22,108	31,215	14,706
28	57,849	116,351	40,139	71,578	67,514	46,703	56,477	20,160	34,236	15,388
29	55,124	116,925	34,436	75,309	61,334	37,719	53,128	19,511	34,812	10,537
30	46,635	121,331	28,519	77,559	59,835	34,201	53,954	19,103	33,127	8,840

備考 厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計毎月概数昭和30年年計」昭和31年6月による。昭和30年  
 以外は確定数、また戦前の各年次とも沖縄を除いてある。（第7表の率も同様）

第7表 年次別、特定死因別死亡(明治33年—昭和30年) (2) 率

(人口10万につき)

年次	全結核	中枢神経系の血管損傷	胃炎・十二指腸炎及び大腸炎	悪新生物	老衰	肺炎	心臓の疾患	腎炎及びネフローゼ	不慮の事故	気管支炎
明治33	159.7	156.6	130.7	45.6	127.9	100.5	—	29.3	—	121.5
38	201.8	161.0	134.2	56.2	136.8	126.2	—	42.3	—	116.8
43	224.2	125.7	206.0	65.1	116.9	138.7	63.6	52.7	43.7	117.2
大正4	212.9	125.2	216.1	69.2	108.9	158.1	62.0	71.8	44.9	95.4
9	223.8	158.6	256.3	72.4	131.1	312.8	63.9	99.2	46.8	94.4
10	213.0	160.7	272.9	71.9	133.5	200.6	66.4	105.7	43.3	92.3
11	218.8	160.3	267.4	71.4	132.3	196.5	65.4	106.3	44.6	90.6
12	203.4	163.8	284.4	72.3	131.6	205.7	73.0	107.8	123.7	62.5
13	193.7	175.7	257.5	70.4	125.5	209.8	69.4	105.8	43.8	61.0
14	193.7	162.1	237.2	70.1	117.0	215.5	67.1	100.3	41.9	59.6
昭和1	185.7	163.4	231.8	70.3	111.0	177.9	62.8	98.2	42.2	51.6
2	193.3	165.8	242.5	69.8	120.8	194.6	63.5	97.5	47.6	54.1
3	190.8	165.3	233.6	71.3	123.3	201.0	64.0	100.6	41.6	52.2
4	194.2	171.6	246.3	69.1	124.5	190.5	65.7	103.2	42.0	50.2
5	185.3	163.7	220.7	70.0	118.6	156.7	64.1	98.5	40.8	43.4
6	186.1	165.0	213.5	68.4	130.8	198.0	64.3	98.4	38.7	46.5
7	179.4	162.5	206.3	68.4	116.6	169.7	58.9	92.6	40.3	41.6
8	187.9	165.4	193.4	69.8	123.4	157.5	59.7	89.1	44.6	37.7
9	192.5	168.7	186.7	70.5	127.9	181.7	62.5	87.3	46.8	39.6
10	190.4	166.4	161.1	71.2	114.2	151.6	57.7	80.8	41.8	34.9
11	206.7	169.3	171.5	70.4	130.8	159.6	61.3	82.3	43.0	37.1
12	203.8	168.4	168.4	71.7	119.4	152.3	60.5	79.4	42.6	33.8
13	209.2	179.3	163.6	71.1	138.7	166.0	66.9	87.2	44.6	36.6
14	216.0	184.0	156.8	71.8	133.2	183.6	66.5	82.2	41.0	35.0
15	209.6	175.3	147.4	69.9	122.7	151.1	62.4	74.6	33.9	30.8
16	210.7	171.5	131.1	71.0	122.8	141.7	58.1	67.9	39.3	30.0
17	218.4	170.2	130.2	71.7	129.9	143.1	58.9	68.9	42.1	30.2
22	187.2	129.4	129.9	67.9	101.1	130.1	62.2	57.6	49.3	44.7
23	179.9	117.9	104.1	69.6	80.1	66.2	61.3	45.7	48.7	32.4
24	168.8	122.6	87.5	71.8	80.9	68.7	64.5	41.2	41.9	31.3
25	146.4	127.2	82.4	77.4	70.2	65.1	64.2	32.4	39.5	28.1
26	110.3	125.1	67.7	78.4	70.7	59.8	63.6	29.2	37.8	22.4
27	82.2	128.5	53.1	80.9	69.3	49.9	61.3	25.8	36.4	17.1
28	66.5	133.7	46.1	82.2	77.6	53.7	64.9	23.2	39.3	17.7
29	62.4	132.4	39.0	85.3	69.5	42.7	60.2	22.1	39.4	11.9
30	52.2	135.9	31.6	86.9	67.0	38.3	60.4	21.4	37.1	9.9

備考 第6表の注参照。

第8表 年次別、市部郡部別自然死産及び人工妊娠中絶（昭和23年—30年）

年次	実数			率 (出産1,000につき)			全死産のうち で人工死産の 占める割合 (%)
	総数	自然死産	人工妊娠中絶	総数	自然死産	人工妊娠中絶	
全 国							
昭和23	144,017	104,325	31,055	50.5	36.6	10.9	21.6
24	193,001	114,161	75,585	66.2	39.1	25.9	39.2
25	216,974	106,594	110,380	84.9	41.7	43.2	50.9
26	217,231	101,237	115,994	92.2	43.0	49.3	53.4
27	203,824	94,508	109,316	92.3	42.8	49.5	53.6
28	193,274	89,751	103,523	93.8	43.5	50.2	53.6
29	187,119	87,201	99,918	95.6	44.6	51.1	55.3
30	183,195	85,017	98,149	95.6	44.5	51.4	53.6
市 部							
昭和23	59,957	38,589	18,728	62.7	40.4	19.6	31.2
24	88,872	43,305	44,529	87.3	42.5	43.7	50.1
25	88,529	38,848	49,681	99.8	43.8	56.0	56.1
26	92,074	39,436	52,638	108.6	46.5	62.1	57.2
27	88,914	38,891	50,023	109.9	48.1	61.8	56.3
28	86,394	38,076	48,322	111.3	49.1	62.3	55.9
29	95,200	42,879	52,321	112.0	50.4	61.5	55.0
郡 部							
昭和23	84,060	65,736	12,327	44.3	34.6	6.5	14.7
24	104,129	70,856	31,056	54.8	37.3	16.4	29.8
25	128,318	67,642	60,676	77.0	40.6	36.4	47.3
26	125,039	61,699	63,342	83.0	40.9	42.0	50.7
27	114,828	55,543	59,285	82.0	39.7	42.3	51.6
28	106,802	51,613	55,189	83.1	40.2	42.9	51.7
29	91,852	44,262	47,590	83.2	40.0	43.0	51.8

備考 自然死産と人工死産を合計して総数にあわないのは、不詳が含まれているため。厚生省大臣官房統計調査部「昭和29年人口動態統計上巻」昭31.3.31による。なお、昭和23、24年及びその後発表された昭和30年（全国のみつけ加えた）は概数である。

第9表 優生保護法による人工妊娠中絶及び優生手術実施数

(a) 年次別人工妊娠中絶及び優生手術実施数（昭和24年—30年）

年次	人工妊娠中絶数	優生手術数	
		総数	男 女
昭和24	246,106	5,752	68 5,684
25	489,111	11,403	130 11,273
26	638,350	16,233	239 15,994
27	805,524	22,424	389 22,035
28	1,067,104	32,422	585 31,837
29	1,143,059	38,056	957 37,099
30	1,170,143	43,255	1,528 41,727

備考 厚生省公衆衛生局企画課調査による。

(b) 昭和29、30年上・下半期別、妊娠月数別人工妊娠中絶実施数

期 間	妊 娠 月 数				
	総 数	3月以内	4—5月	6—7月	不 詳
昭和29年					
総 数	1,143,059	1,042,910	67,783	31,955	411
1—6月	589,136	538,774	33,930	16,245	187
7—12月	553,923	504,136	33,853	15,710	224
昭和30年					
総 数	1,170,143	1,073,324	65,900	30,452	467
1—6月	595,910	547,607	32,580	15,466	257
7—12月	574,233	525,717	33,320	14,986	210

Ⅱ 国際人口統計 (2) 第1表 主要国別, 男女, 年齢 (5歳階級) 別人口

年齢階級	イングランド・ウェールズ				北アイルランド			
	1954. 6. 30 <sup>a</sup>		1951. 4. 8		1954. 6. 30 <sup>a</sup>		1951. 4. 8 <sup>b</sup>	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数								
総数	44,274,000	100.00	43,757,888	100.00	1,387,300	100.00	1,370,933	100.00
0—4	3,326,000	7.51	3,717,643	8.50	136,800	9.86	137,867	10.06
5—9	3,673,000	8.30	3,161,935	7.23	135,500	9.77	129,197	9.43
10—14	2,956,000	6.68	2,811,934	6.42	119,000	8.58	111,715	8.14
15—19	2,745,000	6.20	2,704,474	6.18	111,800	8.06	108,490	7.92
20—24	2,791,000	6.30	2,927,459	6.69	100,100	7.22	100,898	7.36
25—29	3,036,000	6.86	3,279,883	7.50	92,700	6.68	99,515	7.26
30—34	3,484,000	7.87	3,078,505	7.03	95,300	6.87	91,216	6.65
35—39	2,854,000	6.45	3,323,218	7.60	84,500	6.09	94,117	6.87
40—44	3,328,000	7.52	3,365,206	7.69	90,800	6.55	89,019	6.49
45—49	3,283,000	7.42	3,172,173	7.25	84,200	6.07	80,848	5.90
50—54	3,002,000	6.78	2,824,811	6.45	77,600	5.60	76,347	5.57
55—59	2,539,000	5.73	2,423,005	5.54	67,900	4.89	62,188	4.53
60—64	2,200,000	4.97	2,142,840	4.90	54,900	3.96	54,501	3.98
65—69	1,860,000	4.20	1,829,424	4.18	48,000	3.46	47,406	3.45
70—74	1,468,000	3.32	1,427,837	3.26	38,000	2.74	40,499	2.96
75—79	991,000	2.24	923,690	2.11	29,600	2.13	27,264	1.99
80≦	738,000	1.67	643,851	1.47	20,600	1.48	19,846	1.45
男								
総数	21,288,000	48.08	21,015,633	48.03	676,100	48.73	667,821	48.71
0—4	1,703,000	3.85	1,903,556	4.35	70,300	5.07	70,645	5.15
5—9	1,880,000	4.25	1,616,393	3.70	69,300	5.00	66,080	4.82
10—14	1,509,000	3.41	1,428,601	3.26	60,300	4.35	56,912	4.15
15—19	1,346,000	3.04	1,335,299	3.06	57,800	4.17	55,436	4.04
20—24	1,370,000	3.09	1,427,228	3.26	49,200	3.55	48,663	3.55
25—29	1,516,000	3.42	1,625,799	3.71	44,000	3.17	47,883	3.50
30—34	1,728,000	3.90	1,513,922	3.46	46,000	3.32	44,649	3.25
35—39	1,403,000	3.17	1,632,545	3.73	40,900	2.95	45,488	3.32
40—44	1,639,000	3.70	1,657,866	3.79	43,800	3.16	43,022	3.14
45—49	1,616,000	3.65	1,556,408	3.56	40,400	2.91	38,855	2.83
50—54	1,447,000	3.27	1,317,921	3.01	37,100	2.67	36,087	2.64
55—59	1,146,000	2.59	1,089,294	2.49	32,000	2.31	28,919	2.10
60—64	960,000	2.17	938,813	2.15	24,800	1.79	24,417	1.79
65—69	784,000	1.77	780,640	1.78	21,400	1.54	21,633	1.57
70—74	596,000	1.35	591,207	1.35	16,900	1.22	18,287	1.34
75—79	386,000	0.87	374,500	0.86	13,100	0.94	12,413	0.90
80≦	259,000	0.58	225,641	0.51	8,800	0.63	8,432	0.62
女								
総数	22,986,000	51.92	22,742,255	51.97	711,200	51.27	703,112	51.29
0—4	1,623,000	3.67	1,814,087	4.15	66,500	4.79	67,222	4.90
5—9	1,793,000	4.05	1,545,542	3.53	66,200	4.77	63,117	4.61
10—14	1,447,000	3.27	1,383,333	3.16	58,700	4.23	54,803	3.99
15—19	1,399,000	3.16	1,369,175	3.13	54,000	3.89	53,054	3.87
20—24	1,421,000	3.21	1,500,231	3.43	50,900	3.67	52,235	3.81
25—29	1,520,000	3.43	1,654,084	3.78	48,700	3.51	51,632	3.77
30—34	1,756,000	3.97	1,564,583	3.57	49,300	3.55	46,567	3.40
35—39	1,451,000	3.28	1,690,673	3.87	43,600	3.14	48,629	3.54
40—44	1,689,000	3.81	1,707,340	3.90	47,000	3.39	45,997	3.36
45—49	1,667,000	3.77	1,615,765	3.69	43,800	3.16	41,993	3.06
50—54	1,555,000	3.51	1,506,890	3.45	40,500	2.92	40,260	2.94
55—59	1,393,000	3.15	1,333,711	3.04	35,900	2.59	33,269	2.42
60—64	1,240,000	2.80	1,204,027	2.76	30,100	2.17	30,084	2.20
65—69	1,076,000	2.43	1,048,784	2.39	26,600	1.92	25,773	1.88
70—74	872,000	1.97	836,630	1.91	21,100	1.52	22,212	1.62
75—79	605,000	1.37	549,190	1.26	16,500	1.19	14,851	1.08
80≦	479,000	1.08	418,210	0.95	11,800	0.85	11,414	0.84

第1表 (つづき)

年齢階級	スコットランド				フランス			
	1954. 6. 30 <sup>e</sup>		1951. 4. 8		1954. 5. 10 <sup>1)</sup>		1946. 3. 10 <sup>2)</sup>	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数	5,123,336	100.00	5,096,415	100.00	42,843,520	100.00	39,848,182	100.00
0—4	432,022	8.43	470,764	9.24	3,436,840	8.02	2,873,364	7.21
5—9	449,743	8.78	397,782	7.81	3,850,120	8.99	2,736,994	6.87
10—14	389,269	7.60	386,491	7.58	2,691,040	6.28	3,085,874	7.74
15—19	360,608	7.04	361,828	7.10	2,881,500	6.73	3,197,383	8.02
20—24	350,641	6.84	364,089	7.14	3,053,940	7.13	3,128,698	7.85
25—29	363,247	7.09	381,170	7.48	3,161,000	7.38	2,091,270	5.25
30—34	383,592	7.49	344,881	6.77	3,265,640	7.62	2,774,305	6.96
35—39	316,238	6.17	368,480	7.23	1,793,080	4.19	3,102,667	7.79
40—44	366,488	7.15	370,129	7.26	2,974,060	6.94	3,114,659	7.82
45—49	356,113	6.95	349,538	6.86	3,018,520	7.05	2,833,236	7.11
50—54	329,975	6.44	307,953	6.04	2,933,680	6.85	2,352,973	5.90
55—59	271,419	5.30	260,657	5.12	2,509,800	5.86	2,182,888	5.48
60—64	231,734	4.52	224,694	4.41	2,075,820	4.85	1,987,118	4.99
65—69	194,120	3.79	192,151	3.77	1,831,540	4.27	1,721,028	4.32
70—74	151,041	2.95	151,326	2.97	1,469,820	3.43	1,304,870	3.27
75—79	104,352	2.04	97,746	1.92	1,064,240	2.48	793,300	1.99
80≤	72,734	1.42	65,672	1.28	832,780	1.94	536,252	1.35
不詳	—	—	1,064	0.02	100	0.00	31,303	0.08
男								
総数	2,447,035	47.76	2,434,358	47.76	20,551,100	47.97	18,878,120	47.38
0—4	221,306	4.32	240,970	4.73	1,746,920	4.08	1,460,592	3.67
5—9	229,737	4.48	202,462	3.98	1,961,160	4.58	1,378,496	3.46
10—14	197,515	3.86	195,653	3.83	1,371,860	3.20	1,554,705	3.90
15—19	172,218	3.36	173,152	3.40	1,451,380	3.39	1,583,616	3.97
20—24	164,935	3.22	172,385	3.38	1,497,300	3.49	1,492,084	3.74
25—29	178,510	3.48	187,212	3.67	1,600,520	3.74	1,031,254	2.59
30—34	187,539	3.66	166,059	3.26	1,628,720	3.80	1,365,337	3.43
35—39	151,464	2.96	177,645	3.48	887,600	2.07	1,541,888	3.87
40—44	177,731	3.47	179,992	3.54	1,469,760	3.43	1,554,006	3.90
45—49	172,612	3.37	168,663	3.37	1,492,020	3.48	1,355,591	3.40
50—54	156,778	3.06	141,347	2.77	1,444,280	3.37	1,005,585	2.52
55—59	120,359	2.35	115,756	2.27	1,144,300	2.67	936,116	2.35
60—64	100,255	1.96	97,900	1.92	846,840	1.98	838,963	2.11
65—69	81,946	1.60	83,219	1.64	743,600	1.74	731,291	1.84
70—74	63,422	1.24	65,707	1.29	570,180	1.33	543,338	1.36
75—79	43,327	0.85	41,583	0.81	410,640	0.96	308,304	0.77
80≤	27,381	0.53	24,195	0.48	284,000	0.66	180,923	0.45
不詳	—	—	458	0.00	20	0.00	16,031	0.04
女								
総数	2,676,301	52.24	2,662,057	52.23	22,292,420	52.03	20,970,062	52.64
0—4	210,716	4.11	229,794	4.51	1,689,920	3.94	1,412,772	3.55
5—9	220,006	4.29	195,320	3.84	1,883,960	4.41	1,358,498	3.41
10—14	191,754	3.74	190,838	3.75	1,319,180	3.08	1,531,169	3.84
15—19	188,390	3.68	188,676	3.70	1,430,120	3.34	1,613,767	4.05
20—24	185,706	3.62	191,704	3.76	1,556,640	3.63	1,636,614	4.11
25—29	184,737	3.61	193,958	3.81	1,560,480	3.64	1,060,016	2.66
30—34	196,053	3.83	178,822	3.51	1,636,920	3.82	1,408,968	3.54
35—39	164,774	3.22	190,835	3.74	905,480	2.11	1,560,779	3.92
40—44	188,757	3.68	190,137	3.73	1,504,300	3.51	1,560,653	3.92
45—49	183,501	3.58	180,875	3.55	1,526,500	3.56	1,477,645	3.71
50—54	173,197	3.38	166,606	3.27	1,489,400	3.48	1,347,388	3.38
55—59	151,060	2.95	144,901	2.84	1,365,500	3.19	1,246,772	3.13
60—64	131,479	2.57	126,794	2.49	1,228,980	2.87	1,148,155	2.88
65—69	112,174	2.19	108,932	2.14	1,087,940	2.54	989,737	2.48
70—74	87,619	1.71	85,619	1.68	899,640	2.10	761,532	1.91
75—79	61,025	1.19	56,163	1.10	653,600	1.53	484,996	1.22
80≤	45,353	0.89	41,477	0.81	548,780	1.28	355,329	0.89
不詳	—	—	606	0.02	80	0.00	15,272	0.04

第1表 (つづき)

年齢階級	西 ド イ ツ				東 ド イ ツ		オ ラ ン ド	
	1954 e, m, J, 3)		1950. 9. 13 J		1946. 10. 29 J 4)		1953 e, m, J	
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
総 数								
総 数	49,520,600	100.00	47,695,672	100.00	17,313,734	100.00	10,493,184	100.00
0 — 4	3,651,800	7.37	3,349,376	7.02	1,200,990	6.94	1,128,011	10.75
5 — 9	3,220,400	6.50	3,574,062	7.49	1,702,497	9.83	1,127,527	10.75
10 — 14	4,048,600	8.18	4,313,529	9.04	1,408,947	8.14	868,551	8.28
15 — 19	4,228,800	8.54	3,473,622	7.28	1,290,636	7.45	798,102	7.61
20 — 24	3,492,100	7.05	3,577,981	7.50	1,015,913	5.87	800,478	7.63
25 — 29	3,604,300	7.28	3,546,731	7.44	851,691	4.92	770,537	7.34
30 — 34	3,576,700	7.22	2,477,082	5.19	1,033,201	5.97	746,455	7.11
35 — 39	2,446,000	4.94	3,604,354	7.56	1,291,383	7.46	676,472	6.45
40 — 44	3,770,300	7.61	3,855,672	8.08	1,378,384	7.96	661,053	6.30
45 — 49	3,848,700	7.77	3,690,783	7.74	1,335,520	7.71	621,843	5.93
50 — 54	3,561,800	7.19	3,131,699	6.57	1,158,950	6.69	553,071	5.27
55 — 59	2,898,500	5.85	2,526,131	5.30	1,044,188	6.03	485,319	4.63
60 — 64	2,319,600	4.68	2,150,777	4.51	873,954	5.05	400,664	3.82
65 — 69	1,896,100	3.83	1,762,835	3.70	727,911	4.20	328,934	3.13
70 — 74	1,430,100	2.89	1,380,078	2.89	543,039	3.14	246,784	2.35
75 — 79	954,400	1.93	807,955	1.69	291,573	1.68	162,906	1.55
80 ≤	572,300	1.16	473,005	0.99	164,957	0.95	116,477	1.11
男								
総 数	23,286,700	47.02	22,350,692	46.86	7,379,546	42.62	5,227,071	49.81
0 — 4	1,874,300	3.78	1,717,272	3.60	612,569	3.54	580,010	5.53
5 — 9	1,646,200	3.32	1,824,152	3.82	867,577	5.01	577,999	5.51
10 — 14	2,066,300	4.17	2,196,635	4.61	715,021	4.13	443,858	4.23
15 — 19	2,158,200	4.36	1,769,257	3.71	609,475	3.52	407,275	3.88
20 — 24	1,787,800	3.61	1,773,742	3.72	309,008	1.78	404,605	3.86
25 — 29	1,729,000	3.49	1,520,538	3.19	263,091	1.52	382,159	3.64
30 — 34	1,518,000	3.07	1,051,783	2.21	335,166	1.94	368,082	3.51
35 — 39	1,040,100	2.10	1,559,643	3.27	457,236	2.64	333,344	3.18
40 — 44	1,646,500	3.32	1,742,121	3.65	567,258	3.28	323,194	3.08
45 — 49	1,765,500	3.57	1,762,632	3.70	574,764	3.32	302,456	2.88
50 — 54	1,688,900	3.41	1,420,665	2.98	482,036	2.78	267,774	2.55
55 — 59	1,267,000	2.56	1,078,976	2.26	445,136	2.57	234,502	2.23
60 — 64	976,600	1.97	940,797	1.97	381,174	2.20	193,653	1.85
65 — 69	817,800	1.65	790,932	1.66	323,928	1.87	158,963	1.51
70 — 74	630,200	1.27	629,562	1.32	243,764	1.41	118,352	1.13
75 — 79	426,800	0.86	369,191	0.77	126,939	0.73	77,687	0.74
80 ≤	247,900	0.50	202,794	0.43	65,404	0.38	53,158	0.51
女								
総 数	26,233,900	52.98	25,344,980	53.14	9,934,188	57.38	5,266,113	50.19
0 — 4	1,777,700	3.59	1,632,104	3.42	588,421	3.40	548,001	5.22
5 — 9	1,574,300	3.18	1,749,910	3.67	834,920	4.82	549,528	5.24
10 — 14	1,982,500	4.00	2,116,894	4.44	693,926	4.01	424,693	4.05
15 — 19	2,070,500	4.18	1,704,365	3.57	681,161	3.93	390,827	3.72
20 — 24	1,704,200	3.44	1,804,239	3.78	706,905	4.08	395,873	3.77
25 — 29	1,875,400	3.79	2,026,193	4.25	588,600	3.40	388,378	3.70
30 — 34	2,058,600	4.16	1,425,299	2.99	698,035	4.03	378,373	3.61
35 — 39	1,405,800	2.84	2,044,711	4.29	834,147	4.82	343,128	3.27
40 — 44	2,123,900	4.29	2,113,551	4.43	811,126	4.68	337,859	3.22
45 — 49	2,083,300	4.21	1,928,151	4.04	760,756	4.39	319,387	3.04
50 — 54	1,872,900	3.78	1,711,034	3.59	676,914	3.91	285,297	2.72
55 — 59	1,631,500	3.29	1,447,155	3.03	599,052	3.46	250,817	2.39
60 — 64	1,343,000	2.71	1,209,980	2.54	492,780	2.85	207,011	1.97
65 — 69	1,078,400	2.18	971,903	2.04	403,983	2.33	169,971	1.62
70 — 74	799,900	1.62	750,516	1.57	299,275	1.73	128,432	1.22
75 — 79	527,700	1.07	438,764	0.92	164,634	0.95	85,219	0.81
80 ≤	324,400	0.66	270,211	0.57	99,553	0.57	63,319	0.60

第1表 (つづき)

年齢階級	ベルギー 1947. 12. 3 <sup>f</sup>		デンマーク 1954. 7. 1 <sup>e, f</sup>		ノールウエー 1953. 7. 1 <sup>e, f</sup>		スウェーデン 1953 <sup>e, m, f</sup>	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総 数								
総 数	8,777,873	100.00	4,405,700	100.00	3,359,313	100.00	7,171,462	100.00
0 — 4	692,690	7.89	378,800	8.60	304,079	9.05	563,112	7.85
5 — 9	652,575	7.43	431,100	9.79	313,904	9.34	637,303	8.89
10 — 14	529,949	6.04	361,100	8.20	229,838	6.84	502,318	7.00
15 — 19	581,905	6.63	306,400	6.95	200,360	5.96	423,510	5.91
20 — 24	645,804	7.36	287,000	6.51	217,144	6.46	444,368	6.20
25 — 29	672,122	7.66	296,700	6.73	242,510	7.22	496,022	6.92
30 — 34	633,444	7.22	318,800	7.24	268,486	7.99	557,497	7.77
35 — 39	497,075	5.66	301,700	6.85	253,438	7.54	530,501	7.40
40 — 44	638,014	7.27	314,500	7.14	242,836	7.23	549,188	7.66
45 — 49	647,758	7.38	294,900	6.69	220,722	6.57	508,824	7.10
50 — 54	618,898	7.05	264,200	6.00	206,144	6.14	458,297	6.39
55 — 59	532,351	6.06	234,800	5.33	181,186	5.39	399,701	5.57
60 — 64	437,396	4.98	193,400	4.39	145,795	4.34	339,223	4.73
65 — 69	369,681	4.21	161,700	3.67	117,906	3.51	288,678	4.03
70 — 74	291,227	3.32	121,600	2.76	90,515	2.69	215,372	3.00
75 — 79	196,030	2.23	80,500	1.83	66,124	1.97	145,855	2.03
80 ≤	140,954	1.61	58,500	1.33	58,326	1.74	111,693	1.56
男								
総 数	4,320,775	49.22	2,186,200	49.62	1,668,636	49.67	3,573,037	49.82
0 — 4	353,732	4.03	194,200	4.41	156,587	4.66	289,557	4.04
5 — 9	332,024	3.78	220,800	5.01	161,464	4.81	326,748	4.56
10 — 14	267,856	3.05	184,000	4.18	117,199	3.49	256,138	3.57
15 — 19	293,325	3.34	155,300	3.52	101,942	3.03	214,821	3.00
20 — 24	324,429	3.70	144,100	3.27	110,825	3.30	221,868	3.09
25 — 29	342,458	3.90	147,100	3.34	123,896	3.69	249,505	3.48
30 — 34	322,760	3.68	157,600	3.58	134,812	4.01	281,510	3.93
35 — 39	250,776	2.86	149,700	3.40	126,966	3.78	267,771	3.73
40 — 44	319,224	3.64	156,100	3.54	121,722	3.62	277,673	3.87
45 — 49	321,293	3.66	145,200	3.30	108,052	3.22	253,415	3.53
50 — 54	301,641	3.44	128,400	2.91	99,785	2.97	225,406	3.14
55 — 59	250,182	2.85	112,600	2.56	87,358	2.60	193,977	2.70
60 — 64	199,945	2.28	92,200	2.09	68,787	2.05	160,981	2.24
65 — 69	168,066	1.91	76,600	1.74	54,167	1.61	136,218	1.90
70 — 74	130,720	1.49	57,400	1.30	40,825	1.22	100,518	1.40
75 — 79	85,637	0.98	38,400	0.87	29,734	0.89	68,001	0.95
80 ≤	56,707	0.65	26,500	0.60	24,515	0.73	48,930	0.68
女								
総 数	4,457,098	50.78	2,219,500	50.38	1,690,677	50.33	3,598,425	50.18
0 — 4	338,958	3.86	184,600	4.19	147,492	4.39	273,555	3.81
5 — 9	320,551	3.65	210,300	4.77	152,440	4.54	310,555	4.33
10 — 14	262,093	2.99	177,100	4.02	112,639	3.35	246,180	3.43
15 — 19	288,580	3.29	151,100	3.43	98,418	2.93	208,689	2.91
20 — 24	321,375	3.66	142,900	3.24	106,319	3.16	222,500	3.10
25 — 29	329,664	3.76	149,600	3.40	118,614	3.53	246,517	3.44
30 — 34	310,684	3.54	161,200	3.66	133,674	3.98	275,987	3.85
35 — 39	246,299	2.81	152,000	3.45	126,472	3.76	262,730	3.66
40 — 44	318,790	3.63	158,400	3.60	121,114	3.61	271,515	3.79
45 — 49	326,465	3.72	149,700	3.40	112,670	3.35	255,409	3.56
50 — 54	317,257	3.61	135,800	3.08	106,359	3.17	232,891	3.25
55 — 59	282,169	3.21	122,200	2.77	93,828	2.79	205,724	2.87
60 — 64	237,451	2.71	101,200	2.30	77,008	2.29	178,242	2.49
65 — 69	201,615	2.30	85,100	1.93	63,739	1.90	152,460	2.13
70 — 74	160,507	1.83	64,200	1.46	49,690	1.48	114,854	1.60
75 — 79	110,393	1.26	42,100	0.96	36,390	1.08	77,854	1.09
80 ≤	84,247	0.96	32,000	0.73	33,811	1.01	62,763	0.88



第1表 (つづき)

年齢階級	フィンランド 1953 e, m		アイルランド共和国 1951. 4. 8		ポルトガル 1950. 12. 15		スペイン 1950. 12. 31	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数	4,141,400	100.00	2,960,593	100.00	8,693,000	100.00	27,976,755	100.00
0 — 4	469,000	11.32	312,832	10.57	902,200	10.38	2,572,406	9.19
5 — 9	453,200	10.94	281,043	9.49	824,200	9.48	2,434,633	8.70
10 — 14	341,000	8.23	260,935	8.81	779,800	8.97	2,326,752	8.32
15 — 19	315,700	7.62	241,182	8.15	791,600	9.11	5,358,895	19.15
20 — 24	317,400	7.66	202,172	6.83	786,700	9.05		
25 — 29	312,100	7.54	198,421	6.70	726,500	8.36	4,320,748	15.44
30 — 34	281,700	6.80	191,566	6.47	621,800	7.15		
35 — 39	269,000	6.50	200,916	6.79	524,100	6.03	3,688,410	13.18
40 — 44	291,700	7.04	180,326	6.09	547,800	6.30		
45 — 49	264,300	6.38	160,915	5.44	489,600	5.63	3,060,253	10.94
50 — 54	223,200	5.39	162,986	5.51	421,500	4.85		
55 — 59	178,700	4.31	128,848	4.35	352,400	4.05	2,178,494	7.79
60 — 64	143,000	3.45	122,060	4.12	299,100	3.44		
65 — 69	117,000	2.83	107,548	3.63	249,700	2.87	2,022,533	7.23
70 — 74	80,800	1.95	100,116	3.38	179,600	2.07		
75 — 79	50,700	1.22	64,555	2.18	113,500	1.31	13,631	0.05
80 ≤	32,900	0.79	44,172	1.49	82,900	0.95		
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
男	1,982,300	47.87	1,506,597	50.89	4,182,200	48.11	13,469,684	48.15
0 — 4	239,600	5.79	160,231	5.41	462,200	5.32	1,317,703	4.71
5 — 9	231,600	5.59	143,490	4.85	417,700	4.81	1,250,543	4.47
10 — 14	173,500	4.19	132,726	4.45	395,100	4.55	1,179,364	4.22
15 — 19	160,200	3.87	125,742	4.25	398,200	4.58	2,649,296	9.47
20 — 24	160,400	3.87	105,380	3.56	390,200	4.49		
25 — 29	154,300	3.73	99,595	3.36	359,700	4.14	2,065,626	7.38
30 — 34	131,000	3.16	96,441	3.26	302,700	3.48		
35 — 39	124,400	3.00	102,278	3.45	252,600	2.91	1,737,370	6.21
40 — 44	137,600	3.32	94,006	3.18	260,500	3.00		
45 — 49	123,500	2.98	82,374	2.78	227,000	2.61	1,442,715	5.16
50 — 54	102,200	2.47	82,922	2.80	189,700	2.18		
55 — 59	78,700	1.90	65,028	2.20	155,200	1.79	991,659	3.54
60 — 64	60,500	1.46	61,346	2.07	127,700	1.47		
65 — 69	46,200	1.12	54,145	1.83	102,200	1.18	828,197	2.96
70 — 74	30,100	0.73	49,121	1.66	70,800	0.81		
75 — 79	17,900	0.43	31,642	1.07	43,200	0.50	7,211	0.03
80 ≤	10,600	0.26	20,130	0.68	27,500	0.32		
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—
女	2,159,100	52.13	1,453,996	49.11	4,510,800	51.89	14,507,071	51.85
0 — 4	229,400	5.54	152,601	5.15	440,000	5.06	1,254,703	4.48
5 — 9	221,600	5.35	137,553	4.65	406,500	4.68	1,184,090	4.23
10 — 14	167,500	4.04	128,209	4.33	384,700	4.43	1,147,388	4.10
15 — 19	155,500	3.75	115,440	3.90	393,400	4.53	2,709,599	9.69
20 — 24	157,000	3.79	96,792	3.27	396,500	4.56		
25 — 29	157,800	3.81	98,826	3.34	366,800	4.22	2,255,122	8.06
30 — 34	150,700	3.64	95,125	3.21	319,100	3.67		
35 — 39	144,600	3.49	98,638	3.33	271,500	3.12	1,951,040	6.97
40 — 44	154,100	3.72	86,320	2.92	287,300	3.30		
45 — 49	140,800	3.40	78,541	2.65	262,600	3.02	1,617,538	5.78
50 — 54	121,000	2.92	80,064	2.70	231,800	2.67		
55 — 59	100,000	2.41	63,820	2.16	197,200	2.27	1,186,835	4.24
60 — 64	82,500	1.99	60,714	2.05	171,400	1.97		
65 — 69	70,800	1.71	53,403	1.80	147,500	1.70	1,194,336	4.27
70 — 74	50,700	1.22	50,995	1.72	108,800	1.25		
75 — 79	32,800	0.79	32,913	1.11	70,300	0.81	6,420	0.02
80 ≤	22,300	0.54	24,042	0.81	55,400	0.64		
不詳	—	—	—	—	—	—	—	—

第1表 (つづき)

年齢階級	イ タ リ ー 1951. 11. 4 <sup>e, 5)</sup>		ス イ ス 1953 <sup>e, m, j</sup>		チエコスロヴァキア 1947. 5. 22 <sup>6)</sup>		オーストリア 1953. 10. 10 <sup>e, j</sup>	
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
総 数	46,738,000	100.00	4,876,847	100.00	12,164,095	100.00	6,958,500	100.00
0 — 4	4,365,000	9.34	406,538	8.34	1,144,105	9.41	497,200	7.15
5 — 9	3,694,000	7.90	416,812	8.55	929,038	7.64	504,100	7.24
10 — 14	4,189,000	8.96	339,831	6.97	882,943	7.26	603,600	8.67
15 — 19	4,053,000	8.67	320,529	6.57	1,016,140	8.35	425,800	6.12
20 — 24	4,076,000	8.72	350,194	7.18	1,068,841	8.79	473,200	6.80
25 — 29	3,922,000	8.39	364,824	7.48	832,178	6.84	497,000	7.14
30 — 34	2,682,000	5.74	358,634	7.35	805,730	6.62	472,200	6.79
35 — 39	3,537,000	7.57	331,519	6.80	1,024,360	8.42	362,000	5.20
40 — 44	3,278,000	7.01	364,006	7.46	950,522	7.81	524,200	7.53
45 — 49	2,778,000	5.94	349,051	7.16	860,455	7.07	533,900	7.67
50 — 54	2,458,000	5.26	317,511	6.51	689,201	5.67	514,100	7.39
55 — 59	2,082,000	4.45	267,173	5.48	552,323	4.54	433,400	6.23
60 — 64	1,821,000	3.90	218,764	4.49	469,458	3.86	354,300	5.09
65 — 69	1,500,000	3.21	180,333	3.70	371,815	3.06	300,300	4.32
70 — 74	1,113,000	2.38	139,289	2.86	274,864	2.26	225,000	3.23
75 — 79	698,000	1.49	92,004	1.89	167,328	1.38	145,600	2.09
80 ≤	492,000	1.05	59,835	1.23	107,631	0.88	92,600	1.33
不 詳	—	—	—	—	17,163	0.14	—	—
男	22,769,000	48.72	2,366,088	48.52	5,909,732	48.58	3,232,000	46.45
0 — 4	2,230,000	4.77	208,084	4.27	581,778	4.78	254,200	3.65
5 — 9	1,885,000	4.03	212,986	4.37	471,031	3.87	257,200	3.70
10 — 14	2,129,000	4.56	172,664	3.54	446,457	3.67	306,900	4.41
15 — 19	2,053,000	4.39	160,931	3.30	511,967	4.21	215,800	3.10
20 — 24	2,041,000	4.37	170,187	3.49	525,009	4.32	241,200	3.47
25 — 29	1,897,000	4.06	176,299	3.62	410,437	3.37	227,500	3.27
30 — 34	1,295,000	2.77	177,662	3.64	393,184	3.23	200,300	2.88
35 — 39	1,719,000	3.68	165,787	3.40	505,103	4.15	156,700	2.25
40 — 44	1,592,000	3.41	179,118	3.67	466,473	3.83	233,500	3.36
45 — 49	1,340,000	2.87	169,476	3.48	414,411	3.41	246,200	3.54
50 — 54	1,132,000	2.42	150,135	3.08	316,349	2.60	239,700	3.44
55 — 59	927,000	1.98	123,185	2.53	249,010	2.05	188,800	2.71
60 — 64	807,000	1.73	98,455	2.02	208,675	1.72	149,900	2.15
65 — 69	678,000	1.45	80,313	1.65	164,672	1.35	125,300	1.80
70 — 74	511,000	1.09	60,103	1.23	120,136	0.99	93,000	1.34
75 — 79	320,000	0.68	38,009	0.78	73,440	0.60	59,300	0.85
80 ≤	213,000	0.46	22,694	0.47	43,594	0.36	35,500	0.52
不 詳	—	—	—	—	8,006	0.07	—	—
女	23,969,000	51.28	2,510,759	51.48	6,254,363	51.42	3,726,500	53.55
0 — 4	2,135,000	4.57	198,454	4.07	562,327	4.62	243,000	3.49
5 — 9	1,809,000	3.87	203,826	4.18	458,007	3.77	246,900	3.55
10 — 14	2,060,000	4.41	167,167	3.43	436,486	3.59	296,700	4.26
15 — 19	2,000,000	4.28	159,598	3.27	504,173	4.14	210,000	3.02
20 — 24	2,035,000	4.35	180,007	3.69	543,832	4.47	232,000	3.33
25 — 29	2,025,000	4.33	188,525	3.87	421,741	3.47	269,500	3.87
30 — 34	1,387,000	2.97	180,972	3.71	412,546	3.39	271,900	3.91
35 — 39	1,818,000	3.89	165,732	3.40	519,257	4.27	205,300	2.95
40 — 44	1,686,000	3.61	184,888	3.79	484,049	3.98	290,700	4.18
45 — 49	1,438,000	3.08	179,575	3.68	446,044	3.67	287,700	4.13
50 — 54	1,326,000	2.84	167,376	3.43	372,852	3.07	274,400	3.94
55 — 59	1,155,000	2.47	143,989	2.95	303,313	2.49	244,600	3.52
60 — 64	1,014,000	2.17	120,309	2.47	260,783	2.14	204,400	2.94
65 — 69	822,000	1.76	100,020	2.05	207,143	1.70	175,000	2.51
70 — 74	602,000	1.29	79,186	1.62	154,728	1.27	132,000	1.90
75 — 79	378,000	0.81	53,995	1.11	93,888	0.77	86,300	1.24
80 ≤	279,000	0.60	37,141	0.76	64,037	0.53	56,100	0.81
不 詳	—	—	—	—	9,157	0.08	—	—

第1表 (つづき)

年齢階級	ユーゴスラヴィア 1954. 6. 30 <sup>e, 7)</sup>		ルーマニア 1948. 1. 25 <sup>n</sup>		ギリシア 1951. 4. 7 <sup>8)</sup>		トルコ 1950. 10. 22	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数	17,267,000	100.00	15,872,624	100.00	7,632,801	100.00	20,917,188	100.00
0 — 4	2,211,106	12.81	2,009,808	12.66	779,002	10.21	3,090,323	14.75
5 — 9	1,680,026	9.73	2,578,315	16.24	632,265	8.28	2,573,501	12.29
10 — 14	1,627,030	9.42			771,769	10.11	2,354,655	11.24
15 — 19	1,756,822	10.17	7,466,394	47.04	778,605	10.20	2,387,951	11.40
20 — 24	1,723,562	9.98			763,847	10.01	1,962,548	9.37
25 — 29	1,470,991	8.52	2,524,415	15.90	562,760	7.37	1,477,900	7.06
30 — 34	1,153,849	6.68			474,541	6.22	1,114,029	5.32
35 — 39	681,911	3.95	1,293,692	8.15	524,890	6.88	1,287,264	6.15
40 — 44	1,019,856	5.91			489,243	6.41	1,146,756	5.47
45 — 49	950,701	5.51	1,293,692	8.15	413,869	5.42	944,388	4.51
50 — 54	822,104	4.76			365,102	4.78	860,624	4.11
55 — 59	642,619	3.72	1,293,692	8.15	250,052	3.28	474,188	2.26
60 — 64	501,622	2.91			258,074	3.38	555,652	2.65
65 — 69	418,789	2.43	1,293,692	8.15	187,744	2.46	690,662	3.30
70 — 74	295,576	1.71			159,376	2.09		
75 — 79	167,467	0.97	1,293,692	8.15	82,325	1.08	690,662	3.30
80 ≤	138,048	0.80			80,713	1.06		
不詳	4,921	0.03	—	—	58,624	0.77	26,747	0.13
総数	8,395,000	48.62	7,671,569	48.33	3,721,648	48.76	10,527,085	50.26
0 — 4	1,133,672	6.57	1,044,767	6.58	400,372	5.25	1,583,013	7.56
5 — 9	858,281	4.97	1,307,428	8.24	325,814	4.27	1,336,758	6.38
10 — 14	829,763	4.81			393,652	5.16	1,273,881	6.08
15 — 19	892,743	5.17	3,568,204	22.48	387,418	5.08	1,269,676	6.06
20 — 24	865,045	5.01			374,243	4.90	989,606	4.72
25 — 29	694,032	4.02	3,568,204	22.48	268,378	3.52	726,276	3.47
30 — 34	534,557	3.10			221,399	2.90	523,466	2.50
35 — 39	306,027	1.77	1,187,066	7.48	254,728	3.34	687,486	3.28
40 — 44	482,226	2.79			239,029	3.13	551,330	2.63
45 — 49	462,701	2.68	1,187,066	7.48	207,390	2.72	499,143	2.38
50 — 54	392,703	2.27			169,315	2.22	389,143	1.86
55 — 59	291,271	1.69	1,187,066	7.48	117,148	1.53	214,041	1.02
60 — 64	219,530	1.27			110,283	1.44	196,827	0.94
65 — 69	178,295	1.03	564,104	3.55	87,084	1.14	272,760	1.30
70 — 74	125,120	0.72			69,515	0.91		
75 — 79	69,596	0.40	564,104	3.55	37,048	0.49	272,760	1.30
80 ≤	56,846	0.33			31,702	0.42		
不詳	2,592	0.02	—	—	27,130	0.36	13,679	0.07
総数	8,872,000	51.38	8,201,055	51.67	3,911,153	51.24	10,420,103	49.74
0 — 4	1,077,434	6.24	965,041	6.08	378,630	4.96	1,507,310	7.20
5 — 9	821,745	4.76	1,270,887	8.01	306,451	4.01	1,236,743	5.90
10 — 14	797,267	4.62			378,117	4.95	1,080,774	5.16
15 — 19	864,079	5.00	3,898,190	24.56	391,187	5.13	1,118,275	5.34
20 — 24	858,517	4.97			389,604	5.10	972,942	4.64
25 — 29	776,959	4.50	3,898,190	24.56	294,382	3.86	751,624	3.59
30 — 34	619,292	3.59			253,142	3.32	590,563	2.82
35 — 39	375,884	2.18	1,337,349	8.43	270,162	3.54	599,778	2.86
40 — 44	537,630	3.11			250,214	3.28	595,426	2.84
45 — 49	488,000	2.83	1,337,349	8.43	206,479	2.71	445,245	2.13
50 — 54	429,401	2.49			195,787	2.57	471,481	2.25
55 — 59	351,348	2.03	729,588	4.60	132,904	1.74	260,147	1.24
60 — 64	282,092	1.63			147,791	1.94	358,825	1.71
65 — 69	240,494	1.39	729,588	4.60	100,660	1.32	417,902	2.00
70 — 74	170,456	0.99			89,861	1.18		
75 — 79	97,871	0.57	729,588	4.60	45,277	0.59	417,902	2.00
80 ≤	81,202	0.47			49,011	0.64		
不詳	2,329	0.01	—	—	31,494	0.41	13,068	0.06

第1表 (つづき)

年齢階級	カナダ <sup>1)</sup>				アメリカ合衆国 <sup>2), 10)</sup>			
	1955. 7. 1 <sup>e, 9)</sup>		1950. 6. 1		1954. 7. 1 <sup>e, 9)</sup>		1950. 4. 1	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数								
総数	15,573,000	100.00	14,009,429	100.00	162,414,000	100.00	150,697,361	100.00
0—4	1,979,200	12.71	1,722,109	12.29	17,807,000	10.96	16,163,571	10.73
5—9	1,681,800	10.80	1,397,825	9.98	16,347,000	10.07	13,199,685	8.76
10—14	1,352,100	8.68	1,130,783	8.07	12,886,000	7.93	11,119,268	7.38
15—19	1,128,700	7.25	1,057,972	7.55	11,055,000	6.81	10,616,598	7.04
20—24	1,107,400	7.11	1,088,641	7.77	10,899,000	6.71	11,481,828	7.62
25—29	1,190,500	7.64	1,131,215	8.07	11,900,000	7.33	12,242,260	8.12
30—34	1,143,500	7.34	1,042,734	7.44	12,343,900	7.60	11,517,007	7.64
35—39	1,085,400	6.97	999,133	7.13	11,495,000	7.08	11,246,386	7.46
40—44	986,500	6.33	868,567	6.20	11,091,000	6.83	10,203,973	6.77
45—49	845,100	5.43	744,679	5.32	9,884,000	6.09	9,070,465	6.02
50—54	723,400	4.65	662,656	4.73	8,674,000	5.34	8,272,188	5.49
55—59	620,800	3.99	570,690	4.07	7,743,000	4.77	7,235,120	4.80
60—64	525,200	3.37	506,152	3.61	6,575,000	4.05	6,059,475	4.02
65—69	450,300	2.89	433,497	3.09	5,259,000	3.24	5,002,936	3.32
70—74	355,100	2.28	315,072	2.25	3,973,000	2.45	3,411,949	2.26
75—79	226,700	1.46	188,391	1.34	2,432,000	1.50	2,111,949	1.40
80≦	171,300	1.10	149,313	1.07	2,050,000	1.26	3,854,652	2.56
男								
総数	7,883,300	50.62	7,088,873	50.60	80,696,000	49.69	74,833,239	49.66
0—4	1,011,300	6.49	879,063	6.27	9,072,000	5.59	8,236,164	5.47
5—9	860,000	5.52	713,873	5.10	8,351,000	5.14	6,714,555	4.46
10—14	689,200	4.43	575,122	4.11	6,553,000	4.03	5,660,399	3.76
15—19	574,800	3.69	532,180	3.80	5,616,000	3.46	5,311,342	3.52
20—24	558,900	3.59	537,535	3.84	5,488,000	3.38	5,606,293	3.72
25—29	593,300	3.81	552,812	3.95	5,867,000	3.61	5,972,078	3.96
30—34	562,800	3.61	512,557	3.66	6,054,000	3.73	5,624,723	3.73
35—39	540,600	3.47	503,571	3.59	5,637,000	3.47	5,517,544	3.66
40—44	499,600	3.21	445,800	3.18	5,451,000	3.36	5,070,269	3.36
45—49	436,600	2.80	387,708	2.77	4,899,000	3.02	4,526,366	3.00
50—54	373,100	2.40	340,461	2.43	4,289,000	2.64	4,128,648	2.74
55—59	314,600	2.02	292,564	2.08	3,804,000	2.34	3,630,046	2.41
60—64	265,700	1.71	264,324	1.89	3,220,000	1.98	3,037,838	2.02
65—69	231,100	1.48	228,076	1.63	2,552,000	1.57	2,424,561	1.61
70—74	180,400	1.16	160,398	1.14	1,850,000	1.14	1,628,829	1.08
75—79	112,200	0.72	94,130	0.67	1,108,000	0.68	1,000,000	0.67
80≦	79,100	0.51	68,699	0.49	886,000	0.55	1,743,584	1.16
女								
総数	7,689,700	49.38	6,920,556	49.40	81,718,000	50.31	75,864,122	50.34
0—4	967,900	6.22	843,046	6.02	8,735,000	5.38	7,927,407	5.26
5—9	821,800	5.28	683,952	4.88	7,996,000	4.92	6,485,130	4.30
10—14	662,900	4.26	555,661	3.97	6,333,000	3.90	5,458,869	3.62
15—19	553,900	3.56	525,792	3.75	5,439,000	3.35	5,305,256	3.52
20—24	548,500	3.52	551,106	3.93	5,411,000	3.33	5,875,535	3.90
25—29	597,200	3.83	578,403	4.13	6,033,000	3.71	6,270,182	4.16
30—34	580,700	3.73	530,177	3.78	6,289,000	3.87	5,892,284	3.91
35—39	544,800	3.50	495,562	3.54	5,858,000	3.61	5,728,842	3.80
40—44	486,900	3.13	422,767	3.02	5,640,000	3.47	5,133,704	3.41
45—49	408,500	2.62	356,971	2.55	4,985,000	3.07	4,544,099	3.02
50—54	350,300	2.25	322,195	2.30	4,385,000	2.70	4,143,540	2.75
55—59	306,200	1.97	278,126	1.99	3,939,000	2.43	3,605,074	2.39
60—64	259,500	1.67	241,828	1.73	3,355,000	2.07	3,021,637	2.01
65—69	219,200	1.41	205,421	1.47	2,708,000	1.67	2,578,375	1.71
70—74	174,700	1.12	154,674	1.10	2,123,000	1.31	1,783,120	1.18
75—79	114,500	0.74	94,261	0.67	1,324,000	0.82	1,111,949	0.74
80≦	92,200	0.59	80,614	0.58	1,164,000	0.72	2,111,068	1.40

第1表 (つづき)

年齢階級	メキシコ 1950.6.6 <sup>J</sup>		アルゼンチン 1947.5.10 <sup>J,11)</sup>		ブラジル 1950.7.1 <sup>12)</sup>		チリ 1952.4.24 <sup>13)</sup>	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数	25,791,017	100.00	15,893,827	100.00	51,944,397	100.00	5,932,995	100.00
0—4	3,969,991	15.39	1,781,409	11.21	8,370,880	16.12	779,139	13.13
5—9	3,674,593	14.25	1,577,679	9.93	7,015,527	13.51	778,977	13.13
10—14	3,109,884	12.06	1,525,334	9.60	6,308,567	12.14	650,472	10.96
15—19	2,632,191	10.21	1,569,836	9.88	5,502,315	10.59	571,883	9.64
20—24	2,299,334	8.92	1,489,945	9.37	4,991,139	9.61	573,010	9.66
25—29	2,019,606	7.83	1,286,168	8.09	4,132,271	7.96	446,485	7.53
30—34	1,432,167	5.55	1,227,323	7.72	3,245,046	6.25	380,011	6.41
35—39	1,546,767	6.00	1,158,837	7.29	3,041,006	5.85	375,724	6.33
40—44	1,209,671	4.69	1,026,607	6.46	2,388,666	4.60	322,030	5.43
45—49	1,073,549	4.16	870,583	5.48	1,976,693	3.81	260,273	4.39
50—54	828,126	3.21	698,386	4.39	1,584,674	3.05	230,568	3.89
55—59	528,113	2.05	578,126	3.64	1,065,640	2.05	160,522	2.71
60—64	554,071	2.15	418,372	2.63	936,172	1.80	146,952	2.48
65—69	334,197	1.30	277,835	1.75	515,296	0.99	92,797	1.56
70—74	240,788	0.93	169,031	1.06	360,390	0.69	68,236	1.15
75—79	128,729	0.50	94,737	0.60	184,780	0.36	34,865	0.59
80≤	161,900	0.63	78,673	0.49	208,703	0.40	40,025	0.68
不詳	47,340	0.18	64,946	0.41	116,632	0.22	21,026	0.35
男	12,696,935	49.23	8,145,175	51.25	25,885,001	49.83	2,912,558	49.09
0—4	1,999,878	7.75	901,654	5.67	4,235,876	8.16	391,717	6.60
5—9	1,865,138	7.23	798,228	5.02	3,560,850	6.86	391,881	6.61
10—14	1,599,781	6.20	772,310	4.86	3,164,704	6.09	327,460	5.52
15—19	1,248,617	4.84	789,087	4.96	2,644,531	5.09	280,970	4.74
20—24	1,066,764	4.14	748,810	4.71	2,384,460	4.59	274,266	4.62
25—29	981,574	3.81	642,096	4.04	2,030,312	3.91	212,215	3.58
30—34	699,287	2.71	617,742	3.89	1,621,739	3.13	184,985	3.12
35—39	748,361	2.90	597,599	3.76	1,523,976	2.93	178,592	3.01
40—44	587,188	2.28	553,191	3.48	1,227,552	2.36	163,224	2.75
45—49	534,698	2.07	467,999	2.94	1,018,555	1.96	127,157	2.14
50—54	405,259	1.57	386,103	2.43	810,892	1.56	114,318	1.93
55—59	261,388	1.01	316,080	1.99	549,688	1.06	78,935	1.33
60—64	265,194	1.03	224,704	1.41	473,409	0.91	68,718	1.16
65—69	164,750	0.64	142,180	0.89	255,393	0.49	44,294	0.75
70—74	113,574	0.44	84,396	0.54	164,773	0.32	30,729	0.52
75—79	62,748	0.24	43,651	0.27	82,982	0.16	15,390	0.26
80≤	71,531	0.28	32,395	0.20	81,432	0.16	15,009	0.25
不詳	21,205	0.08	26,950	0.17	53,877	0.10	12,698	0.21
女	13,094,082	50.77	7,748,652	48.75	26,059,396	50.17	3,020,437	50.91
0—4	1,970,113	7.64	879,755	5.54	4,135,004	7.96	387,422	6.53
5—9	1,809,455	7.02	779,451	4.90	3,454,677	6.65	387,096	6.52
10—14	1,510,103	5.86	753,024	4.74	3,143,863	6.05	323,012	5.44
15—19	1,383,574	5.36	780,749	4.91	2,857,784	5.50	290,913	4.90
20—24	1,232,570	4.78	741,135	4.66	2,606,679	5.02	298,744	5.04
25—29	1,038,032	4.02	644,072	4.05	2,101,959	4.05	234,270	3.95
30—34	732,830	2.84	609,581	3.84	1,623,307	3.13	195,026	3.29
35—39	798,406	3.10	561,238	3.53	1,517,030	2.92	197,132	3.32
40—44	622,483	2.41	473,416	2.98	1,161,114	2.24	158,806	2.68
45—49	538,851	2.09	402,584	2.53	958,138	1.84	133,116	2.24
50—54	422,867	1.64	312,283	1.96	773,782	1.49	116,250	1.96
55—59	266,725	1.03	262,046	1.65	515,952	0.99	81,587	1.38
60—64	288,877	1.12	193,668	1.22	462,763	0.89	78,234	1.32
65—69	169,447	0.66	135,655	0.85	259,903	0.50	48,503	0.82
70—74	127,214	0.49	84,635	0.53	195,617	0.38	37,507	0.63
75—79	65,981	0.26	51,086	0.32	101,798	0.20	19,475	0.33
80≤	90,369	0.35	46,278	0.29	127,271	0.25	25,016	0.42
不詳	26,135	0.10	37,996	0.24	62,755	0.12	8,328	0.14

第1表 (つづき)

年齢階級	南 朝 鮮 1949. 5. 1 <sup>14)</sup>		琉 球 1953. 7. 1 <sup>e, J, 15)</sup>		台 湾 1954 <sup>e, m, 16)</sup>		フ イ リ ピ ン 1948. 10. 1	
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
総 数	20,166,756	100.00	759,954	100.00	8,593,587	100.00	19,234,182	100.00
0 — 4	5,877,777	29.15	129,316	17.02	1,665,859	19.38	2,991,654	15.55
5 — 9			84,170	11.08	1,041,909	12.12	2,941,567	15.29
10 — 14	2,514,640	12.47	85,189	11.21	978,826	11.39	2,560,113	13.31
15 — 19	2,022,651	10.03	81,702	10.75	891,044	10.37	2,064,304	10.73
20 — 24	1,717,726	8.52	69,035	9.08	772,152	8.99	1,767,494	9.19
25 — 29	1,495,317	7.41	52,036	6.85	668,596	7.78	1,493,947	7.77
30 — 34	1,265,721	6.28	44,502	5.86	569,082	6.62	1,121,025	5.83
35 — 39	1,142,184	5.66	38,646	5.09	463,920	5.40	1,128,853	5.87
40 — 44	947,333	4.70	33,418	4.40	422,219	4.91	754,865	3.93
45 — 49	774,149	3.84	29,540	3.89	331,969	3.86	693,437	3.61
50 — 54	681,634	3.39	26,061	3.43	254,219	2.96	433,777	2.26
55 — 59	616,519	3.06	23,358	3.07	187,985	2.19	343,902	1.79
60 — 64	1,075,726	5.33	19,430	2.56	133,106	1.55	332,106	1.73
65 — 69			14,017	1.84	—	—	197,203	1.03
70 — 74	10,191	1.34	6,096	0.80	212,701	2.48	167,380	0.87
75 — 79	35,379	0.18	4,079	0.54	—	—	82,352	0.43
80 ≤			9,168	1.21	—	—	159,701	0.83
不 詳	—	—	—	—	—	—	502	0.00
総 数	10,188,238	50.52	362,402	47.69	4,406,954	51.28	9,651,195	50.18
0 — 4	2,991,580	14.83	65,421	8.61	852,667	9.92	1,539,409	8.00
5 — 9			42,473	5.59	536,883	6.25	1,514,517	7.87
10 — 14	1,282,027	6.36	42,773	5.63	504,173	5.87	1,312,941	6.83
15 — 19	1,029,625	5.11	40,432	5.32	456,494	5.31	1,001,595	5.21
20 — 24	863,715	4.28	33,310	4.38	389,390	4.53	855,098	4.45
25 — 29	759,752	3.77	23,115	3.04	338,875	3.94	715,785	3.72
30 — 34	652,043	3.23	19,680	2.59	297,352	3.46	545,249	2.83
35 — 39	589,925	2.93	17,161	2.26	247,447	2.88	568,085	2.95
40 — 44	488,270	2.42	14,791	1.95	226,117	2.63	374,436	1.95
45 — 49	393,673	1.95	13,032	1.71	177,413	2.06	363,700	1.89
50 — 54	340,893	1.69	11,467	1.51	134,215	1.56	207,052	1.08
55 — 59	294,192	1.46	10,555	1.39	95,607	1.11	177,730	0.92
60 — 64	485,605	2.41	8,493	1.12	64,277	0.75	168,605	0.88
65 — 69			5,762	0.76	—	—	104,144	0.54
70 — 74	3,986	0.52	2,172	0.29	86,044	1.00	82,986	0.43
75 — 79	16,938	0.08	1,153	0.16	—	—	43,401	0.23
80 ≤			6,626	0.87	—	—	76,123	0.40
不 詳	—	—	—	—	—	—	339	0.00
総 数	9,978,518	49.48	397,552	52.31	4,186,633	48.72	9,582,987	49.82
0 — 4	2,886,197	14.31	63,895	8.41	813,192	9.46	1,452,245	7.55
5 — 9			41,697	5.48	505,026	5.88	1,427,050	7.42
10 — 14	1,232,613	6.11	42,416	5.58	474,653	5.52	1,247,172	6.48
15 — 19	993,026	4.92	41,270	5.43	434,550	5.06	1,062,709	5.53
20 — 24	854,011	4.23	35,725	4.70	382,762	4.45	912,396	4.74
25 — 29	735,565	3.65	28,921	3.81	329,721	3.84	778,162	4.05
30 — 34	613,678	3.04	24,822	3.27	271,730	3.16	575,776	2.99
35 — 39	552,259	2.74	21,485	2.83	216,473	2.52	560,768	2.92
40 — 44	459,063	2.28	18,627	2.45	196,102	2.28	380,429	1.98
45 — 49	380,476	1.89	16,508	2.17	154,556	1.80	329,737	1.71
50 — 54	340,741	1.69	14,594	1.92	120,004	1.40	226,725	1.18
55 — 49	322,327	1.60	12,803	1.68	92,378	1.07	166,172	0.86
60 — 64	590,121	2.93	10,937	1.44	68,829	0.77	163,501	0.85
65 — 69			8,255	1.09	—	—	93,059	0.48
70 — 74	6,205	0.82	3,924	0.52	126,657	1.47	84,394	0.44
75 — 79	18,441	0.09	2,926	0.39	—	—	38,951	0.20
80 ≤			2,542	0.33	—	—	83,578	0.43
不 詳	—	—	—	—	—	—	163	0.00

第1表 (つづき)

年齢階級	イ 1947.5.23		マレー連邦 1947.9.23 <sup>17)</sup>		ビルマ 1951 <sup>18)</sup>		インド 1951.3.1 <sup>18)</sup> <sup>19)</sup>	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数	17,442,689	100.00	4,878,438	100.00	18,597,379	100.00	356,798,700	100.00
0—4	2,644,354	15.16	632,056	12.96	2,562,500	13.78	47,647,500	13.35
5—9	2,470,949	14.17	719,926	14.76	2,286,615	12.30	45,513,000	12.76
10—14	2,259,716	12.96	593,592	12.17	2,108,919	11.34	40,460,300	11.34
15—19	1,944,654	11.15	440,905	9.04	1,793,545	9.64	35,876,000	10.05
20—24	1,547,066	8.87	371,023	7.61	1,804,696	9.70	32,036,300	8.98
25—29	1,248,852	7.16	364,654	7.47	1,639,282	8.81	28,938,900	8.11
30—34	1,146,341	6.57	336,592	6.90	1,464,381	7.87	25,823,300	7.24
35—39	1,005,817	5.77	338,014	6.93	1,111,812	5.98	22,388,500	6.27
40—44	830,778	4.76	300,253	6.15	975,760	5.25	19,045,500	5.34
45—49	691,259	3.96	232,017	4.76	747,235	4.02	15,955,200	4.47
50—54	511,410	2.93	192,822	3.95	654,872	3.52	12,897,000	3.61
55—59	399,257	2.29	109,062	2.24	503,429	2.71	10,026,800	2.81
60—64	281,209	1.61	110,234	2.26	418,238	2.25	7,403,800	2.08
65—69	204,855	1.17	50,144	1.03	230,374	1.24	4,918,800	1.38
70—74	121,728	0.70						
75—79	67,450	0.39	83,455	1.71	295,721	1.59	7,867,800	2.21
80≦	56,884	0.33						
不詳	10,110	0.06	3,689	0.08	—	—	—	—
男								
総数	8,722,155	50.00	2,579,976	52.89	9,497,932	51.07	183,286,700	51.37
0—4	1,328,574	7.62	321,381	6.59	1,257,119	6.76	23,940,900	6.71
5—9	1,250,120	7.17	367,717	7.54	1,153,375	6.20	23,162,600	6.49
10—14	1,141,978	6.55	306,238	6.28	1,073,655	5.77	20,899,300	5.86
15—19	965,041	5.53	224,777	4.61	880,355	4.73	18,453,100	5.17
20—24	754,700	4.33	181,714	3.72	891,282	4.79	16,269,300	4.56
25—29	610,518	3.50	178,215	3.65	864,377	4.65	14,776,500	4.14
30—34	575,499	3.30	175,866	3.60	793,526	4.27	13,403,300	3.76
35—39	514,947	2.95	188,289	3.86	605,407	3.26	11,802,000	3.31
40—44	420,951	2.41	172,130	3.53	522,107	2.81	10,119,100	2.84
45—49	347,601	1.99	143,957	2.95	391,793	2.11	8,466,500	2.37
50—54	252,521	1.45	116,368	2.39	335,624	1.80	6,780,900	1.90
55—59	203,388	1.17	68,250	1.40	256,922	1.38	5,179,100	1.45
60—64	139,592	0.80	63,522	1.30	215,995	1.16	3,740,800	1.05
65—69	102,833	0.59	28,398	0.58	116,082	0.62	2,442,100	0.68
70—74	56,360	0.32						
75—79	29,818	0.17	41,065	0.84	140,313	0.75	3,851,200	1.08
80≦	22,173	0.13						
不詳	5,541	0.03	2,089	0.04	—	—	—	—
女								
総数	8,720,534	50.00	2,298,462	47.11	9,099,447	48.93	173,512,000	48.63
0—4	1,315,780	7.54	310,675	6.37	1,305,381	7.02	23,706,600	6.64
5—9	1,220,829	7.00	352,209	7.22	1,133,240	6.09	22,350,400	6.26
10—14	1,117,738	6.41	287,354	5.89	1,035,264	5.57	19,561,000	5.48
15—19	979,613	5.62	216,128	4.43	913,190	4.91	17,422,900	4.88
20—24	792,366	4.54	189,309	3.88	913,414	4.91	15,767,000	4.42
25—29	638,334	3.66	186,439	3.82	774,905	4.17	14,162,400	3.97
30—34	570,842	3.27	160,726	3.29	670,855	3.61	12,420,000	3.48
35—39	490,870	2.81	149,725	3.07	506,405	2.72	10,586,500	2.97
40—44	409,827	2.35	128,123	2.63	453,653	2.44	8,926,400	2.50
45—49	343,658	1.97	88,060	1.81	355,442	1.91	7,488,700	2.10
50—54	258,889	1.48	76,454	1.57	319,248	1.72	6,116,100	1.71
55—59	195,869	1.12	40,812	0.84	246,507	1.33	4,847,700	1.36
60—64	141,617	0.81	46,712	0.96	202,243	1.09	3,663,000	1.03
65—69	102,022	0.58	21,746	0.45	114,292	0.61	2,476,700	0.69
70—74	65,368	0.37						
75—79	37,632	0.22	42,390	0.87	155,408	0.84	4,016,600	1.13
80≦	34,711	0.20						
不詳	4,569	0.03	1,600	0.03	—	—	—	—

第1表 (つづき)

年齢階級	オーストラリア 1952.7.1 <sup>e,20)</sup>		ニュー・ジーランド 1954 <sup>e,m)</sup>		エジプト 1947.3.26 <sup>21)</sup>		南アフリカ連邦 1946.5.7 <sup>22)</sup>	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数	8,829,465	100.00	2,094,910	100.00	18,966,767	100.00	11,418,349	100.00
0—4	956,914	10.84	247,595	11.82	2,584,817	13.63	1,515,197	13.27
5—9	859,314	9.73	223,090	10.65	2,400,053	12.65	1,457,448	12.76
10—14	656,738	7.44	176,970	8.45	2,213,485	11.67	1,313,099	11.50
15—19	576,175	6.53	142,400	6.80	1,901,460	10.03	1,146,224	10.04
20—24	618,418	7.00	139,180	6.64	1,383,917	7.30	971,926	8.51
25—29	708,930	8.03	152,380	7.27	1,472,267	7.76	958,819	8.40
30—34	688,924	7.80	150,140	7.17	1,309,623	6.90	830,582	7.27
35—39	648,829	7.35	139,660	6.67	1,312,870	6.92	726,235	6.36
40—44	612,544	6.94	138,450	6.61	1,135,279	5.99	603,745	5.29
45—49	533,573	6.04	122,900	5.87	843,714	4.45	488,235	4.28
50—54	466,756	5.29	106,290	5.07	869,740	4.59	375,617	3.29
55—59	408,675	4.63	87,880	4.19	344,169	1.81	265,511	2.33
60—64	371,041	4.20	77,800	3.71	550,825	2.90	258,205	2.26
65—69	295,784	3.35	70,760	3.38	165,926	0.87	189,308	1.66
70—74	207,078	2.35	57,165	2.73	244,515	1.29	130,022	1.14
75—79	121,290	1.37	36,525	1.74	47,478	0.25	74,140	0.65
80≤	98,482	1.12	25,725	1.23	128,274	0.68	81,675	0.72
不詳	—	—	—	—	58,355	0.31	32,064	0.28
男	4,471,415	50.64	1,053,409	50.28	9,391,728	49.52	5,806,644	50.85
0—4	489,344	5.54	126,824	6.05	1,279,582	6.75	746,307	6.54
5—9	439,157	4.97	113,790	5.43	1,208,856	6.37	733,836	6.43
10—14	335,129	3.80	90,420	4.32	1,142,332	6.02	670,617	5.87
15—19	295,128	3.34	72,260	3.45	984,033	5.19	585,947	5.13
20—24	322,969	3.66	71,200	3.40	677,765	3.57	488,549	4.28
25—29	372,153	4.21	79,050	3.77	685,730	3.62	511,720	4.48
30—34	354,008	4.01	75,610	3.61	620,074	3.27	427,760	3.75
35—39	329,890	3.74	69,030	3.30	659,225	3.48	391,383	3.43
40—44	315,991	3.58	69,920	3.34	569,069	3.00	311,308	2.73
45—49	279,123	3.16	62,840	3.00	428,502	2.26	260,137	2.28
50—54	237,192	2.69	54,140	2.58	421,222	2.22	184,558	1.62
55—59	196,873	2.23	42,550	2.03	171,105	0.90	133,966	1.17
60—64	179,069	2.03	36,830	1.76	252,020	1.33	119,403	1.05
65—69	139,476	1.58	33,570	1.60	83,788	0.44	93,653	0.82
70—74	93,849	1.06	27,025	1.29	107,787	0.57	60,765	0.53
75—79	51,877	0.59	17,015	0.81	23,443	0.12	35,597	0.31
80≤	40,187	0.46	11,335	0.54	52,103	0.27	35,032	0.31
不詳	—	—	—	—	25,092	0.13	16,106	0.14
女	4,358,050	49.36	1,041,501	49.72	9,575,039	50.48	5,611,705	49.15
0—4	467,570	5.30	120,771	5.76	1,305,235	6.88	768,890	6.73
5—9	420,157	4.76	109,300	5.22	1,191,197	6.28	723,612	6.34
10—14	321,609	3.64	86,550	4.13	1,071,153	5.65	642,482	5.63
15—19	281,047	3.18	70,140	3.35	917,427	4.84	560,277	4.91
20—24	295,449	3.35	67,980	3.25	706,152	3.72	483,377	4.23
25—29	336,777	3.81	73,330	3.50	786,537	4.15	447,099	3.92
30—34	334,916	3.79	74,530	3.56	689,549	3.64	402,822	3.53
35—39	318,939	3.61	70,630	3.37	653,645	3.45	335,149	2.94
40—44	296,553	3.36	68,530	3.27	566,210	2.99	292,437	2.56
45—49	254,450	2.88	60,060	2.87	415,212	2.19	228,098	2.00
50—54	229,564	2.60	52,150	2.49	448,518	2.36	191,059	1.67
55—59	211,802	2.40	45,330	2.16	173,064	0.91	131,545	1.15
60—64	191,972	2.17	40,970	1.96	298,805	1.58	138,802	1.22
65—69	156,308	1.77	37,190	1.78	82,138	0.43	95,655	0.84
70—74	113,229	1.28	30,140	1.44	136,728	0.72	69,257	0.61
75—79	69,413	0.79	19,510	0.93	24,035	0.13	38,543	0.34
80≤	58,295	0.66	14,390	0.69	76,171	0.40	46,643	0.41
不詳	—	—	—	—	33,263	0.18	15,958	0.14



第2表 主要国別, 男女, 年齢(3区分) 別人口 (a) 総数

国・地域	調査年月日	実数				割合(各別国別人口につき)			
		総数	0-14歳	15-64歳	65歳以上	年齢不詳	0-14	15-64	65以上
イングランド・ウェールズ	1954.6.30 <sup>e</sup>	44,274,000	9,955,000	29,262,000	5,057,000	—	22.46	66.09	11.42
北アイルランド	" <sup>e</sup>	1,387,300	391,300	859,800	136,200	—	28.21	61.98	9.82
スコットランド	" <sup>e</sup>	5,123,336	1,271,034	3,330,055	522,247	—	24.81	65.00	10.19
フロンティア	54.5.10 <sup>1)</sup>	42,843,520	9,978,000	27,667,040	5,198,380	100	23.29	64.58	12.13
西ドイツ	1954 <sup>je m 3)</sup>	49,520,600	10,920,300	33,746,800	4,852,900	—	22.05	68.15	9.80
東ドイツ	46.10.29 <sup>jd)</sup>	17,313,734	4,312,434	11,273,820	1,727,480	—	24.91	65.11	9.98
オランダ	1953 <sup>e m j</sup>	10,493,184	3,124,089	6,513,994	855,101	—	29.77	62.08	8.15
ベルギー	47.12.3 <sup>j</sup>	8,777,873	1,875,214	5,904,767	997,892	—	21.36	67.27	11.37
デンマーク	54.7.1 <sup>e j</sup>	4,405,700	1,171,000	2,812,400	422,300	—	26.58	63.84	9.59
ノルウェー	53.7.1 <sup>e j</sup>	3,359,313	847,821	2,178,621	332,871	—	25.24	64.85	9.91
スウェーデン	1953 <sup>e m j</sup>	7,171,462	1,702,723	4,707,131	761,598	—	23.74	65.64	10.62
フィンランド	" <sup>a m</sup>	4,141,400	1,263,200	2,596,800	281,400	—	30.50	62.70	6.79
アイスランド	51.4.8	2,960,593	854,810	1,789,392	316,391	—	28.87	60.44	10.69
ポルトガル	50.12.15	8,693,000	2,506,200	5,561,100	625,700	—	28.83	63.97	7.20
スペイン	50.12.31	27,976,755	7,333,791	18,606,800	2,022,533	13,631	26.23	66.54	7.23
イタリア	51.11.4 <sup>e5)</sup>	46,738,000	12,248,000	30,687,000	3,803,000	—	26.21	65.66	8.14
スイス	1953 <sup>e m j</sup>	4,876,847	1,163,181	3,242,205	471,461	—	23.85	66.48	9.67
チエコスロヴァキア	47.5.22 <sup>6)</sup>	12,164,095	2,956,086	8,269,208	921,638	17,163	24.34	68.08	7.59
オーストリア	53.10.10 <sup>e j</sup>	6,958,500	1,604,900	4,590,100	763,500	—	23.06	65.96	10.97
ユーゴスラヴィア	54.6.30 <sup>e7)</sup>	17,267,000	5,518,162	10,724,037	1,019,880	4,921	31.97	62.12	5.91
ギリシア	51.4.7 <sup>8)</sup>	7,632,801	2,183,036	4,880,983	510,158	58,624	28.82	64.44	6.74
カナダ	55.7.1 <sup>e9)</sup>	15,573,000	5,013,100	9,356,500	1,203,400	—	32.19	60.08	7.73
アメリカ合衆国	54.7.1 <sup>e j 9 10)</sup>	162,414,000	47,040,000	101,659,000	13,714,000	—	28.96	62.59	8.44
メキシコ	50.6.6 <sup>j</sup>	25,791,017	10,754,468	14,123,595	865,614	47,340	41.78	54.86	3.36
グアテマラ	50.4.18	2,790,868	1,179,617	1,542,396	68,855	—	42.27	55.26	2.47
ホンジュラス	50.6.18 <sup>23)</sup>	1,368,605	555,384	758,641	54,380	—	40.60	55.44	3.97
サルバドル	50.6.13	1,855,917	763,401	1,036,441	54,869	1,206	41.16	55.88	2.96
ニカラガ	50.5.31 <sup>j</sup>	1,057,023	457,478	569,345	30,200	—	43.28	53.87	2.85
コスタリカ	50.5.22 <sup>j</sup>	800,875	343,080	434,120	23,101	574	42.87	54.24	2.89
パナマ	50.12.10 <sup>24)</sup>	756,631	314,382	416,751	24,548	950	41.60	55.15	3.25
ボリビア	50.4.1 <sup>j25)</sup>	2,210,703	955,276	1,169,849	85,578	—	43.21	52.92	3.87
ドミニカ共和国	50.8.6	2,135,872	950,446	1,124,217	61,120	89	44.50	52.64	2.86
ヴェネズエラ	50.11.26 <sup>26)</sup>	5,034,838	2,109,788	2,783,541	133,430	8,079	41.98	55.37	2.65
エキュアド	50.11.29 <sup>j</sup>	3,202,757	1,359,690	1,728,684	113,536	847	42.45	53.98	3.55
ブラジル	50.7.1 <sup>12)</sup>	51,944,397	21,694,974	28,863,622	1,269,169	116,632	41.86	55.69	2.45
ボリビア	50.9.5 <sup>27)</sup>	2,704,165	1,070,852	1,516,751	116,435	127	39.61	56.09	4.31
パラグアイ	50.10.28 <sup>28)</sup>	1,328,452	581,340	697,611	49,501	—	43.76	52.51	3.73
アルゼンチン	47.5.10 <sup>11)</sup>	15,893,827	4,884,422	10,324,183	620,276	64,946	30.86	65.22	3.92
チリ	52.4.24 <sup>13)</sup>	5,932,995	2,208,588	3,467,458	235,923	21,026	37.36	58.65	3.99
南朝鮮	49.5.1 <sup>* 14)</sup>	20,166,756	8,392,417	10,663,234	1,075,726	35,379	41.69	52.97	5.34
台湾	53.7.1 <sup>e j 15)</sup>	759,954	298,675	417,728	34,383	9,168	39.78	55.64	4.58
琉球	1954 <sup>e m 16)</sup>	8,593,587	3,685,594	4,694,292	212,701	—	42.89	54.63	2.47
フィリピン	48.10.1	19,234,132	8,493,334	10,133,710	606,636	502	44.16	52.69	3.15
マレー連邦	47.9.23 <sup>17)</sup>	4,878,438	1,945,574	2,795,576	133,599	3,689	39.91	57.35	2.74
タイ	47.5.23	17,442,689	7,375,019	9,606,643	450,917	10,110	42.31	55.11	2.59
ペルー	1951 <sup>e</sup>	18,597,379	6,958,034	11,113,250	526,095	—	37.41	59.76	2.83
イセロ	51.3.1 <sup>18)</sup>	356,798,700	133,620,800	210,391,300	12,786,600	—	37.45	58.97	3.58
トルコ	46.3.19 <sup>20)</sup>	6,657,339	2,478,444	3,949,397	229,498	—	37.23	59.32	3.45
キプロス	50.10.22	20,947,188	8,018,479	12,211,300	690,662	26,747	38.33	58.37	3.30
オーストラリア	46.11.10 <sup>30)</sup>	450,114	152,014	269,909	28,191	—	33.77	59.96	6.26
ニュージーランド	53.7.1 <sup>e 20)</sup>	8,829,465	2,472,966	5,633,865	722,634	—	28.01	63.81	8.18
ハンガリー	1954 <sup>e m</sup>	2,094,910	647,655	1,257,080	190,175	—	30.92	60.01	9.08
ハンガリー	50.4.1 <sup>25)</sup>	499,769	156,125	323,226	20,418	—	31.24	64.68	4.08
ハンガリー	47.3.26 <sup>21)</sup>	18,966,767	7,193,355	11,123,864	586,193	58,355	38.07	58.83	3.10
アルジェリア	48.10.31 <sup>31)</sup>	7,579,531	3,249,391	4,100,783	203,869	25,488	43.01	54.29	2.69
モロッコ	1952.4 <sup>j 32)</sup>	7,442,110	2,368,670	4,803,820	269,620	—	31.83	64.55	3.62
チニジニア	46.11.1 <sup>* 35)</sup>	2,991,403	1,237,989	1,552,357	201,057	—	41.38	51.89	6.73
ナンガ	52.2.13 <sup>34)</sup>	95,494	36,936	56,091	1,802	665	38.95	59.15	1.90
南アフリカ連邦	46.5.7 <sup>22)</sup>	11,418,349	4,285,744	6,625,396	475,145	32,064	37.64	58.19	4.17

第2表 (b) 男

国・地域	実数					割合 (各国別人口総数 100.00について)			
	総数	0-14歳	15-64歳	65歳以上	年齢不詳	総数	0-14	15-64	65歳以上
イングランド・ウェールズ	21,288,000	5,092,000	14,171,000	2,025,000	—	48.08	11.50	32.01	4.57
北アイルランド	676,100	199,900	416,000	60,200	—	48.73	14.41	29.99	4.34
スコットランド	2,447,035	648,558	1,582,401	216,076	—	47.76	12.66	30.89	4.22
西ドイツ	20,551,100	5,079,940	13,462,720	2,008,420	20	47.97	11.86	31.42	4.69
東ドイツ	23,286,700	5,586,800	15,577,600	2,122,700	—	47.02	11.28	31.46	4.29
オランダ	7,379,546	2,195,167	4,424,344	760,035	—	42.62	12.68	25.55	4.39
ベルギー	5,227,071	1,601,867	3,217,044	408,160	—	49.81	15.27	30.66	3.89
デンマーク	4,320,775	953,612	2,926,033	441,130	—	49.22	10.86	33.33	5.03
フィンランド	2,186,200	599,000	1,388,300	198,900	—	49.62	13.60	31.51	4.51
ノルウェー	1,668,636	435,250	1,084,145	149,241	—	49.67	12.96	32.27	4.44
スウェーデン	3,573,037	872,443	2,346,927	353,667	—	49.82	12.17	32.73	4.93
スイス	1,982,300	644,700	1,232,800	104,800	—	47.87	15.57	29.77	2.53
アイスランド	1,506,597	436,447	915,112	155,038	—	50.89	14.74	30.91	5.24
ポルトガル	4,182,200	1,275,000	2,663,500	243,700	—	48.11	14.67	30.64	2.80
スペイン	13,469,684	3,747,610	8,886,666	828,197	7,211	48.14	13.40	31.78	2.96
イタリア	22,769,000	6,244,000	14,803,000	1,722,000	—	48.72	13.36	31.67	3.68
イスラエル	2,366,088	593,734	1,571,235	201,119	—	48.51	12.17	32.22	4.12
チェコスロヴァキア	5,909,732	1,499,266	4,000,618	401,842	8,006	48.59	12.34	32.94	3.31
ユーゴスラヴィア	3,232,000	818,300	2,099,600	314,100	—	46.45	11.76	30.17	4.51
ギリシア	8,395,000	2,821,716	5,140,835	429,857	2,592	48.62	16.35	29.78	2.49
カナダ	3,721,648	1,119,838	2,349,331	225,349	27,130	48.78	14.78	31.02	2.98
アメリカ合衆国	7,883,300	2,560,500	4,720,000	602,800	—	50.62	16.44	30.31	3.87
メキシコ	80,696,000	23,976,000	50,325,000	6,396,000	—	49.69	14.76	30.99	3.94
グアテマラ	12,696,935	5,464,797	6,798,330	412,603	21,205	49.24	21.23	26.41	1.60
ホンジュラス	1,410,775	607,487	768,928	34,360	—	50.55	21.77	27.55	1.23
エルサルバドル	685,935	284,367	375,659	25,909	—	50.11	20.78	27.45	1.89
ニカラガ	918,469	389,144	502,551	26,089	685	49.48	20.98	27.10	1.41
コスタリカ	520,448	234,827	272,332	13,289	—	49.24	22.22	25.78	1.26
パナマ	399,859	174,004	213,814	11,699	342	49.92	21.74	26.72	1.46
ボリビア	385,328	159,038	213,386	12,336	568	50.92	21.05	28.24	1.63
ドミニカ共和国	1,110,946	485,057	584,923	40,966	—	50.25	21.94	26.46	1.85
グアテマラ	1,070,742	481,748	559,920	29,027	47	50.13	22.56	26.22	1.36
グアテマラ	2,552,491	1,083,957	1,408,540	55,316	4,678	50.68	21.57	28.02	1.10
ブエノスアイレス	1,594,803	695,254	848,529	50,569	451	49.79	21.71	26.50	1.58
ブラジル	25,885,001	10,961,430	14,285,114	584,580	53,877	49.84	21.15	27.56	1.13
ボリビア	1,326,099	550,473	720,138	55,432	56	49.04	20.36	26.63	2.05
パラグアイ	649,109	296,998	330,324	21,787	—	48.86	22.36	24.87	1.64
ウルグアイ	8,145,175	2,472,192	5,343,411	302,622	26,950	51.29	15.62	33.76	1.91
チリ	2,912,558	1,111,058	1,683,380	105,422	12,698	49.05	18.79	28.47	1.78
南朝鮮	10,188,238	4,273,607	5,412,088	485,605	16,938	50.52	21.23	26.68	2.41
琉球	362,402	150,667	192,036	13,073	6,626	47.39	20.07	25.58	1.74
台湾	4,406,954	1,893,723	2,427,187	86,044	—	51.29	22.03	28.25	1.00
フィリピン	9,651,195	4,366,867	4,977,335	306,654	339	50.18	22.70	25.88	1.59
マダガスカル	2,579,976	995,336	1,513,088	69,463	2,089	52.88	20.42	31.04	1.42
インドネシア	8,722,155	3,720,672	4,784,758	211,184	5,541	50.00	21.34	27.45	1.21
マドラス	9,497,932	3,484,149	5,757,388	256,395	—	51.07	18.73	30.96	1.38
インドネシア	183,286,700	68,002,800	108,990,600	6,293,300	—	51.37	19.06	30.55	1.76
タイ	3,532,218	1,263,884	2,143,558	124,776	—	53.06	18.98	32.20	1.87
フィリピン	10,527,085	4,193,652	6,046,994	272,760	13,679	50.25	20.05	28.90	1.30
キプロス	222,510	77,362	131,613	13,535	—	49.43	17.19	29.24	3.01
オーストラリア	4,471,415	1,263,630	2,882,396	325,389	—	50.64	14.31	32.65	3.69
ニュージーランド	1,053,409	331,034	633,430	88,945	—	50.28	15.80	30.24	4.25
ハワイ	273,871	79,830	181,662	12,379	—	54.80	15.97	36.35	2.48
アラブ首長国	9,391,728	3,630,770	5,468,745	267,121	25,092	49.53	19.21	28.92	1.41
アルジェリア	3,823,712	1,649,692	2,058,032	100,369	15,619	50.42	21.83	27.25	1.33
モロッコ	3,691,180	1,192,780	2,344,285	154,115	—	49.60	16.03	31.50	2.07
チュニジア	1,527,982	636,392	786,863	104,727	—	51.07	21.28	26.30	3.50
タンザニア	53,166	19,142	32,495	1,151	378	55.67	20.19	34.27	1.21
南アフリカ	5,806,644	2,150,760	3,414,731	225,047	16,106	50.86	18.89	29.99	1.98

第2表 (c) 女

国・地域	実 数					割 合 (各国別人口総数) 100.00について			
	総 数	0—14歳	15—64歳	65歳≦	年齢不詳	総 数	0—14	15—64	65≦
イングランド・ウェールズ	22,986,000	4,863,000	15,091,000	3,032,000	—	51.92	10.98	34.09	6.85
北アイルランド	711,200	191,400	443,800	76,000	—	51.27	13.80	31.99	5.48
スコットランド	2,676,301	622,476	1,747,654	306,171	—	52.24	12.15	34.11	5.98
フランス	22,292,420	4,898,060	14,204,320	3,189,960	80	52.03	11.43	33.15	7.45
西ドイツ	26,233,900	5,334,500	18,169,100	2,730,400	—	52.98	10.77	36.69	5.51
東ドイツ	9,934,188	2,117,267	6,849,476	967,445	—	57.38	12.23	39.56	5.59
オランダ	5,266,113	1,522,222	3,296,950	446,941	—	50.19	14.51	31.42	4.26
ベルギー	4,457,098	921,602	2,978,734	556,762	—	50.78	10.50	33.93	6.34
デンマーク	2,219,500	572,000	1,424,100	223,400	—	50.38	12.98	32.32	5.07
ノルウェー	1,690,677	412,571	1,094,476	183,630	—	50.33	12.28	32.58	5.47
スウェーデン	3,598,425	830,290	2,360,204	407,931	—	50.18	11.58	32.91	5.69
スイス	2,159,100	618,500	1,364,000	176,600	—	52.13	14.93	32.94	4.26
アイルランド	1,453,996	418,363	874,280	161,353	—	49.11	14.13	29.53	5.45
ポルトガル	4,510,800	1,231,200	2,897,600	382,000	—	51.89	14.16	33.33	4.39
スペイン	14,507,071	3,586,181	9,720,134	1,194,336	6,420	51.86	12.82	34.76	4.27
イスラエル	23,969,000	6,004,000	15,884,000	2,081,000	—	51.28	12.85	33.99	4.45
スイス	2,510,759	569,447	1,670,970	270,342	—	51.48	11.68	34.26	5.54
チェコスロヴァキア	6,254,363	1,456,820	4,268,590	519,796	9,157	51.41	11.99	35.14	4.28
オーストリア	3,726,500	786,600	2,490,500	449,400	—	53.55	11.30	35.79	6.46
ユーゴスラヴィア	8,872,000	2,696,446	5,583,202	590,023	2,329	51.38	15.62	32.34	3.42
ギリシア	3,911,153	1,063,198	2,531,652	284,809	31,494	51.22	14.04	33.42	3.76
カナダ	7,689,700	2,452,600	4,636,500	600,600	—	49.38	15.75	29.77	3.86
アメリカ合衆国	81,718,000	23,064,000	51,334,000	7,319,000	—	50.31	14.20	31.61	4.51
メキシコ	13,094,082	5,289,671	7,325,265	453,011	26,135	50.76	20.55	28.46	1.76
グアテマラ	1,380,093	572,130	773,468	34,495	—	49.45	20.50	27.72	1.23
ホンジュラス	682,670	271,217	382,982	28,471	—	49.88	19.82	27.98	2.08
サルバドル	937,448	374,257	533,890	28,780	521	50.52	20.18	28.79	1.55
ニカラガ	536,575	222,651	297,013	16,911	—	50.76	21.06	28.10	1.60
コスタリカ	401,016	169,076	220,306	11,402	232	50.08	21.13	27.53	1.43
パナマ	371,303	155,344	203,365	12,212	382	49.08	20.56	26.91	1.62
ポルトガル	1,099,757	470,219	584,926	44,612	—	49.75	21.27	26.46	2.02
ドミニカ共和国	1,065,130	468,698	564,297	32,093	42	49.87	21.95	26.42	1.50
ヴェネズエラ	2,482,347	1,025,831	1,375,001	78,114	3,401	49.31	20.41	27.35	1.55
エクアドル	1,607,954	664,436	880,155	62,967	396	50.21	20.75	27.49	1.97
ブラジル	26,059,396	10,733,544	14,578,508	684,589	62,755	50.16	20.71	28.13	1.32
ボリビア	1,378,066	520,379	796,613	61,003	71	50.96	19.24	29.46	2.26
パラグアイ	679,343	284,342	367,287	27,714	—	51.14	21.40	27.65	2.09
アルゼンチン	7,748,652	2,412,230	4,980,772	317,654	37,996	48.71	15.24	31.47	2.01
チリ	3,020,437	1,097,530	1,784,078	130,501	8,328	50.95	18.56	30.18	2.21
南朝鮮	4,118,518	4,118,810	5,251,146	590,121	18,441	49.48	20.46	26.08	2.93
琉球	397,552	148,008	225,692	21,310	2,542	52.61	19.71	30.06	2.84
台湾	4,186,633	1,792,871	2,267,105	126,657	—	48.72	20.86	26.38	1.47
フィリピン	9,582,987	4,126,467	5,156,375	299,982	163	49.82	21.45	26.81	1.56
マレー連邦	2,298,462	950,238	1,282,488	64,136	1,600	47.12	19.49	26.31	1.32
マダガスカル	8,720,534	3,654,347	4,821,885	239,733	4,569	50.00	20.96	27.66	1.38
ペルー	9,099,447	3,473,885	5,355,862	269,700	—	48.93	18.68	28.80	1.45
インドネシア	173,512,000	65,618,000	101,400,700	6,493,300	—	48.63	18.39	28.42	1.82
セイロン	3,125,121	1,214,560	1,805,839	104,722	—	46.94	18.24	27.13	1.57
トルコ	10,420,103	3,824,827	6,164,306	417,902	13,068	49.75	16.28	29.47	2.00
キプロス	227,604	74,652	138,296	14,656	—	50.57	16.59	30.72	3.26
オーストラリア	4,353,050	1,209,336	2,751,469	397,245	—	49.36	13.70	31.16	4.50
ニュー・ジーランド	1,041,501	316,621	623,650	101,230	—	49.72	15.11	29.77	4.83
ハワイ	225,898	76,295	141,564	8,039	—	45.20	15.27	28.33	1.61
ニュージーランド	9,575,039	3,567,585	5,655,119	319,072	33,263	50.46	18.87	29.91	1.68
アルゼンチン	3,755,819	1,599,699	2,042,751	103,500	9,869	49.59	21.17	27.04	1.37
モロッコ	3,750,930	1,175,890	2,459,535	115,505	—	50.40	15.80	33.05	1.55
チリ	1,463,421	601,597	765,494	96,330	—	48.93	20.11	25.59	3.23
タニガニ	42,328	17,794	23,596	651	287	44.33	18.76	24.88	0.69
南アフリカ連邦	5,611,705	2,134,984	3,210,665	250,098	15,958	49.14	18.75	28.20	2.20

備考  $j$ …常住人口,  $e$ …推計人口,  $m$ …平均人口,  $p$ …暫定数, \*…0—14, 15—59, 60以上の年齢区分.

- 1) 満年齢によらず, 出生年次による年齢区分. センサスの5%サンプルによる速報.
- 2) 1947年イタリーに割譲されたコムニオン(1954年センサス人口2,848)および敵国捕虜(推計663,000)を除く. 年齢区分は1歳未満を除き, 満年齢によらず出生年次による.
- 3) ラウンドのため, 各年齢区分の計は必ずしも総数と一致しない.
- 4) 敵国捕虜, 一般人収容者, 輸送中の難民(東ドイツ133,327, 西ドイツ247,240, ドイツ全土384,323)を含む.
- 5) センサス速報結果の総人口を1950年12月31日推計の男女年齢別構成係数により推計.
- 6) 1947年ハンガリーにより割譲されたプラスチックラヴァ橋頭堡(1941年3,379)を除く.
- 7) コパー, プジェ, 1954年10月に加わつた旧トリエスト自由領の部分(1953年の推計人口62,725)を除く.
- 8) 在外軍人を含み, 国内の外国軍人を除く.
- 9) ユーコン, 北西部地域を除く.
- 10) 合衆国本土外にある軍人および長期国外に在留する一般人を除く.
- 11) 実査人口, 調査洩れ1%として補正総人口は16,052,765.
- 12) ジャングルのインディアンと男女年齢別に集計されない31,960を除く.
- 13) 実査人口, 調査洩れの補正を含めた総人口6,206,544.
- 14) 国内の一般人としての外国人(21,885)を除く.
- 15) 1951年, 53年に日本に帰属した奄美群島を除く現在の地域.
- 16) 外国人を除く.
- 17) 乗船中の旅行者, 常住者でない軍人および捕虜(合わせて14,735), ならびに遊牧の原住民(29,648)を除く.
- 18) カシミール・ジャミュおよびアッサムの調査不能の部族地域, アンダマン, ニコバル諸島およびシヤンデルネガール, カリカル, マエ, ポンデイシエリー, ヤナンの諸集落を除く.
- 19) 10%サンプルにより補正した年齢構成.
- 20) 純血の原住民(1944年の推計47,000)を除く.
- 21) 遊牧民(55,073), 敵国捕虜および国内の外国軍隊を除く.
- 22) 国外の軍人を含み, 国内の敵国捕虜を除く.
- 23) 実査人口, 調査洩れ10%として補正総人口は1,505,465.
- 24) 運河地帯および部族のインディアン(土着の)人口を除く.
- 25) アメリカ合衆国の駐留軍人を含む.
- 26) ジャングルのインディアン(56,705)を除く.
- 27) 実査人口, 調査洩れの8.4%と部族のインディアン(推計87,000)を含めて総人口は3,019,031.
- 28) 実査人口, ただし男女年齢別に集計されない12,881を除く. またジャングルのインディアン(17,000)および調査洩れの補正50,067を除く.
- 29) 常住者でない軍人および船員(1946年36,606)を除く.
- 30) 軍人および特別の抑留所にいる者(センサス時12,422)を除く.
- 31) 回教徒人口で, 満年齢によらず出生年次による年齢区分で, 兵営の軍人を除く.
- 32) 原住民人口で, モロッコ人の回教徒人口のみ.
- 33) 原住民人口, 回教徒(2,919,860)およびユダヤ人人口(71,543).
- 34) 非原住民の人口.

United Nations, Demographic Yearbook, 1954および1955年版による.

なお, 年齢別人口割合(すべて総人口=100.00)は本研究所において算定, ただし, 年齢3区分別割合は年齢不詳を除いた総人口に対する割合である.

# 雑 報

## 年報第1号の刊行

人口問題研究所では昭和31年度に新しく年報刊行の予算をえたので、主として昭和30年度の研究成果をとりまとめて年報第1号を刊行した。本号では研究者それぞれ1篇の研究論文の編集という形をとつたが、その目次を掲げれば以下のようなものである。

### 人口問題研究所年報第1号（昭和31年度）目次

日本人口基本構造の変動——出生および死亡の変動との関連において——	館 稔
わが国人口再生産力の地域構造に関する研究	上 田 正 夫
昭和25年センサスに現われた人口移動の地域的形態	山 口 喜 一
離婚に関する統計的観察	岡 崎 文 規
有配偶者の死亡に関する統計的観察	佐 藤 寧 子
戦後過剰人口の分析	本 多 龍 雄
東京都下の零細工業従業員に関する調査結果の概要—潜在失業問題分析のための—資料—	宮 川 実 茂
戦後における農民的多産の諸型態	林 和 正
ファミリー・サイクルよりみた農村相続世帯	小 林 和 正
近代的大工場の工員世帯に対する就労時間調査結果の概要	島 村 俊 彦
家族計画10年の実態推移とその分析	篠 崎 信 男
実地指導による家族計画普及の促進と効果について	青 木 尙 雄
農村における標本10世帯の医学検診結果の概要	荻 野 嶋 子
安定人口理論における一考察	高 木 尙 文
人口学と社会形態学 —— Halbwachs を中心として ——	皆 川 勇 一
英文抄録	

## 実地調査の施行

昭和31年度典型的な社会集団の人口学的総合調査のうち最近実施された岡山県下での機械化農村調査並びに東京都下での大都市世帯の労働力構成調査の調査要綱を掲げれば以下のとおりである。

### 昭和31年度人口学的総合調査のうち農村地域に関する調査要綱（昭和31.9.15）

#### 1. 調査目的

本調査は人口学的総合調査の一環として行うものであるが、人口学的総合調査は我国人口の構造的特性をその一部面において典型的に代表し、したがってわが国現下の人口問題の問題点を集約的に示唆しているような特定の地域又は職域を選定し、その人口構造を人口の経済的活動状況、社会的移動、再生産力ならびに健康度等の人口学的諸見地から総合的に観察して、現下の人口及び人口問題の実態を科学的かつ総合的にあきらかにすることを目的とする。

うち、農村地域調査は、わが国人口中とくに停滞的過剰人口層を形成している農村地域の過剰人口の在り方とその解決方をあきらかにすることを主目的とする。

とくに本年度においては、日本農業の技術的進歩、機械化の普及が最高度の発展を示している農業地帯において、最古かつ最近代的な機械化農村を標本として選定し、農業における技術的進歩が、農業労働の高度利用

または労働節約として作用している実態を分析し、今後に予想される日本農業の機械化の促進が、農家階層分解や農業人口の在り方に及ぼす種々の可能性を判断しうるにたる資料をうることを目的とする。

## 2. 調査地域

1の調査目的にしたがい、岡山県児島郡興除村を選び調査を行う。

## 3. 調査の方法対象及び範囲

興除村について全世帯を対象とする世帯単位の基本調査を行うほか、全夫婦を対象とする出産歴調査その他の特殊調査を行う。調査票の配布及び蒐集については現地当局の協力を求める。

### A. 基本調査

基本調査は世帯単位で全世帯に対し配票調査の方法によつて行う。配票調査は原則として自計主義による。

### B. 特殊調査のうちとくに配票自計主義によるものは下のとおりである。

#### (1) 出産歴調査

全夫婦に対する配票調査とする。

#### (2) 農家生活実態調査

農家全部に対する配票調査とする。

#### (3) 生計費調査（とくに育児費の究明に重点をおく）

農家各階層について代表的な世帯各10世帯を選び1ヶ月に亘り家計簿式にこれを記入させる。

#### (4) 就労状況調査（家事労働をも含み全世帯員について記録する）

上の生計費調査を行う世帯について同じく1ヶ月間特別の記入簿に記入させる。

### C. 特殊調査のうちとくに面接調査によるものは下のとおりで研究所係官自ら之を行う。

#### (1) 動力耕耘機成立の技術的並に経済的条件に関する調査（就労状況調査対象農家中より若干世帯を選定）

### D. 以上の外現地既存資料についての調査を行う。

## 4. 現地調査の時期

10月7日より約5日間に亘り、係官1名が現地に滞在して配票調査の指導及び面接その他の特殊調査を行う。

## 5. 主要調査事項

### (1) 人口の基本的特性に関する事項

イ. 人口の男女年齢別構成

ロ. 男女年齢及び配偶関係別人口

ハ. 男女年齢及び就業関係別人口

### (2) 世帯のデモグラフィ的構造に関する事項

イ. 世帯のデモグラフィ的構造とくに社会階級別特性の比較

ロ. 世帯外にわたる家族のデモグラフィ的構造

### (3) 世帯の社会系譜学的構造に関する事項

イ. 世帯来住の時期

ロ. 世帯主とその親及び同胞との関係

ハ. 社会的通婚圏

### (4) 人口収容力に関する事項

イ. 世帯の経済規模と機械化の構造

ロ. 世帯の労働力構成とその就労状況

ハ. 世帯の生活水準（消費構造）とくに子供の扶養及び教育負担の差異

### (5) 人口の社会的移動性に関する事項

イ. 世帯の転出入及び世帯員の転出入とその形態

ロ. 転出入者の地域移動

ハ. 転出入者の職業移動

(6) 人口の再生産力に関する事項

- イ. 夫婦の婚姻及び出産歴（出生児の死亡を含む）
- ロ. 産児調節の実情

昭和31年度人口学的総合調査のうち大都市世帯の労働力構成に関する調査要綱

(昭和31.11.20)

1. 調査目的

人口学的総合調査は、わが国の人口及び人口問題の諸側面をそれぞれ典型的に代表しているような特定の地域または、職域を選定し、これらの典型的標本についてその実態を人口学的諸見地から多角的に観察し、現下人口対策の策定に必要な基礎資料をうることを目的とする。

うち大都市世帯の労働力構成に関する調査は、人口の大都市集中傾向の著しい最近の状況にかんがみ、人口の圧力に対する生活維持のための適応がどのような世帯人員の労働力化をもたらしているかを、労働力化の理由、時期、世帯主に対する続柄別分布から眺め、階層別、世帯形態別に労働力構成の実態を把握すると共に労働力そのものの内容を検討することを目的とする。

2. 調査対象

東京都下区域内にある世帯より3,000世帯を選び対象とする。

3. 対象地域及び対象世帯の抽出

対象地域については、東京都下区域内より次の基準に従って次の典型的四区を選び各区毎に750世帯を含む典型的調査区を設定する。

- A. 住宅地域を多く含む区
- B. 工場地域を多く含む区
- C. 商業地域を多く含む区
- D. 低所得世帯を多く含む区

対象世帯については、上記の各調査区内の750世帯を全て対象とする。

4. 調査方法

調査は、別紙調査票及び附帯票によつて行い、調査員によつて各世帯に調査票及び附帯票を各一枚ずつ配布し、世帯主が記入したものを調査員をして点検の上蒐集せしめる。

5. 調査の施行時期

本調査は、11月25日現在の事実を把握することを建前として、25日より30日までの間に施行する。

6. 調査事項

調査票は現在の世帯の労働力構成を、附帯票は世帯主が13才当時属していた世帯の労働力構成を観察することを目的とする。主な調査項目は次の通り

A. 調査票

I 世帯主について

- 1. 氏名
- 2. 年齢
- 3. 男女別
- 4. 結婚状態
- 5. 結婚年月
- 6. 職業
- 7. 1ヶ月平均手取収入
- 8. 10才未満及び10才以上の男女別世帯員数
- 9. 東京都への来住時期（昭和24年以前及び昭和25年以後別）

II 10才以上の世帯員について

- 1. 氏名
- 2. 年齢
- 3. 男女別
- 4. 世帯主との続柄
- 5. 結婚状態
- 6. 現在の仕事（無職、内職も含む）
- 7. 平均1ヶ月の収入
- 8. 最初に働きはじめた時のこと（イ. 働きはじめた時期 ロ. その時の仕事の種類 ハ. 働きはじめた理由）

B. 附帯票

- 1. そのときの世帯主について

1. 氏名 2. 現在の世帯主との続柄 3. 職業 4. 居住地 5. 年齢

II そのころの世帯員全部について

1. 氏名 2. 現在の世帯主との続柄 3. 男女別 4. 働らいていたか、いなかったか

定例研究報告会

前々号(第64号)所収以降の定例研究報告会の報告題名と報告者名は以下のとおりである。

昭和31. 5. 16	戦前戦後の人口の再生産構造の分析……………	本 多 技 官
” 31. 5. 23	Cologistie 曲線の適応例……………	館 技 官
” 31. 5. 30	古代人の寿命に関する諸研究について……………	小 林 技 官
” 31. 7. 4	Harvey Leinstein, A Theory of Economic Demographic Development, Princeton, 1954 の概要について……………	高 木 技 官
” 31. 8. 1	ケインズの“平和の経済的帰結”に関するビバリッジと ケインズの論争について……………	高 木 技 官
” 31. 9. 19	北米原住民の人口変化における年齢構成と性比……………	小 林 技 官
” 31. 10. 10	山梨県南巨摩郡西山村血族結婚部落の調査概要 (スライド映写及録音再声)……………	篠 崎 技 官
” 31. 10. 24	人口の再生産率について……………	高 木 技 官

日本学術会議の人口問題研究体制に関する要望決議

日本学術会議では昭和29年4月より本会議の性格に最もふさわしい長期研究計画調査委員会(委員長有沢広己博士)を設けて、緊急かつ重要にして長期の研究調査を必要とする諸問題を、人口問題、食糧問題、エネルギー、基礎科学、技術、防災の諸部門にわたって検討してきたが、その報告は同31年10月25、26日の両日にわたる同会議第22回総会にかけられ、慎重な審議を経て、政府に対する提案として議決せられた。その内とくに人口問題に関する提案および人口問題小委員会によつて検討された報告を掲げれば以下のとおりである。

人口問題を総合的に研究する機構の確立についての提案(総会附議の提案のまま)

政府につぎのことを要望すること

わが国の人口問題は消費人口、生産人口、民族人口の見地から見て、特に重大な国民的課題であり、その解決が迫られていることは言うまでもない。わが国経済自立と健全な民族力の向上発展のために、これらの課題の解決を促進することが緊急必要事である。よつて政府はこの問題の根本対策樹立のため、従来の関係研究所を拡充強化するとともに、一方本問題に関連する諸部門がきわめて広範囲にわたることにかんがみ、それらを総合的に推進するための総合研究機構を早急に確立する必要がある。

大学における人口学講座の設置についての提案(同上)

政府につぎのことを要望すること

わが国人口問題の研究は今後ますます重要性を加え、その研究、調査、政策立案にたずさわるべき人材の養成が強く要請されている。それにもかかわらず、現在なお、各大学においてこれを講座として取上げているものが全くないことは甚だ遺憾である。よつて大学に、それぞれ特色のある人口学講座を設置することが必要である。

人口問題小委員会報告(委員林恵海博士報告及説明)

I 人口問題の総合研究機構の拡充強化について

1. 主 旨

日本国土の人口は昭和31年7月に遂に9000万を突破した。そして近き将来10数年のうちには1億人口に達す



ると推計されている。日本は中国、印度、ソ連、アメリカについて世界第5位の大人人口国であるが、現在の国土はアメリカのカリフォルニア州の大きさに過ぎない。まことに過剰人口の悩みは、戦前に倍加して日々の国民生活の中で切実に痛感されていることはここに言うまでもない。そしてこのような人口増加は消費人口の見地からは食糧問題として、生産人口の見地からは、就業、雇用問題として、また民族人口の見地からは民族資質や民族活力の帰趨にかかわる問題として、これらの人口問題の緊急かつ長期にわたる重大なる国民的課題は強力な研究機構の下においてその解決の基本研究をせまっている実情にある。

なお、わが国の人口問題研究機構の強化は国際的要請に応ずるためにも必要になつてきた。戦後、国連の経済社会理事会等によつて世界人口の研究調査の組織体制が促進され、特に予想されがちな世界3大人人口爆発地域の第1位地域とみられる東南アジア地域諸国における膨大な人口激増と貧困および経済後進性とのはげしい相剋はひいては世界平和の維持に対して重大な関係があるとして、東南アジア諸国の人口の研究調査は国際的に強い関心事となり、従つて日本がその一環にして、しかもその指導的な人口研究体制をもつことによつて、その研究結果の国際的貢献が期待されている現状にある。このことにかんがみても、わが国の人口問題研究機構の強化が一層に要望される。

ここにおいて、学術会議内の本委員会は発足以来日本の人口問題を国民生活との諸関係に沿つてその問題の現状と将来につき研究調査を続けてきた結果、一つは国立大学に人口学講座を設置すること(後述)、他の一つはここに説明するところの人口問題研究機構を拡充強化することが最も必要であると認めるにいたつた。

これがために、本委員会は強固な自立経済の樹立と健全な民族力の向上、発展に緊切に連関せしめた研究体制をもつたところの人口問題総合研究機構の確立を要望する。ために、現在の厚生省人口問題研究所を拡充強化し、これが人口問題の諸研究調査を主として担当して、その研究機能を果たし得るようにすることが望ましい。

## 2. 人口問題の総合研究機構において研究さるべき若干の課題について

### (1) 人口問題の基礎理論的研究

イ. 経済の発展と人口増加との相互的連関性を明らかにし、人口に対する根本の考え方を科学的に確立すること。特に人口の増加が消費人口(潜在購買力)としてもまた生産力としても、経済の成長と発展にとつて強力かつ安定的な推進要因の一つとして果してきた役割と、並びにその限界について、長期趨勢的観点から分析すること。

ロ. 右の研究は広く世界的観点に立つて検討するとともに、現下の世界人口問題の動向をそのような世界史的観点から把握すること。就中現下世界人口問題の動向分析については、資本主義的社会体制下における現段階的特殊性を低開発地域の後進国と先進文明国の差異に即して明らかにするとともに之を社会主義的体制下にある人口の動向とも、理論的に並び実証的に比較検討し、科学的な人口観の確立を期すること。

### (2) 人口問題関係諸統計の人口学的解析

イ. 人口増加の構造的変動を単に社会生物学的見地からだけでなく、社会諸科学的見地からも解析し、とくにわが国現在及将来の人口変動の諸特性を消費人口、生産人口、民族人口等について解析すること。

ロ. 将来推計人口は、長期国策の基礎資料として重要な寄与をなすものであるから、特に心理的、社会的、経済的な諸条件を配慮して各種の推計を行うこと。

### (3) 人口問題の経済学的並びに社会学的研究

イ. わが国産業の特殊的構造(近代的高度産業と農林漁業及び零細商工営業等のいわゆる前近代的家族的産業との並存する跛行的な産業構造)と人口増加及人口収容力との関係についてその歴史的経過や将来の研究。

ロ. 上掲「第(1)の④」経済発展と人口増加の連関性について計量経済学的分析を行い、いわゆる「適度人口」特に産業別適度人口の問題を科学・技術の進歩と生産性の向上に即して動的に明らかにすること。

右の分析に当つては科学・技術の進歩による生産性の向上が、産業構造の特殊性の下での雇用構造に及ぼす影響に焦点をおき、特にオートメーションの雇用効果に関する研究を行うこと。またかかる生産性の向上の下では今後の累加して行く大なる労働力人口の増加をどのような産業構造の再編とそれに伴う雇用

構造の変化の中で最も有効に収容して行くかの研究を行うこと。

- ハ. またわが国産業構造の特性にかんがみ農業の機械化が雇用構造に及ぼす影響について特に重点的に研究すること。この場合、農業が一つの産業として、また国民の食糧生産業として、並びに国民的生業及び生活の場として担っている種々の役目が今日相互に矛盾対立するに到つた現状に即し、之を人口問題の立場から統合統一して今後の農業政策の基本方向の確立に資すること。
- ニ. また生産性の向上が大資本中心に推進され、また国際貿易中心にかたよりすぎる結果、人口収容力を一段と畸型化する危険が少なくない点にかんがみ、国土資源の総合開発と国内市場の拡充による人口収容力の拡大効果について研究すること。
- ホ. 右の研究に当つては特別の重点を人口の極端な大都市集中傾向の是正と人口の地域的適正配分におき、今日の人口が大都市集中傾向の実態とその明暗効過を人口流出地域とそれを受け入れる大都市との双方の立場から分析検討すること。
- ヘ. 戦後人口の相対的過剰が低所得就業者あるいは潜在失業的人口層の肥大と恆常化という形で進行しつつある現状にかんがみ、その実態を分析計量すること、そのためには、「生活水準」に関する理論的並びに実証的研究。特にいわゆる「貧困線」の設定の仕方、その計量方法等について体系的な研究をあわせ行うことが是非とも必要である。又かかる潜在失業的人口層の悪循環的拡大傾向を科学的に分析するとともにかかる悪循環を断ち切るための諸対策、とくに家内労働法や最低賃金制度の対策的効果と可能性を人口圧力と対決して検討することが必要である。
- ト. 人口年齢構成の急速度の高年化、差し当つては生産年齢人口の激増、更に之につづいては老年人口の増加に対応し、労働力人口を国民経済的見地からも国民生活の見地からも最も妥当かつ効果的な形に再編することが必要であるがそのためには教育制度の問題、家族制度のあり方、社会保障的諸制度の問題等について人口問題の見地から総合的に検討すること。
- チ. 過剰人口の圧迫下に進行している種々の社会悪や社会不安の濃化は現在の社会経済体制に対する無言の抗議であるから、その実態を科学的に計量する研究を行うこと。

#### (4) 人口問題の社会生物学的研究

- イ. 戦後の急迫せる生活事情の中で進行している出生率の急激な低下運動の実態を特に社会階級別に分析検討すること。
- ロ. 特に人工妊娠中絶の普及の実態を合法、非合法の双方にわたつて明らかにし、現行「優生保護法」の総合的効過を検討すること。
- ハ. 社会階級別の疾病率、とくに貧困と疾病との悪循環的運動の実態を究明すること。
- ニ. 劣質人口の大きさとその社会階級分布の実態を明らかにし、その貧困との関係について特に検討すること。

#### (5) 民族問題に関する人口学的研究

- イ. 上掲「(1) 人口問題の基礎理論的研究」を民族興亡の観点から更に具体化すること、とくに「民族活力」の問題を人口現象の推移に即して明らかにすること。
- ロ. 心身両面にわたる民族資質の向上を期すために、いところの民族資質の実体について、あらゆる見地からの多角研究を行うこと。
- ハ. 移民については単に当面の過剰人口対策の見地からよりもむしろ人口の移植という見地から農業、商業技術移民等のすべてにわたつて最大の関心をおき、移住地適応並にその人口動態に関する諸問題について諸科学の総合的研究を推進すること。

### 3. 人口問題の総合研究機構の組織について

#### (1) 本研究機構は総合研究体制を必要とする

本研究機構はわが国の強固な自立経済の樹立と健全な民族力の向上・発展とに緊切に連関せしめた人口問題・人口政策の調査研究を目的とするのであるが、先きに類例的に示した人口問題（その当面並に長期の対

策樹立を含めて)の諸研究が国民生活の広い範囲の局面にわたっており、そして之等の問題の正しい調査研究と対策樹立の完全な検討は、例えば人口統計の研究のみによつて之を処理することは全く不可能のことであつて、従つて連関諸科学の多くの専門家の協力によつて総合的に研究しなければその目的を達成し得ない。故に本研究機構は統計学(数理統計学・社会統計学・人口統計学)推計学・社会調査・人口学・社会学(社会心理学を含む)教育学・経済学・経営学・社会政策学・農業経済学・人文地理学・人類学・民族学・民俗学・遺伝学・社会生物学・体育学・社会医学(公衆衛生学)・社会福祉学等々の諸専門家の人材を協力せしめている総合研究機構として強化されることが必要である。

(2) 本総合研究機構の組織は以下のものとする

イ. 人口問題研究審議会(仮称)。本審議会は人口問題・人口対策の研究企画・研究課題を審議決定し、その研究調査を指導し、研究結果を審査検討し、研究発表の責任に当る。本審議会にて決定された課題の研究調査は、人口問題研究所をはじめ、必要の場合には本審議会の決議により、適当な機関に研究調査を委属する。

本審議会の委員構成は、人口学講座担当教授、連関講座担当教授、人口問題に関する学識者から成る。なお必要のある場合には関係行政官を委員に加えることができる。

ロ. 人口問題研究所。本研究所は、(イ)の人口問題研究審議会の指示に従つて人口問題・人口対策の研究調査を実行する中心実働部である。人口に関する諸問題・諸対策の研究調査は国民生活の広範囲にわたつて深く連関的にとりあげられねばならぬ故にその研究調査には、連関する諸科学の多くの専門家の人材を集めて強力な協力体制をもたねばならぬ。

ハ. 人口問題文献・資料センター。本センターは(ロ)の本研究所に並置する。人口理論、人口問題、人口政策、人口史等並びに之等に連関する内外の一切の文献・資料を集めて人口問題研究のための文献・資料センターをおく。本センターは海外の人口問題研究機関、大学、その他の関係機関との研究連絡、研究結果の交換を行う。また本センターは国内の官庁、研究所、大学、民間に公開して人口問題研究のために奉仕する。なお、研究結果の発刊は最も肝要なことであつて、この仕事は本センターに所属せしめてもよい。

## II 国立大学における人口学講座の設置について

### 1. 主 旨

(添付資料)によつて既に察知される如く、終戦時より現在並びに将来に互つて、わが国の人口問題は政治・経済・産業・社会のあらゆる国民生活においてその根本的な問題として重大性をますます増大しつつある。にもかかわらず F. W. Notestein (プリンストン大学の人口研究所長)が、「日本の運命にとつて最も重大性をもっている日本の人口現象に関してその基礎研究の源泉たる人口学講座が大学において正式に1つもない事態は不思議である」と批判したことに特に留意する必要がある。わが国運に緊切にも連関している人口現象・人口問題の学問的研究が昔時より非常に弱く、その発足が非常におくれている現状のこの不幸の原因は結局するところ大学において人口学講座がすでに設けられていなかったことに源流しているとみてよい。もちろんわが国の大学において近來は僅かではあるが人口に関する短期的講義或は補助的講義は行われてきたが、国立の大学には正式の講座としての人口学講座は1つもない実状にある。本委員会は、ここに、大学院をもつ国立総合大学の学部へ人口学講座の創設を最も必要であると考え、専任の教授、助教授、助手の教官陣容と研究室設備との充実した研究体制をもつ講座組織の下に人口学の基礎的・理論的並びに具体的諸研究を推進せしめられるよう要望してやまない。

そして人口学講座における研究実績は、直接には我が国の人口学の発達に対し、ひいては国際的に斯学の発展に大いに貢献することはもちろんのこと、なお進んでは、わが国の人口現象・人口問題・人口対策の諸研究の正しい発達を育成し促進する上に必須な学問的貢献をなす。また人口学講座担当教授は或いは人口問題研究審議会の委員を兼務して直接にわが国の人口問題の研究を指導する。なお、人口学講座にては、専攻学生を教授する故に、彼等が卒業して或いは大学院に入り人口学の研究に新分野を拓くもの、或いはその専攻の学問をも

つて人口問題総合研究機構、その他の関係研究所に入つて研究に従事するもの、或いはまた関係官庁に入つてその専攻の立場から人口問題解決の直接、間接の企画立案に奉仕する等、何れも日本の将来にとつて緊急を要する専門的人材の給源として人口学講座の創設の意義は大きい。

## 2. 人口学講座における主要研究内容

- a) 一般人口学（人口基礎理論、人口問題、人口政策）
- b) 人口学説史、人口史（世界及び日本）、人口誌
- c) 人口学研究法（人口統計法、人口実態調査法を含む）
- d) 人口学特殊研究——例えば農村人口論、都市人口論、人口生態論、人口移動論（人口都市集中論、人口新陳代謝論）産業人口論、人口収容論、失業人口論（顕在失業人口論、潜在失業人口論）、職業人口論、人口地理学、移民人口論、民族人口論（人口資質論）

## 3. 人口学講座は実験講座とする

人口学は経験的・実証的・社会科学であつて、その研究には例えば時によると社会生物学的研究法の場合には実験を要するし、社会科学的研究法の場合には実態調査を必要とすることが甚だ多い、従つて人口学講座は実験講座とすることが肝要である。

## 4. 人口学講座は一様の講座内容とせず、特色のある人口学講座のあり方が望ましい。

大学院をもつ国立総合大学の学部には人口学講座が設置せられる場合に、それぞれできる限りその講座内容に特色のあるものが設置されることが望ましい。例えば或る大学には社会学科の中に、或る大学では経済学科の中に、或は農業経済学科、地理学科、社会医学科等の中に人口学講座が設置され、そして例えば農業経済学科の中の人口学講座にあつては一般人口学論は勿論研究されるがその他に特殊人口学の研究として農村人口論が集中的に研究されて、従つてその人口学講座を特色のある講座とするあり方が望ましい。

公私立の大学院をもつ総合大学については人口学講座は上述の国立総合大学の場合と同じ在り方で設置されることを要望する。（以下、Ⅲ・参考資料を省略）

## 朝日新聞社の国土総合開発調査会の食糧政策への提案

朝日新聞社の国土総合開発調査会では食糧自給の可能性に関する問題を中心にして過去1年半にわたり検討をすすめていたが、最近一応の結論をまとめて昭和31年12月17日紙上に之を公表した。再掲すれば以下のようである。

### 食糧政策への提案

食糧政策の根本は、国民に、安価にして良質の食糧を豊富に供給するにあることはいうまでもないが、同時に総人口の四割以上におよぶ農民に、生産と生活の安定、向上を約束するものでなければならない。この2つの要求にあわせて応えるためには、国土の農業的利用を合理化し、より高めてゆく以外にはない。国土の高度利用には山林原野の開発によつて農用地の量的拡大をはかるとともに、耕地の生産力を質的に深めてゆくことが必要である。

そして、その利用は、畜産物の増産に多くの余地を残していることが指摘できる。すなわち、これまでの米を主体とした農業から、畜産を大きくとり入れた農業への転換が、長期的な農業政策の目標とならなければならぬ。もちろん、米作を重視すべきことはいうまでもないが、畜産をこれと併進させる方向をとるべきだというのが、われわれの結論の基調である。

国民の食構造に畜産物の比重が次第に高まってくることは、諸国の実情がこれを示しており、わが国もその例外ではないが、将来の国民の食構造を想定しつつ上述の施策がすすめられるならば、わが国における食糧自給度はさらに高められ、かつ農業の領域拡大によつて農村の過剰人口問題の緩和が期待できるであろう。

しかし、このような構想は、高い計画性にもとづかねば実現はむずかしい。今日の食糧増産政策にはその意味で反省を要する多くの点があることはいうまでもない。今後の食糧政策にたいする提案の要約は次の如く

つて人口問題総合研究機構、その他の関係研究所に入つて研究に従事するもの、或いはまた関係官庁に入つてその専攻の立場から人口問題解決の直接、間接の企画立案に奉仕する等、何れも日本の将来にとつて緊急を要する専門的人材の給源として人口学講座の創設の意義は大きい。

## 2. 人口学講座における主要研究内容

- a) 一般人口学 (人口基礎理論, 人口問題, 人口政策)
- b) 人口学説史, 人口史 (世界及び日本), 人口誌
- c) 人口学研究法 (人口統計法, 人口実態調査法を含む)
- d) 人口学特殊研究 — 例えば農村人口論, 都市人口論, 人口生態論, 人口移動論 (人口都市集中論, 人口新陳代謝論) 産業人口論, 人口収容論, 失業人口論 (顕在失業人口論, 潜在失業人口論), 職業人口論, 人口地理学, 移民人口論, 民族人口論 (人口資質論)

## 3. 人口学講座は実験講座とする

人口学は経験的・実証的・社会科学であつて、その研究には例えば時によると社会生物学的研究法の場合には実験を要するし、社会科学的研究法の場合には実態調査を必要とすることが甚だ多い、従つて人口学講座は実験講座とすることが肝要である。

## 4. 人口学講座は一様の講座内容とせず、特色のある人口学講座のあり方が望ましい。

大学院をもつ国立総合大学の学部には人口学講座が設置せられる場合に、それぞれできる限りその講座内容に特色のあるものが設置されることが望ましい。例えば或る大学には社会学科の中に、或る大学では経済学科の中に、或は農業経済学科、地理学科、社会医学科等の中に人口学講座が設置され、そして例えば農業経済学科の中の人口学講座にあつては一般人口学論は勿論研究されるがその他に特殊人口学の研究として農村人口論が集中的に研究されて、従つてその人口学講座を特色のある講座とするあり方が望ましい。

公私立の大学院をもつ総合大学については人口学講座は上述の国立総合大学の場合と同じ在り方で設置されることを要望する。(以下、Ⅲ・参考資料を省略)

## 朝日新聞社の国土総合開発調査会の食糧政策への提案

朝日新聞社の国土総合開発調査会では食糧自給の可能性に関する問題を中心にして過去1年半にわたり検討をすすめていたが、最近一応の結論をまとめて昭和31年12月17日紙上に之を公表した。再掲すれば以下のようである。

### 食糧政策への提案

食糧政策の根本は、国民に、安価にして良質の食糧を豊富に供給するにあることはいうまでもないが、同時に総人口の四割以上におよぶ農民に、生産と生活の安定、向上を約束するものでなければならない。この2つの要求にあわせて応えるためには、国土の農業的利用を合理化し、より高めてゆく以外にはない。国土の高度利用には山林原野の開発によつて農用地の量的拡大をはかるとともに、耕地の生産力を質的に深めてゆくことが必要である。

そして、その利用は、畜産物の増産に多くの余地を残していることが指摘できる。すなわち、これまでの米を主体とした農業から、畜産を大きくとり入れた農業への転換が、長期的な農業政策の目標とならなければならぬ。もちろん、米作を重視すべきことはいうまでもないが、畜産をこれと併進させる方向をとるべきだというのが、われわれの結論の基調である。

国民の食構造に畜産物の比重が次第に高まつてくることは、諸国の実情がこれを示しており、わが国もその例外ではないが、将来の国民の食構造を想定しつつ上述の施策がすすめられるならば、わが国における食糧自給度はさらに高められ、かつ農業の領域拡大によつて農村の過剰人口問題の緩和が期待できるであろう。

しかし、このような構想は、高い計画性にもとづかねば実現はむずかしい。今日の食糧増産政策にはその意味で反省を要する多くの点があることはいうまでもない。今後の食糧政策にたいする提案の要約は次の如く

である。

1. 日本は戦前は、主食の15%不足分を朝鮮、台湾からの米の移入、年平均200万トンで補っていた。戦後は平均300~400万トンの米麦を輸入している。国民の食生活には麦がふえ、戦前の米食率85%は、昭和30年70%を割った。
2. 日本人の食構造におけるタンパク、脂肪の不足が体位の劣弱、短命の重要な原因となつているから、麦食の普及を推進するとともに動物性食糧の比重を高めることが緊要である。したがつて、国内における畜産物の増産について強力な政策が行われなければならない。
3. 国民食構造の改善については、学校給食制度を重視しなければならない。学校給食は戦後の食糧欠乏時における児童の食糧補給という観点からはじめられたが、目標の重点を国民食生活の合理化に切りかえ、その観点から諸般の施策を行うことが必要である。
4. 農村における食生活の穀物重点、とりわけ米食偏重の習慣は是正されなければならない。畜産物増産の施策と共にその自家消費による栄養改善指導を強力にすすめるべきである。農村地帯における学校給食制の普及は、農家の食生活改善の一手段として重視されてよい。
5. 日本における食糧生産について国土の効率的利用がまだ十分ではない。水田米作は園芸の精密さをもっているが、畑作は発展の余地があり、殊に山林原野の利用は著しく立ちおけている。その部面ではとりわけ畜産の発展が可能である。
6. 水田については、今後、米作に適しない地域にまで面積の拡大をはかるべきではない。既耕地における水利条件の改善、土地改良、技術改善を通じて単位面積当りの生産増強と安定をはかり、同時に投下労働量軽減の方向に進むべきである。
7. 水田裏作はまだ余地がある。単作地帯における2毛作化の推進、青刈飼料作物の導入、米麦の連作から新たな輪作形態へ転換の可能性などを検討しなければならない。水田地帯における畜産成立の可能性が地域的に探究される必要がある。
8. 畑作農業はその発展が著しくおけているから、食糧増産には畑地の高度利用を重視しなければならない。畑地かんがい、畑作の輪作形態、多角化、畜産の導入、土壤保全について地帯別の検討を行い、全国的視野に立つた指導計画を立てることが望ましい。麦作に対しては国際的な麦類の過剰、価格低落の傾向を考慮し、技術、経営の合理的改善が指導されるべきである。その対策の一つとして麦作の飼料作化による畜産の導入が考慮されてよい。
9. 既耕地の利用を最高度に高めるためには一定団地、一定地域を単位として生産を計画的にすすめる必要がある。その推進については行政的措置、または立法的措置が考究されなければならない。
10. 山林原野の農業的開発は、全国的計画を立てて急速に行わなければならない。開発工事は大機械力により極力スピード・アップする必要がある。それによつて入植者の経営、生活の安定を促進し、生産を高め、投下資本の効率を向上させねばならない。
11. 山林原野の農業的開発は、畜産を基幹とするものでなければならない。大面積の開拓地には大規模の畜産経営を原則としなければならない。従来の小農経営的开发は、投資効率、経営安定の点から反省を要する。
12. 自然条件の悪い開拓地に対する農業技術については著しい立ちおれがあるから、大学、試験場などにおいて早急に技術対策を研究すべきである。既開拓地については、現地指導の強化、資金の集中的投下が行われなければならない。
13. 国有林野、公有林野、私有林野と合せて総合的利用計画を立てねばならない。林地、牧野、農地の合理的な区分がそれぞれの地域の自然条件にしたがつて行われるべきである。
14. 山林原野の農業的開発、利用の高度化は所有権、利用権の固定化によつて制約されているから、それらの権利関係を調整する立法措置を講じなければならない。開発にあつては、国家資金の投入、長期低利資金の供給がなされなければならない。
15. 用水配分の不合理その他水に関する権利が依然として古い制度と慣行に支配されている (27頁へつづく)